第2編

風水害・共通対策編

第1章　基本的な考え方

市は、市民生活に甚大な被害が及ぼされる大規模な風水害に対処すべく、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

本編は、過去の災害事例及び水害による浸水、土砂災害警戒区域等を考慮し、想定される被害の程度や機能支障等に対して、より現実的かつ計画的な風水害対策を実施することを目指す。

また、本編には、次の各編に関して、風水害対策と共通する事項を定める。

・第３編　地震災害対策編
・第４編　南海トラフ地震防災対策推進計画編
・第５編　火山災害対策編
・第６編　その他の災害対策編

なお、本編に記載する共通事項のほかに、各種災害対策において特に留意すべき事項については、各種災害対策編（第３～６編）に記載する。

第1節　災害の想定

第1　近年の風水害による被害状況

本市において、平成 18～令和４年の過去 17 年間で人的被害・住家被害が発生した風水害は、次のとおりである。

いずれも６月から９月にかけての梅雨・台風シーズンに発生しており、その多くは被害規模は小さいものの、複数の軒数が床下浸水した住家被害も発生している。

■近年の風水害による被害（小林市）

種目	細目	被害	災害名	発生年月日
人的被害	死亡	１名	梅雨前線による大雨	平成 30 年 7 月 5 日～9 日
	重傷	１名	台風 11 号	平成 26 年 8 月 6 日～10 日
	軽傷	１名	梅雨前線による大雨	平成 18 年 7 月 20 日～23 日
		１名	梅雨前線による大雨	平成 23 年 6 月 15 日～22 日
住家被害	全壊	１戸	梅雨前線による大雨	平成 23 年 6 月 15 日～22 日
	半壊	―	―	―
	床上浸水	１戸	梅雨前線による大雨	平成 22 年 7 月 2 日～4 日
	床下浸水	１７戸	梅雨前線による大雨	平成 22 年 7 月 2 日～4 日
		５戸	梅雨前線による大雨	平成 23 年 6 月 15 日～22 日
		１戸	台風 15 号による大雨	平成 23 年 9 月 15 日～21 日
		１戸	台風 12 号	平成 26 年 7 月 29 日～8 月 5 日

参考：宮崎県災害の記録（令和４年災害誌）

第2 被害想定

本計画の策定に当たっては、市の特性及び過去の災害事例等を考慮し、次の風水害を想定する。

1 水害

本市のほとんどの河川は、市西部及び北部の山地から流下し、一級河川大淀川に合流して日向灘に注いでいる。大雨が降った場合、堤防の決壊、内水の氾濫など浸水被害が発生する危険性があり、過去に台風や集中豪雨により水害が発生している。

本市では、岩瀬川、本庄川で水防法に基づく浸水想定区域に指定された区域及び過去に浸水被害が発生した区域等、水害の発生する危険のある区域として想定する。

※小林市防災マップ(ハザードマップ)参照

2 土砂災害

本市は、市域の大部分を山地が占めており、山地を流下する河川沿いの平坦地等に集落や市街地が形成されている。このため、大雨が降った場合には、がけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害の発生する確率が高く、過去は台風や集中豪雨による土砂災害が多く発生している。

市内には、667 箇所（土石流 156 箇所、急傾斜地 509 箇所、地すべり 2 箇所）の土砂災害警戒区域等が指定されている。

本市では、土砂災害警戒区域等を土砂災害の発生するおそれのある区域として想定する。

※総則編 29 ページ、資料編E-6[土砂災害警戒･特別警戒区域(指定)]参照
※小林市防災マップ(ハザードマップ)参照

3 大規模深層崩壊

昨今の集中豪雨や融雪に伴い発生頻度が高まっている大規模斜面崩壊は、崩壊土砂量の規模が 10 万m^3 以上と、いったん崩壊が発生すると河川閉塞や土石流の頻発等の甚大かつ広範囲に亘る被害を発生させる懸念がある。この深層崩壊は、隆起量が大きい特定の地域や一定の地質条件で多く起こることが知られており、国土交通省の発表（「深層崩壊に関する全国マップについて」H22.8.11）では、本県における深層崩壊の発生推定頻度として「特に高い」又は「高い」とされるものが約６割を占めている。

本市では、須木山地の一部がこれに相当するものと全国マップに公表されているが、その詳細な発生箇所や発生メカニズムは現在解明途上であることから、本計画では具体的な被害想定の対象とせず、この災害事象を念頭に置き警戒避難体制構築時の基礎的災害情報として活用を図る。

第2章　災害予防計画

第1節　風水害に強いまちづくり

[施策の基本方針]

“点”（防災拠点）、“線”（道路ネットワーク）、“面”（市街地整備）の各観点から、災害に強いまちづくりを推進する。また、個別の建築物の災害に強い構造（耐震化・不燃化等）への誘導や、災害危険箇所や危険物施設等における防災対策に努める。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　防災拠点の整備計画	危機管理課、関係各課、市立病院
第2　道路・橋りょうの整備計画	建設課
第3　市街地の整備計画	建設課
第4　建築物・住宅の安全対策計画	管財課
第5　災害危険箇所における安全確保計画	危機管理課、建設課、農業振興課
第6　危険物等施設の安全確保計画	危機管理課、消防本部（中央消防署）

第1　防災拠点の整備計画

市（危機管理課、関係各課）及び小林市立病院は、災害時に本市が実施する災害応急対策等の活動拠点となる施設等を市の防災拠点と位置づけ、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備等の整備を図り、平常時から点検、訓練等に努める。

また、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や衛星通信等の非常用通信手段を確保するなど、防災機能の充実を図る。

並びに、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。

1　情報通信拠点の整備

災害発生時において、市民への情報伝達、指定避難所との連絡調整並びに県等への報告・応援要請など、災害に関する情報を統括する施設を「情報通信拠点」とする。

市役所を情報通信の「中心拠点」、各総合支所（須木、野尻）を情報通信の「副拠点」、小・中学校又は公民館を情報通信の「地区拠点」として位置づけ、施設の耐震性の確保と情報通信機器（インターネットや衛星携帯通信施設など）の整備推進に努める。

2　医療救護拠点の整備

県が指定する地域災害医療センター（地域災害拠点病院）に指定されている小林市立病院を医療救護の拠点として位置づけ、市の救急医療機関の後方支援ができるよう次のような体制整備に努める。

ア　施設・設備の整備
イ　耐震性の強化
ウ　緊急時におけるライフラインの確保

エ　ＤＭＡＴ等の医療救護班の編成
オ　多数傷病者の受入れに対する訓練や研修による職員の育成と強化
カ　災害時における域内の救急告示病院との連携強化

３ 輸送拠点の整備

小林中央公民館（大集会室）を市外からの援助物資の集出荷を担う「輸送中心拠点」、須木総合ふるさとセンター及び野尻中学校体育館を市外及び輸送中心拠点からの援助物資の集出荷（須木地域及び野尻地域）を担う「輸送副拠点」として位置づけ、物資の輸送拠点としての必要な機能整備を図る。また、宮崎自動車道霧島ＳＡ（下り線）を地域外との「輸送中継拠点」として位置づける。

４ 食料供給拠点の整備

小林学校給食センター、小林東方学校給食センター及び野尻学校給食センターを災害時の「食料供給拠点」として位置づけ、災害時において炊き出し等を行い、指定避難所に食料を供給する拠点としての機能充実に努める。

５ ボランティア拠点の整備

八幡原市民総合センター及び小林市地域防災センターを災害時の活動中心拠点となる災害ボランティアセンターの設置場所として位置づけ、必要な整備を図る。また、必要に応じて各地区のきずな協働体が災害時のボランティア地域拠点となれるよう連携及び必要な整備を図る。

６ 指定避難所の整備

災害時におけるの生命の安全確保を図るため、土砂災害や水害の危険のない場所に立地する公共施設や公民館及び小・中学校を指定避難所として指定する。

なお、指定避難所の中でも最大収容できる「市民体育館」は、小林総合運動公園内に複合型体育館として移転新築整備されることが決定している。整備に当たっては、車中避難を選択される避難者等に対し、太陽光発電設備を備えた蓄電池の設置や外灯のＬＥＤ化、スマートフォンの充電設備など、多種多様な避難者ニーズに対応できるよう整備を図る。

さらに、小林総合運動公園は、プール、陸上競技場、野球場などの施設がある。特にプールにおいては、屋内にプールやシャワーの施設があり、あらゆる災害時において、長期避難者に対する衛生面の向上に利活用するため、施設の整備及び維持管理を図る。

７ ヘリポートとして活用できる場所の確保

大規模災害時において、ヘリコプターによる迅速な救急・救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うため、小林区域、須木区域及び野尻町区域それぞれに数箇所のヘリポートとして活用できる場所を確保する。

８ 救助活動拠点の整備

災害時における広域応援活動を円滑に受入れるための施設として、小林総合運動公園を本市の「救助活動拠点」として位置づけ整備する。さらに支所エリア毎に副拠点の整備を推進する。

9 防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難地・物資集荷場・情報基地として機能する拠点施設として「野尻町総合交流ターミナル（道の駅ゆ～ぱるのじり）」の整備・充実を図る。

10 その他

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第2 道路・橋りょうの整備計画

道路は、災害時の避難路、緊急物資の輸送路、救援活動等の通行路としての機能のみならず、火災延焼を抑制する機能や家屋倒壊の連鎖などの被災範囲の拡大を抑制する機能等も持ち合せている。

市（建設課）は「第２次小林市総合計画」などを踏まえつつ、今後開発される主要地区については、社会資本整備事業を積極的に実施するなど、防災上からも十分な検討を加えつつ、道路整備促進を図り、災害対応の支障となる狭あい道路等の解消に努める。

1 道路の整備等

(1)道路ネットワークの確保

広域的及び地域的な防災体制を確立するため、災害時における交通を速やかに確保できるよう道路ネットワークの計画的な整備に努める。

県の緊急輸送道路に位置づけられている道路（国道 221 号、265 号、268 号）及びそれらの道路と市の各防災拠点とを結ぶ道路は、本市における緊急輸送道路と位置づけ、防災機能の強化を図る。また、その他の道路は、災害により緊急輸送道路が不通となった場合の代替経路となる路線を中心に、災害時の緊急輸送や応急対策活動等に支障のないよう必要な整備を図る。

(2)道路整備計画

①市街地等

ア　都市計画道路事業を推進する。

イ　生活道路の計画的な整備を進め、狭あい道路等の解消に努める。

ウ　沿道緑化や道路幅員の確保等に努め、避難路としての防災機能の向上に努める。

②山地部

道路交通の安全と円滑な運行の確保を図るために、落石等の危険箇所や岩盤崩壊危険箇所等に対して、防災対策や維持管理を計画的に進め、安全な道路整備に努める。特に、地形・地質条件が厳しい須木区域に関しては、各集落の孤立防止を常に念頭に置いた迂回路の確保と道路・橋りょうの維持管理に努める。

2 防災道路の構築

都市計画道路の整備推進により、災害発生時における道路交通の確保や市街地での火災による延焼遮断を図り、都市の防災化に努める。

避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を

図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(1)都市計画道路

都市計画道路は、それぞれの道路で必要とされる交通機能や空間機能に応じた幅員の確保と緑化（植樹帯）によって、災害時における避難路としての整備を推進する。

(2)市道等

災害時における緊急輸送道路や避難空間としての市道整備を進める。また、市道沿道の建築物については、耐火・耐震建築物としての建設促進を指導していくことにより、大規模災害発生時等における有効な防災空間としての機能確保を図る。

3　橋りょうの整備

橋りょうの新設、拡幅に当たっては、耐震性に十分配慮して整備を行う。また、既設橋りょうで著しく老朽化の進んでいるもの、耐荷力の不足するもの、及び出水期に流失等のおそれがあるものについては、架替えや維持補修（橋脚の強化）等に努める。

第3　市街地の整備計画

市（建設課）は、既成市街地において災害時に都市構造的にぜい弱であると考えられる地域について、道路・公園等の公共施設の整備充実を図るため、面的な整備の促進に努める。

1　市街地の面的整備

既成市街地においては面的な整備を推進し、道路・公園等の公共施設の整備を図る。

(1)土地区画整理事業による市街地の整備

土地区画整理事業により、道路や公園等の公共施設がバランスよく整備された市街地を整備し、風水害や地震災害に強いまちを形成する。

(2)市街地再開発事業による市街地の整備

市街地再開発事業の実施により、市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進し、災害に強いまちを形成するよう努める。

2　住宅市街地の整備

既成市街地において木造住宅が密集している地域については、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等を活用し、建築物の耐震不燃化の促進、道路・公園等の公共施設の整備を図るよう努める。

3　市街地の建築物規制

大火又は地震時の延焼火災に備え、沿道型市街地等において、特に道路等による延焼遮断効果を高める必要があると考えられる地域について、防火地域の指定検討を進める。

4 オープンスペース(公園･緑地等)の整備

公園・緑地は、風水害時においては、地域住民の一時的な緊急集合場所、また震災時においては、火災などが発生した場合には防火帯として機能し、かつ避難場所となるオープンスペースである。よって、市街地における街区公園等を避難時の一時集合場所として活用していくなど、防災機能の向上に努める。

また、小・中学校のグラウンドや公園・広場等を指定緊急避難場所に指定する。

第4　建築物･住宅の安全対策計画

市（管財課）は、地震・台風等による建築物の倒壊等の被害や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進に努める。

1 防災建築の促進

建築物の多数を占める木造住宅については、建築主や関係事業者に対して、住宅建設の際は台風・暴風対策も含めた防災対策を行うよう広報・啓発に努める。

また、木造の公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

2 建築物の災害予防措置

地すべり、がけ崩れ等により人体、生命に危険を及ぼすおそれがある区域内の居住者が、危険区域外に移転する場合の住宅の新築、並びに建築基準法第 10 条の規定により特定行政庁から住宅の除却、移転又は改築の命令の予告通知を受けたものが移転する住宅の新築又は改良については、その費用について、住宅金融公庫の特別融資がなされるため、該当者への融資利用の広報により、これを促進し安全化の向上を図る。

がけ地近接等危険住宅移転事業は、がけ地の崩壊等により、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う者を対象とし、補助金を交付する市町村に対して国と県が必要な助成を行う制度であることから、急傾斜地崩壊防止対策と併せて促進し、市民の生命の安全を確保する。

また、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

3 重要施設の安全性確保

不特定多数の者が利用する建築物、学校、医療機関等の応急対策上重要な建築物については、風水害等に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、民間の建築主や関係事業者に対してもその重要性の広報・啓発に努める。

4 関連施策の推進

災害時の避難路の確保のため、施設管理者等に対して、建築物の外壁や看板等の落下物対策及びブロック塀や道路に面した自動販売機の転倒防止等の安全対策を図るよう広報･啓発に努める。

また、施設管理者等は、上記の安全対策のほか、建築物における天井材など非構造部材の脱落防止、家具等の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等にも努める。

第5　災害危険箇所における安全確保計画

1　河川氾濫に伴う浸水想定区域の公表等

(1)洪水予報河川等に指定されていない中小河川の周知

市（危機管理課）は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(2)浸水想定区域の公表

市（危機管理課）は、浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定める。

また、上記施設の名称・所在地、洪水予報等の伝達方法、指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

(3)浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

市（危機管理課）は、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、指定避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、及び浸水想定区域内の要配慮者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地を防災マップ等により市民に周知する。

指定避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項は次のとおりである。

ア　浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて選定した洪水時の指定避難所について周知を図る。

イ　避難経路については、基本的には市民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が完了するよう避難指示等を発令する。また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

2　土砂災害警戒区域の公表

市（危機管理課）は、警戒区域ごとに、情報伝達、警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、広く市民に公表する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、指定避難所に関する事項、その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

3　災害危険箇所の実態調査

(1)危険箇所の調査

市（危機管理課、建設課）は、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、洪水、地すべり、山崩れその他異常現象により災害の発生するおそれのある次の地域・箇所に

ついては、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておく。なお、調査は、消防本部（中央消防署)、消防団、警察、自衛隊等の防災関係機関と、当該地域の市民との連携のもとで実施する。

ア　山地災害危険箇所等
イ　土砂災害警戒区域等
ウ　建築基準法に基づく災害危険区域
エ　水防計画の重要水防箇所
オ　主要道路交通途絶予想箇所
カ　その他の災害危険箇所

(2)危険箇所の調査結果の周知

①災害危険箇所の点検体制の確立

市（危機管理課、建設課）は、県土木事務所や農林振興局、消防機関、警察等防災関係機関等と協力し、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織や自治会等の参加を得て行うよう努める。

②災害危険箇所の災害危険性の把握･周知

市（危機管理課）は、災害危険箇所の内容を市民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。その他、把握すべきがけ崩れ、土石流、地すべり等の危険性について調査し、結果を市民に周知する。

③災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知･徹底

市（危機管理課）は、災害危険箇所に係る指定緊急避難場所・指定避難所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により市民に周知する。

ア　災害危険箇所の他、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した防災マップの作成・掲示・配布
イ　広報紙、ポスターやパンフレット等の掲示・配布、自主防災組織や自治会等の活動等

④危険箇所への対策

市（危機管理課、建設課、農業振興課）は、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、山地災害危険地区に係る地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

特に流木災害が発生するおそれのある森林について、間伐等の森林整備を推進するものとする。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、市民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

さらに、市（農業振興課）は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災及び農地保全対策を推進するものとする。

第6　危険物等施設の安全確保計画

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）における危険物の貯蔵及び取扱い並びに運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、ますます複雑化、大規模化している。

市（危機管理課）は、このような危険物施設等の災害を防止するため、消防本部（中央消防署）及び県と連携し、危険物等施設の管理者に対して、施設の適正な維持管理計画の樹立と危険物施設等の保安管理の徹底を指導する。

1　災害予防措置

危険物貯蔵所、防火対象物等の予防査察及び災害予防上必要な措置については、「消防法」の定めるところにより実施する。

2　危険物等施設の対策

消防本部（中央消防署）は、危険物による火災は燃焼速度が著しく速く、短時間に広範囲に燃え広がる危険性と消火が非常に困難であるという特性を考慮し、次の対策を指導する。

ア　危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）の適正な維持管理及び正しい危険物の貯蔵取扱いに努める。

イ　事故事例を研究し事前検討を行う。

ウ　危険物取扱者を対象に講習会及び研修会を実施し、保安教育を行う。

エ　危険物災害発生を防止することを目的として、危険物取扱い事業所等が組織している協会を通じて、関係者の自発的な防火意識の高揚を図る。

オ　立入り検査時及び各種火災予防運動週間等に計画的な指導を行う。

カ　大地震発生時の危険物災害に即応する設備、資機材等の整備

○危険物火災等に即応するため、化学消火剤・設備及び資機材等を備蓄するよう危険物施設の管理者を指導する。

○危険物災害対策用の化学消火剤・設備及び資機材等を確保するため、これらを保有する施設、民間業者等の実態を把握する。

※資料編E-3[危険物施設一覧]参照

3　液化石油ガス対策

消防本部（中央消防署）は、液化石油ガス供給設備など、貯蔵タンクでのガス漏れ等の事故を防止するため、次の対策を指導する。

ア　宮崎県高圧ガス保安協会等の関係機関との緊密な連絡の徹底

イ　消防法第４条に基づく立入検査等

一般的な火災予防についての指導のほか、事業所での自主的な保安管理、災害発生時の応急措置体制の確立等についての防火指導を実施する。

※資料編E-4[液化石油ガス貯蔵所、充填所]参照

4　火薬類対策

消防本部（中央消防署）は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の強化並びに火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に規定する基準の遵守及び保安教育の徹底を図る。

ア　火薬類製造所等の所有者等に対して、法令に規定する諸基準に当該施設を維持させるなど保安監督指導を行う。

イ　必要に応じて、保安体制の確立を図るよう指導する。

※資料編E-5[火薬庫]参照

第2節　災害発生前における体制の整備

[施策の基本方針]

風水害の発生のおそれがある場合に円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動、罹災証明書の発行体制等を整備する。特に、市民の迅速かつ円滑な避難、要配慮者の避難支援対策を充実・強化する。

このため、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者に対して早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）を伝達する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　減災協議会等の設置	危機管理課、建設課
第2　警報等の伝達体制の整備	危機管理課
第3　避難誘導体制の整備	危機管理課、福祉課、長寿介護課、消防団
第4　災害未然防止活動体制の整備	危機管理課、農業振興課、関係各課
第5　罹災証明書発行体制等の整備	税務課、消防本部（中央消防署）
第6　各種データの保存及びバックアップ体制の整備	管財課、税務課、関係各課

第1　減災協議会等の設置

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体計に推進することを目的として、県、市町村、河川国道事務所が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するものとする。

県、市（危機管理課、建設課）及び河川国道事務所は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスク評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、県及び市町村は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第2　警報等の伝達体制の整備

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断等を促すものとする。

市（危機管理課）及び防災関係機関は、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるよう体制の整備を図る。

また、降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じて事前避難に関する広報を実施するため、事前に広報要領を定めておく。

第3　避難誘導体制の整備

市（危機管理課）は、風水害により市民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難誘導体制を整備する。

避難誘導体制の検討に当たっては、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路等を明らかにするとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することも想定しておく。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

1　避難対象地区の指定等

市（危機管理課）は、過去の風水害の履歴や災害危険区域及び土砂災害警戒区域等地域の実情から判断して、台風や豪雨等による浸水、山・がけ崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、自主防災組織や自治会等と連携して、地区ごとに指定緊急避難場所・指定避難所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

2　避難計画の作成

市（危機管理課）は、防災関係機関の協力を得て、地域の実情に応じた次の内容の避難計画を作成する。

ア　災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき災害時要援護者の状況、福祉施設等の状況

イ　市民への情報伝達方法

市防災行政無線のほか、市メール配信サービス、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法

ウ　指定避難所・避難路

指定避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮する。

エ　避難誘導員等

避難する際の、自主防災組織のリーダーや消防団員等の誘導員を定め、特に、地域の独居老人等の災害時要援護者については、誘導担当者を定めておく。

また、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

3　要配慮者対策

市（福祉課、長寿介護課）は、要配慮者を速やかに避難誘導するため、市民、自主防災組織や自治会、関係団体、福祉サービス事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

なお、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年８月）」を参考にして、避難行動要支援者の登録制度を確立し、避難行動要支援者名簿の作成による情報把握、市・支援者・関係機関の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制の整備に努める。

4 避難指示等の基準の明確化

市（危機管理課）は、原則として、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それ以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の判断基準を策定するものとする。

特に、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

なお、災害が発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示するが、指示した際には速やかに知事に報告する。

5 指定避難所、避難路の安全確保

市（危機管理課、消防団）は、指定避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

6 避難指示等の伝達系統･伝達体制の整備

市（危機管理課）は、市民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、主に次のような伝達手段により、危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア　テレビ放送（ケーブルテレビを含む）
イ　ラジオ放送
ウ　市防災行政無線（戸別受信機を含む）
エ　市メール配信サービス、市ホームページ
オ　緊急速報メール
カ　Ｆａｃｅｂｏｏｋ等のＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）
キ　広報車、消防団による広報
ク　電話、ファクシミリ
ケ　消防機関、警察、自主防災組織、自治会、近隣住民等による直接的な声かけ

7 自主避難体制の整備

市（危機管理課、消防団）は、気象警報・注意報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における自主避難について、防災マップや広報紙の配布をはじめ、あらゆる機会を通じて市民への指導に努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

また、市民は、豪雨などにより災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

第4　災害未然防止活動体制の整備

市（危機管理課、関係各課）は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行うとともに、平常時より水防計画の作成をはじめ、水防活動の体制整備や危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保体制の整備に努める。

また、市（農業振興課）は、ダム、せき、水門等の適切な管理を管理団体（管理者）に指示する。

第5　罹災証明書発行体制等の整備

市（税務課）は、市民の生活再建を迅速に実施するために必要となる「被災者台帳」を作成するため、罹災証明書発行体制を整備する。

罹災証明書発行の根拠となる住家被害認定調査については、被害想定に基づく必要人員数・資機材等の把握、不足する場合の調達体制、他自治体からの受援体制等について検討の上、順次必要な整備を行う。

また、市（税務課）及び消防本部（中央消防署）は、被災住民に迅速かつ的確な対応が取れるよう、関係部署等と事前協議等を行い、罹災証明書発行事務に係る連携体制を確立する。

なお、罹災証明書の発行に際しては、被災した住家の被害認定調査を行う職員の確保が必要となるため、認定を行うための被害認定調査体制の整備を図るとともに、正確かつ速やかに調査を行うことができるよう、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」や、県や被災経験のある自治体の調査経験のある職員の知見を活用し、被害認定調査を担当する市職員の研修等を実施する等ノウハウを持った人材の育成に努める。

第6　各種データの保存及びバックアップ体制の整備

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要であり、これらのデータが災害により消失しないよう、また仮に消失した場合に備え、バックアップ体制の整備を行う。

市（管財課、税務課、関係各課）は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備し、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。また、市において保管している公図等の写しの被災回避のための手段を講ずる。

第3節　道路交通関係施設の整備と管理

[施策の基本方針]

道路交通関係施設は、市民の生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、各施設ごとに被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸対策を実施する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　道路及び橋りょうの危険箇所の調査	建設課
第2　維持補修及び改良	建設課
第3　復旧用資機材等の整備	建設課、危機管理課

第1　道路及び橋りょうの危険箇所の調査

市（建設課）は、市が管理する道路及び橋りょうのうち、道路危険箇所又は橋りょうの荷重制限が必要な箇所や老朽度等を定期的に調査し、その状況を把握しておく。特に、迂回路が無い、又は迂回により新たな被災のおそれがある地域で、道路の寸断により避難に支障が生じると考えられる山間路線については定期的な巡視・点検を行い、道路の適切な維持管理に努める。

第2　維持補修及び改良

市（建設課）は、災害による被害の軽減を図るため、上記調査による危険箇所について可能な限りの補修を行い、また幅員３メートル未満の道路で自動車交通の不能な道路並びに通行上危険の伴う橋りょうについては、逐次改良施工するよう努める。

第3　復旧用資機材等の整備

市（建設課、危機管理課）は、災害発生時における道路及び橋りょうの破損・崩壊箇所を迅速に補修するため、工事に必要な資機材、重機、車両及び要員等の提供について、市内の建設業協会や建設業者等と協定を締結し、必要な数量・機能を確保する。

第4節　ライフライン施設の機能確保

[施策の基本方針]

上下水道、電力、ガス等のライフライン等施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や市民生活に大きな影響を与える。このため、各施設ごとに安全性の確保や資機材の配備等の対策を推進するとともに、関係するライフライン事業者等と連携し、早期復旧のための体制整備を図る。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　水道施設の整備	上下水道課
第2　下水道施設の整備	上下水道課
第3　廃棄物処理施設の整備	生活環境課
第4　電力施設の整備	危機管理課
第5　プロパンガス施設の整備	危機管理課
第6　通信施設の整備	危機管理課

第1　水道施設の整備

市（上下水道課）は、水道施設の耐震化を推進し、災害による給配水施設の被害軽減と飲料水確保を図るため、日頃から導水管、浄水施設、送水管、幹線配水管等の水道施設を整備点検し、円滑な給配水に努める。

なお、災害による水道諸施設の被害の実態に応じて適切な送水が行えるよう、あるいは甚大な被害を受けて一時的に送水不可能になった場合においても、迅速な応急措置による給水が可能となるよう、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

ア　浄水場、配水池、管路、消火栓等の主要施設の点検と補修改良
イ　老朽管の布設替え等による管路の耐震性向上
ウ　各配水系統間の相互連絡
エ　配管、水質、機械、電気等の技術者及び配管、給水装置等の作業員の確保
オ　復旧用資機材の備蓄
カ　水道台帳や管路網図等の図面の電子化等を含めた整備推進
キ　応急給水・復旧体制の整備
ク　緊急措置訓練の実施
ケ　市民による応急給水体制の育成
コ　緊急時の飲料水供給施設の整備
サ　他市町村の水道事業間での相互応援体制の整備

第2　下水道施設の整備

下水道施設は、市民の安全で衛生的な生活に欠かせないものである。市（上下水道課）は、災害による被害を最小限にとどめるため、災害に強い安全な下水道施設の整備に努めるとともに、災害時の応急体制を整備する。

なお、耐震対策が十分に整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成できるよう、暫定的対応に直ちに着手できるよう下水道ＢＣＰ策定等を行い対応を図る。

1　ポンプ場及び処理場の整備

ポンプ場及び処理場施設の耐震化、施設のネットワーク化を推進する。また、停電に備え、自家発電機の調達、燃料の確保を推進する。

2　管路施設の整備

面的に広がる管路施設は、災害によって広い範囲に分散した態様で閉塞、陥没等の被害が生じやすいため、日頃の点検等による異常の早期発見と補修、災害復旧対策に重点をおく。

3　資機材の備蓄

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧ができるよう、復旧資機材の備蓄に努める。

4　緊急時措置訓練の実施

緊急時措置の迅速、確実な実施を図るため、災害発生を想定して情報収集及び伝達、応急措置等を含む訓練の実施に努める。

第3　廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設は、災害時に発生する大量のごみを処理する施設として重要である。市（生活環境課）は、一般廃棄物処理施設の整備並びに災害時収集・処理の応急体制を整備することにより、廃棄物処理に係る防災体制の確立を図る。

1　一般廃棄物処理施設に関する防災機能の整備

ア　一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅ろう化
イ　非常用自家発電設備の整備

2　廃棄物処理に係る災害時応急体制の整備

ア　災害時に必要な仮設トイレの確保
イ　消毒剤や消臭剤の備蓄並びに迅速な調達体制の整備
ウ　一般廃棄物処理施設の補修に必要な資機材の備蓄
エ　収集車両や機器等の整備
オ　災害時における廃棄物等の一時保管場所用地の確保
カ　災害時におけるごみ・し尿収集・処分計画の作成

※資料編Ⅰ-1[し尿処理施設]参照
※資料編Ⅰ-2[ごみ処理･粗大ごみ･不燃物処理施設]参照

第4　電力施設の整備（九州電力送配電株式会社）

電力供給施設は、市民が日常の生活を営む上で欠くことのできない施設である。九州電力送配電株式会社は、電力供給施設の耐震化等を進め、災害による被害を最小限にとどめるよう、災害

予防対策を推進する。また、大地震発生時の同時多発火災等を防ぐため、家庭での防災対策について啓発活動を実施する。

1　電気設備の災害予防措置

電気設備（送電設備、変電設備等）の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、台風、洪水、雷等別に災害予防対策を実施する。

ア　水害対策
イ　風害対策
ウ　雷害対策
エ　土砂崩れ対策

2　防災業務施設及び設備の整備

ア　観測、予報施設及び設備の整備
イ　通信連絡施設及び設備の強化、整備

3　災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保に努める。また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

4　電力事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、常日頃から電気使用者に対して、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の利用、パンフレット、チラシの配布等による広報活動を行う。

第5　プロパンガス施設の整備（県LPガス協会小林支部）

県ＬＰガス協会小林支部は、災害時のガス洩れ事故等の発生を予防するとともに、災害によるガス洩れ事故が発生した場合の対策及び情報収集伝達体制の強化を図るため、次の災害予防対策を実施する。

ア　プロパンガスの転倒防止
イ　マイコンメータ設置指導
ウ　事業者による災害応急対策の体制整備
エ　広報
オ　非常参集訓練
カ　応急配給体制

市（危機管理課）は、災害時のプロパンガス供給について、指定避難所等防災関係施設に優先的に供給を行えるよう、県ＬＰガス協会小林支部とあらかじめ協議しておく。

第6　通信施設の整備（西日本電信電話株式会社）

電話等電気通信施設は、災害時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達並びにパニックの発生防止及び防災関係機関の応急対策に大きな役割を果たす。西日本電信電話株式会社は、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保されるよう、次の災害予防対策を実施する。

1　通信設備の信頼性向上対策

災害に備え通信設備の信頼性向上を図るため、次の対策を講ずる。

ア　中継ビルの分散
イ　中継伝送路の２ルート化（ループ化）
ウ　耐震・防風対策
エ　停電対策（自家発電設備、蓄電池の設置等）
オ　受付呼（104/116/113/115）の分散化
カ　通信ケーブルの地中化の推進

2　建物の防災対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置するとともに、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断するなど、延焼防止策を講ずる。

洪水時の浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉を設置する。また、小規模な建物の場合、立地条件に応じて敷地そのものを高くするなどの対策を講ずる。

第5節　水害予防計画

[施策の基本方針]

台風、集中豪雨等による水害等の災害発生に備えるとともに、災害を未然に防ぐための河川整備等の対策を推進する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　水防計画等の整備	危機管理課、建設課
第2　河川防災対策の推進	危機管理課、建設課
第3　ため池対策の推進	農業振興課

第1　水防計画等の整備

市（危機管理課、建設課）は、次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

ア　水防組織、水防団、消防団の確立・整備

イ　水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄他、次に掲げる事項

○重要水防箇所周辺の立竹木、木材等、洪水時等に使用できる資機材の確認

○緊急時に使用できる農家、資機材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備

ウ　通信連絡系統の整備、警報等の市民への伝達体制の整備

エ　平常時における河川、海岸、遊水池等の水防対象箇所の巡視

オ　河川ごとの水防工法の検討

カ　居住者への立退の指示体制の整備

キ　洪水時等における水防活動体制の整備

ク　他の水防管理団体との相互応援協定の締結

ケ　水防機関の整備

コ　水防計画の策定（危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮）

サ　水防協議会の設立

シ　水防訓練の実施（年１回以上）

○水防技能の習熟

○水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発

第2　河川防災対策の推進

本市の河川は、大淀川水系本庄川及び岩瀬川並びにその支川、川内川水系支川の池島川等で構成されており、本庄川及び岩瀬川については豪雨時に堤防の決壊や河川の氾濫による洪水の危険があり、浸水想定区域が指定されている。

市（危機管理課、建設課）は、これらの指定区域を中心に、河川の安全性の向上を図るとともに水防資機材の点検整備等を行い安全の確保に努める。

1　河川改修の要請

台風や集中豪雨による浸水被害が過去に発生しており、河川改修工事の促進について県へ要請する。

2 危険箇所の周知と警戒避難体制の整備

水防法第 14 条に基づき指定された浸水想定区域における警戒避難対策を推進し、市民の安全を確保する。また、防災マップ（ハザードマップ）を市民に市ホームページで公開又は配布することにより、危険箇所、水防警報の伝達方法、指定避難所等の周知を徹底する。

(1)水防警報等の伝達方法

浸水想定区域内にある自治会については、水防警報をはじめ雨量や水位等の情報を市から各自治会責任者に早期に伝達する体制を整備し、地域住民及び要配慮者の迅速で安全な避難を確保する（防災行政無線、市メール配信サービス、携帯電話連絡等の活用）。

(2)警戒避難体制の整備

浸水想定区域に近接する自治会の風水害時における指定避難所等をあらかじめ指定し、周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。特に、孤立のおそれがある須木支所管内については、風水害の態様により、早期の避難（高齢者等避難段階からの避難行動の開始）に努めるよう警戒避難体制を整備していく。

なお、避難経路及び避難誘導体制については、自治会ごとに定める。

(3)防災マップ(ハザードマップ)の配布

浸水想定区域の住民及び要配慮者施設の管理者等に対し、浸水する区域や水深を示した防災マップ（ハザードマップ）を配布するとともに、市ホームページで公開し、浸水被害についての危険性の啓発に努める。

また、浸水想定区域内の要配慮者施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付けるとともに、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るよう助言、指導及び支援を行う。

※小林市防災マップ(ハザードマップ)参照
※資料編E-1[水防区域]参照

第3 ため池対策の推進

1 老朽ため池の改修

市（農業振興課）は、老朽化して不安定になっているため池について、適切な整備、改修を実施し、安全を確保する。

2 点検による予防対策

ため池の管理者や水利組合等は、随時ため池を見回り、堤体や樋管の状況、漏水の有無等について点検を行い、異常箇所を発見したときは、速やかに市（農業振興課）に通報する。

市（農業振興課）は、堤体等の損壊による被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

3 ため池ハザードマップの作成

市（農業振興課）は、「ため池ハザードマップ作成の手引き」（農林水産省）等を踏まえ、農業用水源としてのため池で、崩壊した場合に住家や公共施設等に被害を与えるおそれのある危険ため池の決壊等に係る防災マップ（ハザードマップ）の作成を進める。

※資料編E-2[ため池一覧及び位置図]参照

第6節　土砂災害予防計画

[施策の基本方針]

土石流、急傾斜地崩壊、地すべり等の災害発生に備えるとともに、災害を未然に防ぐための対策を推進する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　土石流(火山泥流)対策の推進	建設課、危機管理課
第2　急傾斜地崩壊対策の推進	建設課、危機管理課
第3　地すべり又は大規模深層崩壊対策の推進	建設課、危機管理課
第4　土砂災害警戒区域等における対策の推進	建設課、危機管理課

第1　土石流(火山泥流)対策の推進

市（建設課、危機管理課）は、土石流（火山泥流）災害による被害を未然に防止又は軽減するため、県と連携して砂防事業の推進に努めるとともに、土石流（火山泥流）災害から人命を保護するため、警戒避難体制の整備を図る。

1　砂防事業の推進

集中豪雨による土石流等の災害から人家、人命を守るため、砂防事業を推進する。

ア　荒廃山腹からの崩壊土砂の生産と流出を抑制する山腹工事
イ　異常流出土砂を調整し、山脚固定や浸食防止を図る砂防堰堤工事
ウ　渓床の安定を図り、河川・渓流の縦横断浸食を防止する床固工事、流路工や護岸工事
エ　土砂災害警戒区域等（土石流）における総合的な土石流対策
オ　火山地域における火山泥流対策（土石流に比較し到達範囲が長い傾向がある）等

2　総合土石流対策の推進

ア　土石流や火山泥流に対処するための砂防工事の推進
イ　土砂災害警戒区域等（土石流）の周知
ウ　警戒避難体制の確立
エ　情報の収集、伝達及び防災意識の普及

3　土砂災害警戒区域等(土石流)の警戒

土石流や火山泥流の発生を予防するために砂防事業の促進を図るとともに、行政、市民一体となって、次の状況把握や警戒にあたる。

ア　立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合
イ　渓流が急激に濁りだした場合や、流木等が混じり始めた場合
ウ　降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急に減少し始めた場合(上流に崩壊が発生し、渓流が堰止められている危険があるため)
エ　渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず依然低下しない場合
オ　渓流付近の斜面において落石や斜面崩壊が生じはじめた場合や、その兆候が出はじめた場合

4 警戒避難体制の整備

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号)」に基づき土砂災害警戒区域等に指定された地区については、防災マップ（ハザードマップ）を市ホームページで公開、又は配布し土石流（火山泥流）の危険性を周知するとともに、警戒雨量に達した場合の通報体制や避難体制等警戒避難体制を整備する。

※小林市防災マップ(ハザードマップ)参照

第2 急傾斜地崩壊対策の推進

市（建設課、危機管理課）は、がけ崩れ災害による被害を未然に防止又は軽減するため、急傾斜地の崩壊防止対策の促進に努めるとともに、がけ崩れ災害から人命を保護するため、警戒避難体制の整備を図る。

1 急傾斜地崩壊防止工事の着実な実施

危険度・重要度の高い土砂災害警戒区域等（急傾斜地）を中心として、急傾斜地崩壊防止工事を実施し、市域の保全を図る。

2 警戒避難体制の整備

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害警戒区域等に指定された地区については、防災マップ（ハザードマップ）を市ホームページで公開又は配布し、がけ崩れの危険性を周知するとともに、警戒雨量に達した場合の通報体制や避難体制等の警戒避難体制の整備を推進する。

3 急傾斜地の周知

がけ崩れによる被害のおそれのある住民に対して、平常時から、危険急傾斜地に関する資料等を提供していくことにより、土砂災害警戒区域等（急傾斜地）の周知徹底と防災知識の普及に努める。

4 災害危険箇所の巡視等

ア　土砂災害警戒区域等（急傾斜地）を把握するため、適宜、危険箇所を巡視する。

イ　土砂災害警戒区域等（急傾斜地）に変化が見られるときは、直ちに、専門家等による調査の実施等の必要な措置を講ずる。

ウ　大規模地震が発生した場合、土砂災害警戒区域等（急傾斜地）の緊急調査を行うこととする。

※小林市防災マップ(ハザードマップ)参照

第3 地すべり又は大規模深層崩壊対策の推進

市（建設課、危機管理課）は、地すべり又は大規模深層崩壊による被害を除去し、又はこれを軽減するため、地すべり防止対策並びに大規模な山地災害の軽減対策を推進するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立し、市民の安全確保を図る。

1　避難体制の確立

地すべりのおそれのある地区又は大規模深層崩壊の影響が予想される地区において、平常時から避難体制を確立するよう努める。特に、地すべりや大規模深層崩壊については、土砂災害規模が大きく、又発生兆候も把握し難いこと等から、平常時から市民に災害の態様やおそれのある場所等について周知を進める。また、避難場所については地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所（上流側の高台等）を指定緊急避難場所とする等、市民の安全確保を第一とし、その後、生活集落等からできる限り近距離に避難場所を再設定する等、適切な場所に設置するよう努める。

※小林市防災マップ（ハザードマップ）参照

■国土交通省による深層崩壊推定頻度マップ(H22/8/11 記者発表資料を加筆]

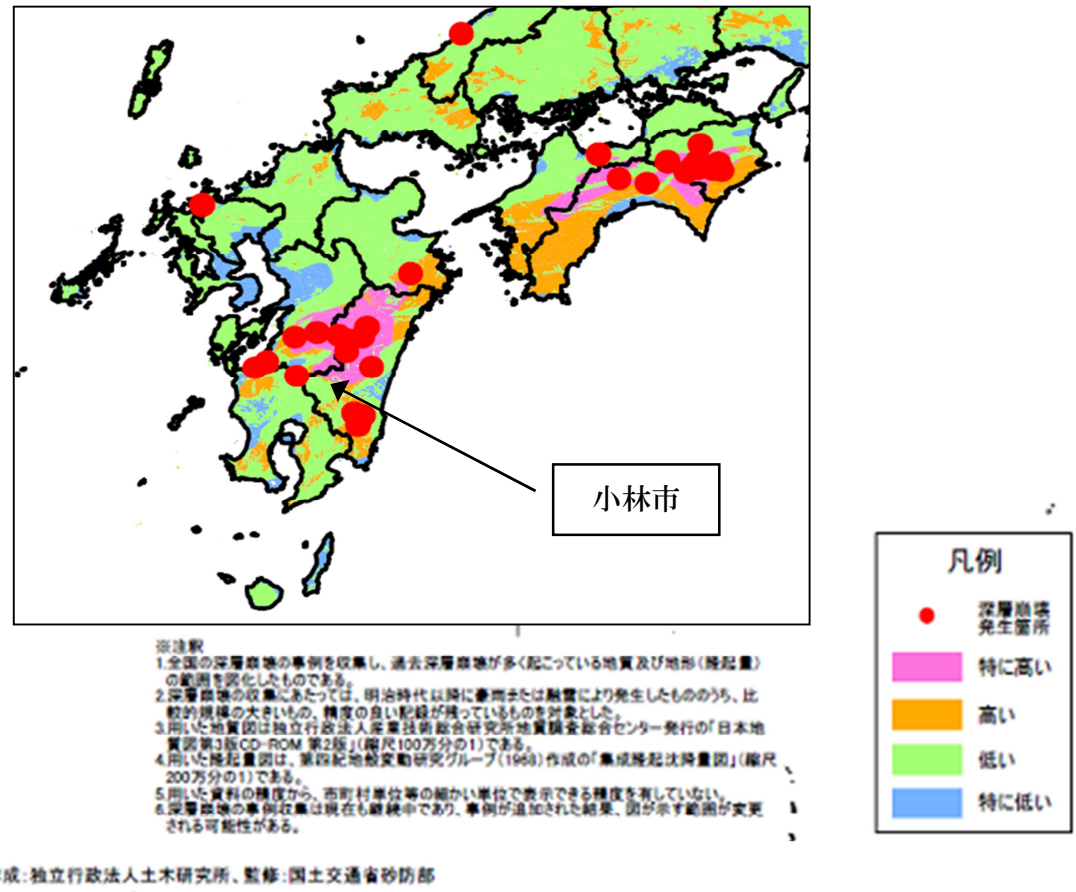

作成：独立行政法人土木研究所、監修：国土交通省砂防部

第4　土砂災害警戒区域等における対策の推進

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第７条の規定に基づき、知事により警戒区域の指定を受けた区域については、土砂災害警戒区域等における警戒避難対策を確立し、地域住民の安全を確保する必要がある。

市（建設課、危機管理課）は、土砂災害危険区域に居住する市民に対する防災マップ（土砂災害等のハザードマップ）の市ホームページでの公開や配布、土砂災害危険区域、土砂災害に関する情報及びその発令基準、伝達方法、避難場所等の周知を推進する。また、土砂災害警戒区域等内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、土砂災害に関する情報を周

知させる体制を整備する。

なお、災害防止の観点から、土砂災害防止法に基づき土砂災害特別警戒区域に指定された区域等については、適正な土地利用を誘導するとともに、無秩序な土地開発を抑制する。

1 土砂災害警戒情報等の伝達方法

土砂災害警戒区域等内にある自治会及び要配慮者施設については、土砂災害警戒情報及び雨量等の情報を市から各自治会責任者及び要配慮者施設の管理者に伝達する体制を確立し、地域住民及び要配慮者の迅速な避難を確保する。

2 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等に近接する自治会の土砂災害時における避難場所（当該避難場所が土砂災害警戒区域等にある場合は、最寄りの安全な避難場所）をあらかじめ指定し周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。なお、避難経路及び避難誘導体制については、自治会ごとに定める。

3 土砂災害警戒区域等内の住民、要配慮者施設の管理者等に対する啓発･指導等

土砂災害警戒区域等内の住民及び要配慮者施設の管理者等に対して、土砂災害警戒区域等を示した防災マップ（ハザードマップ）を市ホームページで公開又は配布し、土砂災害に対する危険性の啓発に努める。

また、土砂災害警戒区域等内の次の要配慮者施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付けるとともに、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るよう助言、指導及び支援を行う。

■土砂災害警戒区域等内の要配慮者施設

施設名	所在地
デイサービスセンター　パワーリハ倶楽部	小林市須木中原 1741 番地 1
幸ヶ丘小学校	小林市南西方 7772 番地
須木中学校	小林市須木中原 1730 番地

4 孤立のおそれのある地区への早期避難体制の構築

須木区域を始めとする市域縁部の山間地域では、厳しい地勢から、土砂災害警戒区域等の危険区域を横切るように国道や県道、市道が通過しており、大規模な災害時には山間集落の一部が道路寸断等により一時的に孤立してしまうおそれがある。

したがって、これらの危険箇所を含めた主要路沿いにある危険箇所の巡視・点検に努めるとともに、早期避難体制の構築に努める。

※小林市防災マップ(ハザードマップ)参照

第7節　情報の収集・連絡体制の整備

[施策の基本方針]

災害が発生した場合に備え、災害応急対策の迅速かつ的確な実施に必要な防災気象情報や災害情報等の収集・連絡体制をあらかじめ確立する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　情報収集体制の整備	危機管理課
第2　情報伝達体制の整備	危機管理課
第3　安否確認及び支援情報等の提供体制の整備	危機管理課

第1　情報収集体制の整備

市（危機管理課）は、災害時における防災気象情報等の収集については、情報の入手漏れを回避するため、複数の方法を確保する。

1　気象予警報

気象予警報については、宮崎地方気象台及び県防災情報システムにより収集する。なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビ等による情報確認、隣接市町村への確認等を併せて実施する。

2　雨量情報・水位情報、土砂災害関連情報

雨量及び水位情報については、各観測所のデータを入手するとともに、各河川の水位情報を県防災情報システムにより収集する。また、インターネット及び地上デジタル放送により、リアルタイムの雨量・水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等の危険度分布を併せて確認する。

3　地震情報

地震情報については、宮崎地方気象台が発表した情報を県防災メールや県防災情報システムにより収集する。

なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビ等による情報確認等を併せて実施する。

4　被害情報

被害情報については、市職員・消防団及び市民からの情報収集及び被害調査によるものを基本とする。

第2　情報伝達体制の整備

市（危機管理課）は、災害時における情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、伝達ルートの多重化を図る。

1　災害情報の伝達

災害時における情報伝達は次の４つを基本とする。

(1)県及び防災関係機関への情報伝達

県及び防災関係機関への情報伝達については、県防災情報システムで行う。

(2)市民への情報伝達

市民への情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、次の方法で実施する。

ア　テレビ放送（ケーブルテレビを含む）
イ　ラジオ放送
ウ　市防災行政無線（戸別受信機を含む）
エ　市メール配信サービス、市ホームページ
オ　緊急速報メール
カ　Ｆａｃｅｂｏｏｋ等のＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）
キ　広報車、消防団による広報
ク　電話、ファクシミリ
ケ　消防機関、警察、自主防災組織、自治会、近隣住民等による直接的な声かけ

(3)避難対象地区住民への情報伝達

避難対象地区の住民への情報伝達については、(2)の市民への情報伝達方法に加え、市職員からの電話等による情報伝達を実施する。

(4)要配慮者への情報伝達

要配慮者への情報伝達については、(2)の市民への情報伝達方法に加え、避難支援者及び福祉サービス事業者による情報伝達を実施する。

外国人や観光客等への情報伝達については、【本章 第１６節「要配慮者の支援対策」 第４「情報支援要配慮者に対する支援計画」】に定めるところによる。

※資料編D-1[市防災行政無線の概要]参照

2 情報伝達系統

風水害時における情報伝達系統（連絡網）をあらかじめ作成し、情報伝達の万全を期す。

ア　風水害時における自治会への伝達系統
イ　避難対象地区住民への情報伝達系統
ウ　要配慮者及び支援者への情報伝達系統

3 通信訓練、研修会の実施等

災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施する。

第3 安否確認及び支援情報等の提供体制の整備

市（危機管理課）は、災害発生後に市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム※（総務省）」を活用して所在地を把握することができることを踏まえ、安否確認情報や支援・サービス情報を容易かつ確実に収集伝達できる体制の整備を検討する。

さらに、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な

運用・強化を図る。

※避難者から避難先の市町村へ任意に提出された避難者の所在地等の情報を、避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム。

第8節　活動体制の整備

[施策の基本方針]

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動を円滑に実施するため、市及び防災関係機関相互の有機的な連携を図るとともに、公共的団体及び市民の協力を含めた総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

特に、平常時から災害時の対応について互いにコミュニケーションをとっておくこと等により「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに、訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努める。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　組織体制の整備	危機管理課
第2　初動体制の整備	危機管理課、全課、全職員
第3　広域応援体制の整備	危機管理課、消防本部（中央消防署）
第4　防災活動拠点の整備	危機管理課、関係各課

第1　組織体制の整備

1 「小林市防災会議」の設置

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、「小林市防災会議」を設置し、防災対策を推進する。

※資料編A-1[小林市防災会議条例]参照

2 災害対策組織の設置

災害の発生状況等に応じて、次の災害対策組織を設置する。

ア　情報連絡本部（本部長：危機管理課長）
イ　災害警戒本部（本部長：総務部長）
ウ　災害対策本部（本部長：市長）

※資料編A-2[小林市災害対策本部条例]参照

第2　初動体制の整備

1 参集時の交通手段の検討

職員は、通常利用している交通手段の途絶を考慮し、大規模災害時における参集時の代替の交通手段について、各自が個別的に検討する。

2 緊急連絡網の整備

各部署は、勤務時間外や休日を含む動員指令等の情報伝達を確実なものにするため、携帯電話も含めた緊急連絡網を整備する。

3 災害時職員初動マニュアルの作成

市（危機管理課）は、災害時の応急対策のための初動や活動が円滑に行えるよう、「災害時職員初動マニュアル」を作成するとともに、職員それぞれの初動業務等を記載した携帯版マニュアルを作成し、研修、訓練等を通じてその周知徹底を図る。

4 業務継続計画(BCP)の策定

市（危機管理課）は、基礎的な自治体として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害応急対策業務や市民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）及び各課大規模震災時職員参集及び初動マニュアルを策定・更新する。

業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

なお、この業務継続計画（ＢＣＰ）は、毎年度訓練や検証を行いながら、見直しを図る。

5 訓練による周知徹底

市（危機管理課）は、職員の初動に対する自覚を促すとともに、上記マニュアルに定めた行動の検証による問題点の抽出とその改善を行うため、機会を設けて訓練を行う。

訓練に当たっては、勤務時間内のみならず勤務時間外や休日、祝日でも実施するものとし、さらに異動後の新体制のもとでも行う体制を整える。

■訓練の目的･時期･内容

訓練の目的	・異動後の新体制確立状況チェックのための訓練 ・防災週間など時宜をとらえた、啓発的色彩の濃い訓練 ・災害警戒本部など実働部門の訓練 ・災害対策本部設置（機器の設置及び職員参集）訓練 ・救助関係機関合同訓練
訓練の時期	・平日の早朝 ・木曜・金曜の夜間 ・休祝日の昼間 ・勤務時間内
訓練の内容	・緊急動員訓練 ・緊急伝達訓練 ・総合指揮本部・現地本部訓練 ・機器の設置訓練 ・機器取扱い習熟訓練 ・総合防災訓練

6 職員の家庭における安全対策の徹底

市（危機管理課）は、災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全対策が図られるよう、平常時から職員への指導を徹底する。

ア　家屋の耐震対策

イ　家具の転倒防止

ウ　家族の安否確認方法の確認

エ　家庭内備蓄の実践

第3　広域応援体制の整備

1　他市町村等との相互応援体制の整備

市（危機管理課）は、平常時から他市町村等と締結している応援協定等が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努める。

■市町村等との協定等締結状況

協定名	締結先	締結年月日
市町村合併に伴う宮崎県小林市・えびの市・西諸広域行政事務組合と熊本県球磨郡多良木町・あさぎり町・上球磨消防組合との消防及び救急業務相互応援協定	えびの市 西諸広域行政事務組合 熊本県球磨郡　多良木町 熊本県球磨郡　あさぎり町 上球磨消防組合消防本部	昭和61年4月1日 平成18年3月20日 一部変更
宮崎県消防相互応援協定	県内各市町村	平成7年6月19日
宮崎県市町村防災相互応援協定	県内各市町村	平成8年8月29日
宮崎県水道事業者　災害時相互応援に関する覚書	県内各市町村	平成10年8月1日
環霧島会議防災相互応援協定	環霧島7市町	平成21年5月19日
防災行政無線通信施設の管理及び運用に関する協定	西諸広域行政事務組合 理事会代表理事	平成23年1月27日
小林市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州整備局長	平成23年9月15日
大規模災害発生時における後方支援拠点に関する協定	宮崎県知事	平成25年2月8日
災害時等の相互応援に関する協定	熊本県人吉市	平成26年3月18日
西諸地域水道事業者　災害時総合応援に関する協定	えびの市・高原町	平成28年9月29日
災害時等の相互応援に関する協定	石川県能登町	令和6年4月25日

※資料編B-1[宮崎県消防相互応援協定]参照
※資料編B-2[宮崎県市町村防災相互応援協定]参照
※資料編B-5[その他の広域応援協定]参照

また、「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」（平成27年2月）が設立されたことも踏まえ、周辺自治体との広域的な連携体制の強化を図っていく。

大規模災害発生時においては、総務省等において避難所の運営や罹災証明書の発行等の人的支援及び災害時のマネジメント支援を行う「応急対策職員派遣制度」が運用されているほか、被災建築物応急危険度判定や水道等の専門職を派遣する仕組みを各省庁が設けていることから、市（関係各課）においては普段からこれらの活用を検討するものとする。

さらに、市（全課）は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

2 防災関係機関等の連携体制の整備

市（関係各課）は、平常時から防災関係機関等と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

市（危機管理課）は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に係る取組を支援するものとする。

ア　警察（宮崎県警察本部）
イ　消防機関（消防本部（中央消防署））
ウ　医療機関（西諸医師会等）
エ　自衛隊
オ　ボランティア団体

3 広域受援･応援計画

市（危機管理課）は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関、ボランティア等から応援を受けることができるよう、受援のための組織、受援に関する連絡・要請の手順、受援業務、応援機関の活動拠点、応援要員の受入体制等について受援計画を定める。

また、他の地方公共団体からの応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、実施体制、応援に関する連絡・要請の手順、職員の派遣、物資の提供等について応援計画を定めるよう努める。

4 航空消防防災体制の整備

市（危機管理課）及び消防本部（中央消防署）は、県や防災関係機関と連携し、防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程などを整備していくとともに、防災救急ヘリコプターに搭乗する航空消防隊員を県へ派遣するなど、連携・協力を密にする。

また、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、緊急離着陸場の確保に努める。

※資料編H-5[緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件]参照

第4 防災活動拠点の整備

市（危機管理課、関係各課）は、災害応急活動の中枢拠点として、防災活動の中心拠点及び副拠点を整備する。

【本章 第１節「風水害に強いまちづくり」 第１「防災拠点の整備計画」】を参照する。

第9節　救急・救助及び消火活動体制の整備

[施策の基本方針]

大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救急・救助体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる市民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　消防力の充実強化	消防本部(中央消防署)、消防団、危機管理課
第2　救急･救助体制の整備	消防本部(中央消防署)、消防団、危機管理課、健康推進課

第1　消防力の充実強化

1　消防施設･設備の強化と保全

消防本部（中央消防署）は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、市域における消防の責任を十分に果たすため、「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に基づき消防力の充実強化を図る。

ア　消防署の庁舎は、十分な耐震性を有し、かつ浸水による被害に耐え得るよう整備し、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置する。

イ　消防署には消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両を配置し、地域の実情に応じて、はしご自動車、化学消防車等を配置する。

ウ　災害発生時の活動体制を確保するため、無線情報通信システム及び装備、活動資機材の整備並びに性能点検を実施し、即応体制の確立を期す。

2　消防団活動の充実強化

消防団は地域防災力の中核であることから、市（危機管理課）は、消防団員の加入促進に努めるとともに、団員の処遇・教育訓練の改善など、消防団活動の充実強化を図る。

また、「消防団施設・装備等の整備計画」に基づき、消防団の車両や可搬式動力ポンプ等の更新、詰所の改築を行うとともに、活動資機材の充実を図る。

3　総合的な消防計画の策定

市（危機管理課）及び消防本部（中央消防署）は、「市町村消防計画の基準」（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）に基づき、災害に対応した消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要に応じ修正する。

4　消防職員･団員の教育訓練

消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要に応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

5 消防水利の確保

市（危機管理課）は、「消防水利の基準」（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、消火栓の設置や防火水槽及び耐震性貯水槽を整備し充実を図る。

災害時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消火栓以外の水利が不足し災害時の消防団活動が困難な地域等を中心に、防火水槽や耐震性貯水槽の整備を推進する。

また、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

6 家庭における防火対策の推進

消防本部（中央消防署）及び消防団は、市民への広報活動を通じて、家庭における平常時からの防火対策について啓発を図る。

ア　住宅用火災警報器の設置
イ　消火器の常備（使用方法の習得を含む）
ウ　日頃からの火元管理の徹底
エ　コンセント部分の埃の除去、タコ足配線の見直し
オ　防炎性能の高い内装品（カーテン、絨毯）の使用

第2 救急・救助体制の整備

市（危機管理課、健康推進課）は、消防本部（中央消防署）と連携し、災害時に集中する多くの救急・救助要請に対応するため、救急・救助体制の充実強化に努める。

1 救急活動体制の強化

大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対して迅速・的確な応急処置を施し、医療機関へ効率的に搬送する体制を確立するため、次の事業を推進する。

ア　救急隊員、救急救命士の計画的な養成
イ　高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
ウ　救急業務の高度化を図るための研修・教育の実施
エ　医療機関との連携強化
オ　市民に対する応急手当法の普及啓発

2 救助体制の整備

消防本部（中央消防署）は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチ、救命ボートなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

さらに、消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

なお、災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるため、県、民間団体の連携・協力のもと、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

3　市民による初期消火、救助体制等の整備

大規模災害が発生した場合には、火災や多数の傷病者が発生し、消防・医療機関等の能力をはるかに超える事態も予想される。

市（危機管理課）は、このような場合に備え、災害発生初期の段階において自主防災組織等により初期消火や救助活動を行うことのできる体制づくりを進める。

第10節　医療救護体制の整備

[施策の基本方針]

大規模災害が発生した場合、多数の死傷者が発生し、交通網、通信網、電気、ガス、上下水道等のライフラインが途絶するなど、市民生活に大きな混乱を引き起こすことが想定される。

このような中で、迅速かつ的確な医療救護活動を行い、人的被害を最小限に止めるためには、平常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要がある。

また、災害発生時からの時間経過により対応方針が異なることから、発災直後（発災～６時間）、超急性期（発災～72 時間）、急性期（72 時間～１週間）、亜急性期（１週間～１か月）、慢性期（１か月以降～）のフェーズにおける医療救護体制の整備を積極的に推進する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　医療救護体制の整備	市立病院、消防本部（中央消防署）、危機管理課

第1　医療救護体制の整備

1　地域災害医療センター

地域災害医療センター（地域災害拠点病院）に指定されている小林市立病院は、市内外の医療機関と連携し、次のような体制の整備充実に努める。

ア　施設・設備の整備
イ　耐震性の強化
ウ　緊急時におけるライフラインの確保
エ　臨時の医療救護班の編成
オ　トリアージ※等の訓練や研修による要員の育成と強化

※トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて治療優先順位を決定すること。

■県内の災害拠点病院及び県西地区の地域災害医療センター

種　別	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害医療センター （基幹災害拠点病院）	県内全域	・県立宮崎病院 宮崎市北高松町５－30 TEL：0985－24－4181 ・宮崎大学医学部附属病院 宮崎市清武町木原 5200 TEL：0985－85－1510
地域災害医療センター （地域災害拠点病院）	都城北諸県医療圏	・都城市郡医師会病院 都城市太郎坊町 1364－1 TEL：0986－36－8300
地域災害医療センター （地域災害拠点病院）	西諸医療圏	・小林市立病院 小林市細野 2235 番地 3 TEL：0984－23－4711

■県が認定する西諸医療圏内の救急告示病院

医療機関名	連絡先
小林市立病院	小林市細野 2235 番地 3 TEL：0984－23－4711
園田病院	小林市堤 3005－1 TEL：0984－22－2221
池田病院	小林市真方 27－1 TEL：0984－23－3535
整形外科前原病院	小林市細野 2033 TEL：0984－23－1711
整形外科押領司病院	小林市細野 162－1 TEL：0984－22－3131
えびの市立病院	えびの市大字原田 3223 TEL：0984－33－1023
国民健康保険高原病院	西諸県郡高原町大字西麓 871 TEL：0984－42－1022

2 医療施設への支援

市（危機管理課）は、医療機関のライフライン機能が停止した場合に備え、給水や物資の提供が迅速に行えるよう、医療施設への支援体制の強化を推進する。

また、市立病院は、災害時の臨時救護所等に搬入できる医療救護用の資機材を備蓄する。

3 災害時における医療情報の確保

消防本部（中央消防署）は、災害時には医療救護活動に関する正しい情報を速やかに把握する必要があることから、医療機関と連携した救急医療情報システム等の情報ネットワークを整備する。

消防本部（中央消防署）と医療機関は、災害時において相互の情報交換が円滑に実施できるよう、あらかじめ具体的な多重連絡体制を確立する。

災害拠点病院等は、衛星電話及び無線、インターネット等の複数の通信手段の確保に努める。

さらに、ＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）等を活用することで、被災地域のみならず、全国の医療機関や災害時こころの情報支援センター等とも連携した対応を行えるよう備える。なお、普段は使用しないこれらの通信手段を迅速かつ的確に活用できるよう訓練等を定期的に行い、非常時に備える。

4 広域搬送拠点の整備

市（危機管理課）は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出する等、災害発生時における医療救護体制の整備に努める。

搬送拠点では、県や広域後方医療関係機関（日本赤十字社等）と協力しつつ、広域後方医療施設（災害拠点病院等）への傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための場所・設備について、あらかじめ整備するよう努める。

第11節　緊急輸送体制の整備

[施策の基本方針]

大規模災害発生後の人命救助や緊急物資・資機材等の輸送のほか、各種災害応急対策の円滑な活動を効果的に実施できるよう、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、緊急通行車両等の調達体制の確立を図る。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　道路整備の基本方針	建設課
第2　緊急輸送道路整備計画	建設課
第3　緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	危機管理課
第4　緊急輸送体制	管財課、危機管理課、建設課

第1　道路整備の基本方針

市（建設課）は、県に要請して、広域道路網の耐震化に重点を置いた整備促進を図り、災害時における緊急輸送道路の指定及び整備を推進する。

また、指定避難所をはじめ各防災拠点を結ぶ道路網の耐震化を促進するとともに、緊急輸送路等のネットワーク化や代替性の確保を図る。

災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路を結ぶ道路及び橋りょうの整備に努めるほか、ヘリコプター指定発着場所とを結ぶ道路の整備に努める。

第2　緊急輸送道路整備計画

市（建設課）は、災害発生時に備え、緊急輸送道路の整備を計画的に進める。市域内の緊急輸送道路は次のとおりである。

(1)第1次緊急輸送道路(県指定)

主な都市間、関係機関を結び広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路

(2)第2次緊急輸送道路(県指定)

市庁舎、応援拠点（警察、消防、自衛隊等)、医療拠点（病院等）及び集積拠点と第１次緊急輸送道路を結ぶ道路

(3)第3次緊急輸送道路(市が指定)

市が指定した防災拠点と第１次及び第２次緊急輸送道路とを結ぶ道路

■市域の緊急輸送道路

緊急輸送道路の種別	道路名等
第１次緊急輸送道路（県指定）	宮崎自動車道、国道 221 号、国道 268 号、県道１号小林えびの高原牧園線
第２次緊急輸送道路（県指定）	国道 265 号
第３次緊急輸送道路（市が指定）	第１次、第２次緊急輸送道路を補完する道路

※資料編H-6[指定緊急輸送道路一覧]参照

第3　緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

市（危機管理課）は、大規模災害発生時において迅速な救急・救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うため、あらかじめ緊急時ヘリコプター離着陸場を指定・整備する。

また、緊急時ヘリコプター離着陸場周辺のアクセス道路を緊急輸送道路として整備するよう努める。

※資料編H-4[緊急時ヘリコプター離着陸場一覧]参照

第4　緊急輸送体制

1　車両の確保

市（管財課）は、災害対策基本法第 76 条の定めによる緊急通行車両等の事前届出申請を行い、県公安委員会から証明書の交付を受けておく。

また、市有車両で緊急時に使用可能な車両を把握するとともに、車両の提供について関連業者とあらかじめ協定を締結しておき、災害時の車両確保に努める。

さらに、道路の被害が著しい場合を想定し、バイク、自転車を確保しておく。

■緊急通行車両等の事前届出制度

事前届出の対象となる車両	①災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両 ②指定行政機関等の所有車両及び指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両 ※災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として扱う。
事前届出の申請手続	①申請者： 緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者 ②申請先： 公安委員会（経由：車両の本拠地を管轄する警察署） ③申請書類： 次の各書類を２通作成して申請する。 ア　緊急通行車両等事前届出書 イ　自動車検査証の写し ウ　指定行政機関等との輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類
届出済証の受理と保管	①県公安委員会による審査の結果、認められたものは届出済証の交付を受ける。 ②交付された届出済証は、緊急通行の必要が生じ緊急通行車両の標章と証明書の交付を受けるときまで保管する。
届出済証の返還	届出済証の交付の対象となった車両が、廃車となったとき、又は緊急通行車両としての必要性がなくなったときは、当該届出済証を返還する。

※資料編K-3[緊急通行車両確認証明書]参照

2　輸送拠点の指定等

市（管財課、危機管理課）は、物資の受入れ、保管、配送のための集積拠点をあらかじめ指定するとともに、配車・車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。

また、必要に応じて、輸送拠点における諸活動（仕分け、配送等）への協力支援が受けられる

よう、運送事業者等との協定締結に努める。

3 道路啓開のための体制整備

市（危機管理課、建設課）は、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設業者と協定を締結するなど、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備する。

※資料編K-3[緊急通行車両確認証明書]参照
※資料編K-4[緊急輸送車両の標識及び標章]参照

第12節　避難収容体制の整備

[施策の基本方針]

大規模災害が発生した場合、迅速かつ円滑な避難により人命の安全を守るとともに、長期間に及ぶ避難者に対して適切な収容保護施設を提供することにより、避難生活の安定を確保することが必要である。

市は、避難場所や避難所の指定と施設整備等を積極的に進めつつ、避難体制の整備を図る。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　避難計画の作成と避難対象地区の指定	危機管理課
第2　指定緊急避難場所･指定避難所、避難路の確保	危機管理課、建設課、ほけん課、福祉課、長寿介護課、須木･野尻庁舎
第3　避難指示等の発令	危機管理課
第4　避難誘導体制の整備	危機管理課、福祉課、長寿介護課、こども課、学校教育課
第5　指定避難所運営体制の整備	危機管理課
第6　応急仮設住宅の提供体制の整備	危機管理課、管財課

第1　避難計画の作成と避難対象地区の指定

1　避難計画の作成

市（危機管理課）は、災害時に安全かつ迅速な避難・誘導を行えるよう、あらかじめ次に示す内容からなる避難計画を作成するとともに、指定避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施する。

ア　避難指示等に関する基準及び伝達方法

イ　指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、避難対象地区及び対象人口

ウ　指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法

エ　避難収容対象者及び収容割当方法

オ　指定避難所（福祉避難所を含む）開設に伴う被災者救援措置に関する事項

○飲料水の供給

○炊き出しその他による食品の供給

○被服寝具その他生活必需品の給与

○負傷者に対する応急救護

○要配慮者に対する介助等の対応

カ　指定避難所の管理に関する事項

○避難収容中の秩序保持

○避難者に対する災害情報の伝達

○避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

○避難者に対する各種相談業務

キ　災害時における広報

○広報車による周知

○自治防災組織や自治会等を通じた広報

2 避難対象地区の指定

市（危機管理課）は、地域の実情から判断して、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進する。

災害の種別	避難対象地区
水　　害	浸水想定区域、過去において浸水被害の発生した区域
土砂災害	土砂災害警戒区域（特別警戒区域）、土石流（火山泥流）、急傾斜地崩壊、地すべり、あるいは大規模深層崩壊等のおそれがある危険箇所
火山災害	火山ガス、火砕流、噴石等の到達が予想される区域

3 学校･病院などにおける避難計画

学校・病院等は、市、消防本部（中央消防署）及び警察署等の関係機関と協議の上、次の事項を盛り込んだ避難計画を作成し、速やかに避難できる体制を整備する。また、避難時は防災関係機関との連携を密にし、安全確保に努める。

ア　避難実施責任者
イ　避難の時期（事前避難の実施等）
ウ　避難の順位
エ　避難誘導責任者・補助者
オ　避難誘導の要領・措置
カ　避難者の確認方法
キ　家族等への引き渡し方法
ク　登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
ケ　通学路周辺の危険箇所の把握

4 避難所運営マニュアルの策定

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ各避難所毎に避難所運営マニュアル等を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくものとする。

マニュアル等の作成に当たっては、住民の自治による避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮するものとする。

5 避難の受入れ

指定緊急避難場所や避難所への避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所･指定避難所、避難路の確保

1 指定緊急避難場所と指定避難所

避難者を収容する施設は、基本法により次のように区分される。

■避難者を収容する施設の区分

指定緊急避難場所 （法第 49 条の４）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所（洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定）
指定避難所 （法第 49 条の７）	災害が発生した場合に、避難のために立ち退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設

２ 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所は、地震等の突発的災害による建物倒壊や大規模火災から身の安全を守る場所であり、市（危機管理課）は、小・中学校のグラウンドや公園・広場等のオープンスペースを指定緊急避難場所として指定する。

３ 指定避難所の指定

市（危機管理課）は、指定避難所を次の基準により指定し、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。また、指定避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておく。

各小中学校の指定避難所については、避難者のニーズ・実態に応じ、校舎も避難所等として利用する。その運用については、『学校施設利用計画』で定める。

ア　避難者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること

イ　速やかに被災者等を受入れ又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること

ウ　想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること

エ　車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること

市（ほけん課）及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

４ 福祉避難所の指定

市（福祉課、長寿介護課）は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケア等を必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等、必要な配慮に努めるものとする。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

市（福祉課、長寿介護課）は、福祉避難所として指定する施設等については、あらかじめ災害時応援協定を締結する。

5 指定避難所以外の避難所の確保

市（危機管理課）は、地域的な特性、過去の教訓、想定される災害及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、管内の公共施設のみでは指定避難所を量的に確保することが困難な場合には、あらかじめ協定を締結するなど、次により避難所の確保を図る。

ア　隣接する市町村の公共施設等の利用

イ　旅館、ホテル、企業の社屋の一部（ロビー、会議室等）、企業の研修施設や福利厚生施設（運動施設、寮・保養所等）等の利用

6 避難路の確保

市（危機管理課、建設課）は、指定避難所に至る避難路を確保するため、従来の都市計画道路事業等に防災性を付与し、整備の推進を図る。また、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講ずる。

※資料編 G-5[避難路一覧]参照

7 広報と周知

市（危機管理課）は、市民が的確な避難行動をとることができるよう、指定緊急避難場所・指定避難所や災害危険地域等を明示した防災マップや広報誌・ＰＲ紙を活用し、避難に関する広報活動を通じて周知を徹底するとともに、防災マップなどの定期的な見直しとその内容の充実を図る。また、指定緊急避難場所・指定避難所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応したものであるかを明示する。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、防災マップ（ハザードマップ）等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

(1)指定緊急避難場所等の周知

市（危機管理課）は、市民に対し、広報紙等により指定緊急避難場所・指定避難所として指定した施設の周知徹底を図るとともに、市民等に分かりやすいよう表示する。

また、災害時に避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねている場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。

ア　指定緊急避難場所・指定避難所の名称

イ　指定緊急避難場所・指定避難所の所在位置

ウ　指定緊急避難場所・指定避難所への避難路、避難経路

エ　指定緊急避難場所・指定避難所の収容人数

オ　その他必要な事項

(2)避難のための知識の普及

市（危機管理課）は、市民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、

交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるため、市民にその自粛を呼びかける。

ア　平常時における避難のための知識

イ　避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の携行）

ウ　避難収容後の心得

(3)指定避難所の運営管理の知識の普及

市（危機管理課、ほけん課、須木・野尻庁舎）は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等が主体的に指定避難所を運営できるよう配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(4)災害危険箇所の広報

市（危機管理課）は、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、災害時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所を示した災害危険箇所図を作成するなど、市民に適切な方法で広報する。　※資料編G-1[指定避難所一覧]参照

※資料編G-2[指定緊急避難場所一覧]参照　※小林市防災マップ(ハザードマップ)参照

8 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1)安全性の確保

市（危機管理課）は、平常時より建物の安全性の確保を積極的に推進していくものとし、指定避難所に指定されている公共施設や学校施設等で、昭和 56 年度以前に建築された建物については、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

(2)指定避難所の備蓄物資及び設備の整備

市（危機管理課）は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への給与に対応できる物資の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性や子どもにも配慮するものとする。

■備蓄品

食料、飲料水、マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション、感染症対策に必要な物資、被服寝具その他生活必需品

また、負傷者に対する応急救護や要配慮者、女性や子どもにも配慮した施設・設備の整備に努め、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

■施設･設備

貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープ、洗濯干し場、更衣室、休養スペース、授乳室、シャワー室　など

避難者及び避難所開設責任者等による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器やＷｉ－Ｆｉ環境の整備を図る。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

なお、これらの実施に当たっては、施設管理者等の理解を得た上で実施する。また、指定避難所における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、国の通知や県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン(R2.5.29 作成、R4.6.10 改定)」などを参考に、平常時から市において過密抑制などの防災対策を実施し、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

第3　避難指示等の発令

市（危機管理課）は、避難指示等の情報を的確に発令するシステムの整備に努め、災害時における迅速かつ円滑な避難の確保により人命被害の回避を図る。

1　避難についての基本的考え方

自然による災害を完全に抑えることはできないため、災害の態様を見極めつつ、より早期に避難を開始することにより、人命の安全を守る。

2　避難が必要な地域についての市民への周知

水害及び土砂災害、あるいは火山災害の危険がある区域（避難対象区域）を明確にし、当該地域に居住する市民に対して防災マップ（ハザードマップ）等により周知を図るとともに、避難指示等の基準、指定緊急避難場所等について徹底を図る。

第4　避難誘導体制の整備

市（危機管理課、福祉課、長寿介護課、学校教育課、こども課）は、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難誘導体制の整備を図る。

1　避難経路の指定

市（危機管理課、学校教育課）は、災害時における円滑な避難を確保するため、あらかじめ避難経路（避難方向）を指定し、次により市民への周知を図る。また、市民には、避難行動を開始する際の避難行為の安全性の確認を必ず行うように周知する（避難行為そのものが危険である、又は避難することにより危険がまさに切迫する状態になり、自宅等屋内での緊急待機の方が、より安全であるという「自助」的判断を行う）。

ア　標識、案内板の計画的な整備

イ　指定緊急避難場所・指定避難所及び避難経路や方向を表示した防災マップの作成

2　避難誘導体制の確立

市（危機管理課、福祉課、長寿介護課、学校教育課、こども課）は、警察、消防、並びに自主防災組織の相互協力により、避難経路の要所に誘導員を配置するなど、要配慮者等に配慮した安全な避難誘導の体制を確立する。

第5　指定避難所運営体制の整備

市（危機管理課）は、災害時における指定避難所の円滑な運営を確保するため、関係各課と適宜連携し、運営体制の整備を推進する。

1　市の対策

市（危機管理課）は、災害時における指定避難所の円滑な運営を確保するため、管理運営体制及び避難所要員の派遣方法をあらかじめ定めておく。

避難所要員は、指定避難所の迅速な開設を行い、開設に係る責任者となる者としてあらかじめ選任し、避難所運営、応急処置等の研修により啓発を行う。また、年間を通じて必要な携行品を身近に備え、勤務時間内のほか平日の夜間、土、日及び祝日においても、災害警戒本部長又は災害対策本部長の指示に従って、所定の避難所に迅速に出向き、速やかに開設する。

■避難所の開設に必要な携行品

・避難所開設状況等報告書	・無線機及び附属品	・ラジオ
・収容避難者名簿	・腕章	・懐中電灯
・避難者カード	・救急セット	・電池
・避難所の鍵	・運営マニュアル	・ボールペン
・地図（危険箇所の掲載）	・飲食料（３食分程度）	・感染症対策品

2　避難住民による自主的な管理

指定避難所の円滑な運営を確保するため、自主防災組織及び自治会等の避難住民による運営を中心に据えるとともに、ボランティアに協力を求める。運営に必要な事項については、あらかじめ「避難所運営マニュアル」を作成し、市と自主防災組織等の組織が協議して決定する。

また、避難所施設の管理者は、避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

なお、避難所運営マニュアルについては、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所毎に作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取り組み方法を明確にするとともに、住民の自治による避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮し、次の事項を記述する。

(1)避難住民による自治組織とその運営に係る事項

ア　組織体制
イ　仮設トイレ、炊事場、救護所等の設置
ウ　要配慮者に対する対応
エ　飲料水、食料その他の物資の配給方法
オ　指定避難所の備蓄物資及び資機材の整備状況と使用上の留意事項

(2)避難住民に対する情報伝達に係る事項

ア　指定避難所における情報通信機器の整備状況
イ　情報収集と指定避難所内における広報の方法
ウ　防災関係機関等に報告すべき内容及び連絡体制

(3)その他避難所の自主的な運営に必要な事項

第6 応急仮設住宅の提供体制の整備

市（危機管理課、管財課）は、大規模災害発生時に住家を滅失した被災者を一時的に受入れる応急仮設住宅を速やかに建設できるよう提供体制を整備する。

1 公営住宅等、賃貸型応急住宅の提供体制の整備

市（危機管理課、管財課）は、公営住宅等の既存ストックの空き室の状況を把握し、被災者への迅速な提供に努める。

また、賃貸型応急住宅の迅速な提供を行うため、不動産関係団体と連携強化を図る等、必要な体制の整備に努める。

2 建設型応急住宅の提供体制の整備

(1)建設用地の選定

ア　市（危機管理課、管財課）は、あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておく。

イ　応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定することとする。

ウ　応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則として無償で提供を受けられる土地を選定することとする。

※資料編G-3[応急仮設住宅建設予定地]参照

(2)立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地として立地条件の適した場所に建設することとする。

(3)利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等用地利用関係について明確にしておくこととする。

(4)建設事業者団体等との協定

市（危機管理課、管財課）は、応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要に応じてあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資機材の提供等に関する協定を締結しておく。

(5)応急仮設住宅の建設計画の策定

市（管財課）は、応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定するものとする。

(6)必要戸数の供給

市（管財課）は、災害が発生した場合は、必要に応じて建設事業者団体等の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設するものとする。

(7)応急仮設住宅の仕様等

応急仮設住宅の提供に当たっては、単身や多人数世帯、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者等、個々の需要に応じた住宅の仕様や、提供後の地域社会づくり等を考慮した配置に努める。

第13節　備蓄に対する基本的な考え方

[施策の基本方針]

大規模災害初期は、交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、被災地域内での物資調達が困難になるとともに、国や他都道府県からの支援もすぐに届かないことが想定される。

このため、災害発生直後から流通が回復あるいは国等の支援が本格化されるまでの期間に最低限必要な生活関連物資の備蓄は、「自分の命は自分で守る」という「自助」の理念に基づき、市民自らが行うことを基本とする。

市は、県と連携し、被災者等の保護を行うため発災初期における生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄する。

その際、市は食物アレルギーに配慮した食料や育児用調整粉乳の備蓄に努める。

第1　市民による備蓄

1　家庭における備蓄

発災初期においては、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高いため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、食料、飲料水、その他の生活必需物資については、家族人数分の最低でも３日間分（可能な限り１週間分程度）の備蓄に努める。

家族構成やペットの有無など家庭の状況により発災初期に必要な物資の内容は異なるため、事前に各家庭で備蓄する物資について確認するよう努める。

特に高齢者や乳幼児、障がい者などの要配慮者がいる家庭においては、紙おむつや医薬品、粉ミルク、ほ乳瓶などの物資についても備蓄に努める。また、食物アレルギーをもつ家族等がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料の備蓄に努める。

避難の際にすぐに備蓄物資や貴重品等を持ち出せるよう非常持出袋等を準備し、食料、飲料水、その他の生活必需物資を避難所等に持参できるようにしておく。

2　事業所等における備蓄

発災後における事業所等としてのサービスの維持や復旧を図るため、安全を確認後、従業員等は業務を継続する必要がある。また、発災直後における帰宅困難者の抑制を図るため、従業員等は一定期間は事業所内に留まっておくことが望ましい。このため、事業所内で勤務する従業員数の最低でも３日間分の食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に努める。

3　自治会（自主防災組織等）における備蓄

発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう、自治会等の組織単位で資機材や食料、飲料水、その他の生活必需物資等の備蓄に努める。

第2　市が行う備蓄

大規模災害が発生した際には、家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等に持参できない市民が発生することが想定されることから、市は、被災者等の保護を行うため最低限必要な物資を備蓄する。

1　市の役割

基礎的な地方公共団体として、発災初期において速やかに指定避難所及び避難所以外の場所に滞在する被災者の保護を行うことができるよう、小林市備蓄計画及び消防本部備蓄計画に基づき最低限必要な生活関連物資の現物備蓄や、協定等による民間事業者等からの物資調達に努める。発災初期に速やかに供給できるよう指定避難所等に分散して現物備蓄に努める。

2　市が行う備蓄

発災初期の生命維持や生活に最低限必要な「食料、粉ミルク、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ」や避難所運営に必要な資機材を中心に、要配慮者や女性に配慮した物資の供給や地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

なお、断水時の飲料水の供給は、水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完として、ペットボトル等の現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

3　市による流通備蓄からの調達

市が行う発災から３日目までの流通備蓄からの調達は、可能な限り物資の運搬が容易な市域内の民間事業者等から優先して行う。

第14節　食料･物資等の調達･備蓄、資機材等の整備

[施策の基本方針]

「宮崎県備蓄基本指針」及び「小林市備蓄計画」に基づき、住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。

[施策の体系･担当部署]

施策	担当部署
第1　食料･物資等の確保対策	危機管理課、管財課、福祉課、建設課
第2　備蓄品の管理	危機管理課
第3　資機材等の整備	危機管理課、関係各課

第1　食料･物資等の確保対策

広域交通及び市内交通網に大きな被害が生じ、補給ルートが遮断されることに備え、次の対策を行う。

1　物資の確保

(1)市の備蓄

市（危機管理課）は、宮崎県備蓄基本指針及び小林市備蓄計画に基づき、発災初期の生命維持や生活、避難所運営に必要な食料・物資・資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、次の事項に留意して備蓄と供給体制の整備に努める。

ア　住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通備蓄に努める。

イ　食料供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努める。

ウ　米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省等との連絡・協力体制の整備を図っておく。

エ　指定避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給（貸）与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通備蓄に努める。

オ　生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努める。

カ　義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておく。

(2)市民の備蓄に対する啓発

市（危機管理課）は、市民に対し、自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓

発を行い、災害発生後３日分程度の飲料水・食料品等を各家庭で備蓄するよう広報・防災パンフレット等を通じて周知する。

また、発災直後から市民が中心となり避難所運営や炊き出しが行えるよう、市民参加型の防災訓練を行うよう努める。

(3)県との協力体制の構築

市（危機管理課）は、緊急時においては県への要請を速やかに行い、県による物資調達の協力を得るほか、県を通じて他県も含めた広域での調達協力を得るべく体制整備に努める。また、備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報の共有に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(4)流通備蓄による物資調達体制の強化

市（危機管理課、福祉課）は、大規模災害では多くの物資を必要とするため、これまでの協定等に加え、生産工場や物流拠点等を設置している民間業者等との協定締結等に努め、物資調達ルートの多様化を図るよう努める。

また、既に締結している協定等については、訓練等を通じて調達可能な物資の品目や数量の確認を行うとともに、平常時から民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効性を高めることに努める。

(5)荷役・輸送体制の構築

市（危機管理課、福祉課、管財課）は、避難所まで物資がスムーズに行き届くように、県、物流関係事業者、ＮＰＯ等の役割分担を明確化し、それぞれがその特性を最大限に発揮しながら協働できる仕組みの構築を検討する。また、物資の発注状況や輸送状況等の情報を共有できる仕組みを検討する。

物資輸送拠点での荷役の要員を確保し、支援物資の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、物流関係事業者等との協定の締結を推進する。

※小林市備蓄計画参照
※資料編B-6[災害時協定締結状況一覧]参照

2 補給ルートの確保

市（建設課）は、国、県に要請して、広域道路網（緊急輸送道路）の耐震化や通行機能の確保に重点をおいた整備を促進する。

また、備蓄倉庫、指定避難所など市内の各防災拠点を結ぶ道路交通網の整備拡充に努める。

3 確保すべき物資等の種類

多数の避難者を収容し、生活支援を行うために必要な主要物資及び資機材は、次のとおりである。なお、これらの中で備蓄を要するものは、人の生存に最低限必要であり、貯蔵性のあるものとする。

■確保すべき物資等

災害時において緊急に必要な物資	資機材等
○食料等、○飲料水等、○医薬品等 ○生活必需品（寝具、炊事道具、食器、光熱材料等）	○応急給水用資機材の備蓄 ○生活関連資機材、○その他

■生活必需品の例

○寝具（毛布等）
○日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、簡易トイレ、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等）
○衣服様々なサイズの衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）
○炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
○食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
○光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
○車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類
○女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資衛生用品（紙オムツ、生理用品、粉ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等）
○その他（ビニールシート等）

第2　備蓄品の管理

市（危機管理課）は、備蓄品を管理し、適宜補充、更新する。

第3　資機材等の整備

1　資機材等の整備

市（危機管理課、関係各課）は、既に整備されている防災施設・設備や資機材の状況を把握し、未整備の防災施設・設備や資機材の計画的な整備を推進する。災害により機能が損なわれるおそれのある防災施設・設備や資機材については、あらかじめ代替手段を検討しておく。

また、効果的な水防活動のため、水防倉庫の増設や水防資機材の整備、拡充を図る。災害危険地域周辺の気象データを適時に得るため、雨量観測施設・設備について、県との調整を図りながら整備を推進する。

さらに、自主防災組織における資機材の整備を支援する。

2　点検、調達計画

(1)点検整備

市（危機管理課、関係各課）は、防災施設・設備や資機材について、その機能がいつでも有効に発揮できるよう定期的に点検する。

また、停電時に備え、非常用発電装置の設置及び増設を検討する。

(2)調達計画

市（危機管理課）は、災害発生時の資機材が不足する事態に備え、緊急調達方法や調達先をあらかじめ検討しておく。

第15節　被災者等への的確な情報伝達体制の整備

[施策の基本方針]

災害時に市民の安全を守るためには、緊密な情報連絡を確保することが必要であり、平常時よりソフト・ハードの両面で情報伝達体制の整備を図る。

また、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　市防災行政無線整備等の推進	危機管理課
第2　広報体制の整備	企画政策課、危機管理課
第3　被災者の問合せへの対応	危機管理課、関係各課

第1　市防災行政無線整備等の推進

市（危機管理課）は、災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、次の情報伝達手段の質的、量的な整備を推進する。

1　防災行政無線の整備・充実

市民に対して災害情報の迅速な伝達を図るため、防災行政無線の整備・充実を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

(1)移動系無線等の拡充・整備

大規模災害の場合、多くの地域で同時多発的に被害が発生する事態が想定される。このため、多くの被災現場と本部及び消防団との連絡を迅速かつ確実に確保するものとして、ＩＰ無線等の拡充・整備を計画的に推進していく。

(2)同報系無線の整備・拡充

災害時における要配慮者等の避難など市民への迅速な情報伝達を確保するため、同報系無線の整備・拡充を図り、屋外スピーカーの増設や戸別受信機（防災ラジオ）の配付（貸与）を継続していく。

※資料編D-1[市防災行政無線の概要]参照

2　情報伝達手段の多重化

市民に対する情報伝達漏れを回避するため、情報伝達手段の多重化を推進していくこととし、次の情報伝達手段の整備・充実を図る。

ア　市メール配信サービス
イ　携帯緊急速報メール
ウ　テレビ・ラジオなどの報道メディア等と連携した広域での情報伝達
エ　市ホームページによる情報発信（音声化の検討）
オ　聴覚障がい者を中心としたファックス送信体制の整備

第2　広報体制の整備

災害発生時において、報道機関の取材要請に対して適切な情報提供を行うこと、及び本部から報道要請を迅速に行うことは、災害対策を円滑に進める上で重要である。また、災害時にはデマや風評が飛びかうなど、不正確な報道は市民への不安感をいたずらに煽る可能性がある。

市（企画政策課）は、あらかじめ広報体制に係る基本的な対応方針を定めることによって、災害時の備えに万全を期す。

1　放送要請窓口等の明確化

災害時における報道機関に対する放送要請の窓口は、企画政策課（本部設置前は、危機管理課）に一本化するものとし、次の事項を盛り込んだ要請文書の案文をあらかじめ作成しておくことにより、速やかな報道要請を実現する。

ア　気象、水位、地震の震源・規模・余震等の状況
イ　市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
ウ　出火防止及び初期消火の呼びかけ
エ　要配慮者への支援呼びかけ
オ　災害応急活動の窓口及び実施状況

2　取材窓口の一本化

取材に対する対応窓口についても、災害対策業務及び情報の混乱等を防ぐため、企画広報班に一本化するものとし、あらかじめ体制を整備する。

第3　被災者の問合せへの対応

災害発生時において、市民等から多数寄せられる問合せ、要望、意見等に的確に対応することは、災害対策を円滑に実施する上で重要である。

市（危機管理課、関係各課）は、次の対策により被災者の問合せ等への対応に万全を期す。

1　相談窓口の設置

市民からの相談窓口は、専属の職員を配置して市民のニーズを正確に把握するため、関係各課に設置するものとし、あらかじめ体制を整備する。

2　市メール配信サービス等による情報提供

災害に関する情報は、市メール配信サービスや市ホームページ等で市民に速やかに提供する。

3　地域に密着した情報提供

ケーブルテレビ（野尻町区域のみ）、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

第16節　要配慮者の支援対策

[施策の基本方針]

要介護認定を受けている者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を災害から守るため、県及び社会福祉施設等の管理者等と連携のもと、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制及び福祉支援体制の整備に努める。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　要配慮者支援の実施体制	福祉課、長寿介護課
第2　避難行動要支援者対策	福祉課、長寿介護課
第3　要配慮者に対する支援計画	福祉課、長寿介護課、消防本部（中央消防署）、健康推進課
第4　情報支援要配慮者に対する支援計画	福祉課、企画政策課、地方創生課、商工観光課
第5　社会福祉施設等における対策	福祉課、長寿介護課

第1　要配慮者支援の実施体制

市（福祉課、長寿介護課）は、次の機関、組織等と相互に連携し、要配慮者の支援を実施する。

1　市

「災害時要配慮者支援プラン」を策定し、関係機関・団体等と連携して「災害時要配慮者支援プラン」の具体化を推進するとともに、要配慮者の支援に必要な施設、資機材等の整備を併せて推進する。

また、社会福祉施設の防災体制について、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関・団体との連携について調整支援を行う。災害後は社会福祉施設への入所対象者の増加が想定されるため、その受入れ等について社会福祉施設相互間の調整を検討しておく。

なお、災害時における要配慮者の支援を系統的に進めるため、横断的な組織として「要配慮者支援組織」を庁内に設置する。

2　民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等の福祉関係者

民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等の福祉関係者は、「災害時要配慮者支援プラン」に基づいて、他の団体等と相互協力し、災害時における要配慮者の支援体制の整備を推進する。

3　自治会及び自主防災組織

自治会及び自主防災組織は、「災害時要配慮者支援プラン」に基づいて、地域住民、福祉関係団体等と相互協力し、災害時における地区ごとの要配慮者の支援体制の整備を推進する。

第2　避難行動要支援者対策

1　避難行動要支援者の把握

市（福祉課、長寿介護課）は、要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあ

る場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努める。

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市（福祉課、長寿介護課）は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を講ずるための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、次のいずれかに該当するもののうち、生活の基盤が自宅にある者とする。

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉サービス事業者、ＮＰＯ等の日常の支援者及び地域住民と連携し、避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとする。

■避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、次のいずれかに該当するもののうち、生活の基盤が自宅にある者とする。

ア　要介護３以上の認定を受けている者

イ　身体障害者手帳１級又は２級の交付を受けている者

ウ　療育手帳Ａの交付を受けている者

エ　精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている者

オ　特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者

カ　その他、民生委員等からの情報により自力避難が困難な者

キ　上記に準じる者として、自ら避難行動要支援者名簿への登載を希望し、市長が必要と認めた者

■避難行動要支援者名簿に掲げる事項

ア　氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　電話番号その他の連絡先
カ　避難支援を必要とする事由
キ　上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新

市（福祉課、長寿介護課）は、避難行動要支援者の状況の変化、防災マップ（ハザードマップ）の見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要に応じて更新し、最新の状態に保つよう努める。

4 避難支援等関係者への名簿及び個別避難計画情報の提供

市（福祉課、長寿介護課）は、災害の発生に備え、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者に対し、避難支援に必要な限度で、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。

個別避難計画については、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で提供

することができる。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要と認めるときは、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供について、同意を得ることを要しない。

避難支援等関係者は、次に掲げる団体又は個人、又はそれらによって構成される団体とする。

ア　自治会（自主防災組織を含む）
イ　民生委員・児童委員
ウ　小林市社会福祉協議会
エ　小林市消防団
オ　小林警察署
カ　消防本部（中央消防署）
キ　その他日常の支援者及び地域住民等、避難支援等の実施に携わる関係者

5 名簿及び個別避難計画情報の適切な管理

市（福祉課、長寿介護課）は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう「避難行動要支援者名簿等の取扱いの手引き」等を作成するなどの措置を講ずる。また、庁舎の被災等が生じた場合、当該名簿や計画の活用に支障が生じないよう、情報の適正な管理に努める。

6 個別避難計画未作成者への配慮

市（福祉課、長寿介護課）は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮に努める。

7 地区防災計画と個別避難計画の整合

市（福祉課、長寿介護課）は、地区防災計画が策定済の地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第3 要配慮者に対する支援計画

1 防災知識の普及･啓発、防災訓練の実施

市（福祉課、長寿介護課）は、近隣住民（自主防災組織）やボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

2 避難支援システムの整備

(1)避難行動要支援者個別避難計画の作成

「要配慮者支援組織」は、収集した避難行動要支援者情報に基づき、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び福祉サービス事業者、障がい者団体等と連携・協力し、避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別避難計画を作成する。

(2)緊急通報システム等の整備

市（長寿介護課）は、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等の安全確保のため、緊急通報システムの整備やその円滑な運用に努める。また、消防本部（中央消防署）は、在宅者の安全性を高めるため、火災警報器等の設置を推進する。

(3)災害時における要配慮者への情報伝達体制の確立

市（福祉課、長寿介護課）は、自治会及び自主防災組織を通じた伝達、避難支援者による伝達、福祉サービス事業者による伝達等、複数の情報伝達系統を確立する。また、個々の要配慮者の状況に適した災害情報の伝達手段を検討する。

避難行動要支援者と避難支援等の関係者の両者が参加し、情報伝達や避難支援等について実際に機能するか点検するため、避難訓練の実施に努めるものとする。

(4)安否確認体制の確立

市（福祉課、長寿介護課）は、災害発生時において避難行動要支援者の安否確認体制を定め、災害時における要配慮者の生命の安全を確保する。

(5)生活支援体制及び健康管理体制の構築

市（福祉課、長寿介護課）は、指定避難所や福祉避難所における要配慮者の生活を支援する体制を整備する。また、市（健康推進課）は、保健師等の巡回により、指定避難所等における要配慮者の体調管理など健康管理体制を構築する。

(6)指定避難所における要配慮者のニーズの把握のための体制整備

市（福祉課、長寿介護課）は、指定避難所における要配慮者のニーズ（要望）を的確に把握する体制を整備する。

3 避難に必要な施設整備

(1)高齢者、障がい者に配慮したまちづくりの推進

①避難路の整備及び確保

市（福祉課、長寿介護課）は、社会福祉施設等や指定避難所に至るまでの避難経路を点検巡視し、避難する際に障害となる箇所を要巡視・点検箇所として抽出・位置づけ、監視・改善をすること等により、避難路の安全確保に努める。特に、山間地域における生活道路となる国道・県道については、県等に対して道路災害危険箇所の改善や迂回路の整備等を要望していく。

②指定避難所のバリアフリー化の推進、福祉避難所の指定･整備

指定避難所となる施設については、施設利用や移動、さらには情報伝達について利用者の立場に立ったバリアフリー化に努める。

また、必要に応じて、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所での生活に資するポータブルトイレ、紙おむつ、ストーマ用装具等の生活必需品の備蓄及び要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保等について体制を整備しておく。なお、福祉避難所が不足する場合に備え、生活相談員等を配置する福祉避難スペースの活用も視野に入れ、事前にその確保に努める。

(2)緊急入所

市（福祉課、長寿介護課）は、体調の悪い要配慮者については、福祉施設や医療施設等への緊急入所措置をとり、要配慮者の体調管理に万全を期す。

第4　情報支援要配慮者に対する支援計画

市（福祉課、企画政策課）は、災害時の情報伝達に配慮が必要な要配慮者（例えば視聴覚障がい者、外国人、観光客等）への支援に努める。

1　誘導標識の整備

市（福祉課、企画政策課、商工観光課）は、指定避難所等への誘導標識等に、外国語や絵による標示、音や点字情報を付け加えるなど、分かりやすい誘導標識の整備に努める。

2　外国人に対する防災対策の充実

(1)外国人の状況の把握

市（地方創生課）は、災害時における外国人への円滑な支援ができるよう平常時からその状況の把握に努める。

(2)防災知識の普及･啓発

市（企画政策課）は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するリーフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3)外国人が安心して生活できる環境の整備

市（企画政策課）は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に対して提供する他、語学ボランティアの確保等、外国人が安心して生活できる環境を整備する。

第5　社会福祉施設等における対策

市（福祉課、長寿介護課）は、社会福祉施設等における次の防災対策について、施設管理者への助言を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整支援を行う。

1　防災組織体制の整備

施設入所者等の指定緊急避難場所・指定避難所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておく。なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とする。

2　緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置の設置等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、自主防災組織や自治会、ボランティア組織等との連携に努める。また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把

握しておく。

3 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の安全性等の確保に努める。また、施設内の設備品の倒壊・転落防止対策を講じておく。

4 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努める。

5 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施する。また、避難訓練においては、消防署、自主防災組織や自治会、ボランティア組織等と連携した訓練を実施する。

6 防災士の資格取得

職員の防災士資格取得に努める。

※資料編Ⅰ-5[社会福祉施設一覧]参照

第17節 防災訓練

[施策の基本方針]

災害時の迅速かつ適確な行動のためには平常時の訓練が重要であり、県その他防災関係機関との連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

訓練に当たっては、防災マップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、性別、年齢等にかかわらず、要配慮者等多様な市民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込んだり、大規模広域災害時の円滑な広域避難のため、関係機関と連携する等、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

また、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1 総合防災訓練の実施	危機管理課、関係各課、消防本部(中央消防署)、消防団
第2 個別防災訓練の実施	危機管理課、関係各課、消防本部(中央消防署)、消防団
第3 消防団教育訓練	消防団
第4 事業所、自主防災組織、市民の防災訓練の実施	危機管理課
第5 防災訓練の検証	危機管理課、関係各課、消防本部(中央消防署)、消防団

第1 総合防災訓練の実施

市（危機管理課、関係各課）は、消防本部（中央消防署）及び消防団、防災関係機関と連携し、毎年度、次の訓練種目で総合防災訓練を実施する。

また、県の実施する総合防災訓練に積極的に参加し、県と市の分担を相互に調整、連携する。

■総合防災訓練の項目

ア　災害対策本部設置、運営等活動体制の確立
イ　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
ウ　広域応援活動
エ　救急・救助及び消火活動
オ　医療救護活動
カ　避難収容活動
キ　公共施設等の応急復旧活動
ク　ライフライン施設の応急復旧
ケ　防災関係機関の連携
コ　その他起こりうるあらゆる災害を想定し、応急対策に必要となる種目について訓練を実施する。

■総合防災訓練の参加機関等

訓練参加機関等
ア　小林市
イ　消防本部（中央消防署）
ウ　小林市消防団
エ　小林土木事務所
オ　小林警察署
カ　陸上自衛隊えびの駐屯地（第２４普通科連隊）
キ　地域災害拠点病院（小林市立病院）
ク　日本赤十字宮崎県支部小林地区
ケ　自主防災組織、ボランティア組織
コ　要配慮者を含む地域住民
サ　その他の機関、団体

第2 個別防災訓練の実施

市（危機管理課、関係各課）は、消防本部（中央消防署）及び消防団、必要に応じて防災関係機関との連携のもと、次の個別防災訓練を実施する。

1 水防･消防訓練

県と連携し、市域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は共同して水防訓練を実施するほか、水系別に水防演習を行う。

また、消防本部（中央消防署）は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、随時他の関連した訓練と合わせて行う。

2 避難訓練

避難訓練実施機関との連携のもと、避難が迅速かつ円滑に行われるよう、市民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的とした避難訓練を実施する。

3 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、業務継続計画（ＢＣＰ）及び各課大規模震災時職員参集及び初動マニュアルに基づくものとし、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的実施も検討する。

4 情報収集･伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成した想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

5 広域防災訓練

広域応援協定をより実効性のあるものとし、災害時応援協定の内容を的確に実行でき、かつ協

定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するため、広域防災訓練を実施する。訓練には、県及び関係市町村の他、必要に応じて陸上自衛隊等の参加も求める。

6　県民の防災意識向上を目指した一斉訓練（みやざきシェイクアウト）

県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」は、11 月５日（「津波防災の日」及び「世界津波の日」）を中心とした期間に、「自助」の意識向上を図るため、県が県民・事業者・行政機関などに広く参加を呼びかけ、地震発生時の安全確保行動の訓練を県内全域で行うものである。

市は、市民及び市内の事業者等に対し、この取り組みへの積極的参加を呼びかける。

第3　消防団教育訓練

消防団は、消防教育基準に基づき、次により教育訓練を実施する。

1　学校教育

消防団員の学校教育については、県消防学校に委託して実施する。

2　一般教育

消防団員の一般教育については、次の事項について実施計画を定めて行う。

(1)消防教育

宮崎県消防協会西諸支部による教育及びその他必要な事項について実施計画を定めて実施する。

(2)消防訓練

ア　消防用機械器具操法訓練
イ　消防用機械操作放水訓練
ウ　非常招集訓練
エ　人命救助訓練
オ　飛火警戒訓練
カ　通信連絡訓練
キ　破壊消防訓練
ク　出動訓練
ケ　その他の必要な訓練

第4　事業所、自主防災組織、市民の防災訓練の実施

市（危機管理課）は、事業所、自主防災組織、市民等が自主的かつ積極的に防災訓練を実施するよう、指導・啓発に努める。

1　事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的に実施する。

また、地域の一員として、市、消防本部（中央消防署）及び自主組織等の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

2 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部（中央消防署）等の指導のもと、地域の事業所とも協調し、年１回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関と連携し、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して要配慮者を含め広く市民の参加を求め、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等、災害に備える活動を継続的に実施するよう努める。

第5 防災訓練の検証

市（危機管理課、関係各課）、消防本部（中央消防署）及び消防団等は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置を講ずる。

第18節　防災知識の普及

[施策の基本方針]

大規模災害発生時は、広範囲にわたる建物等の倒壊、同時火災の多発、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすことから、行政の的確な対応に加え、市民等の自主的・積極的な防災活動が不可欠となる。

市は自らの防災力の向上を図るとともに、防災関係機関と連携し、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　防災知識の普及	危機管理課、企画政策課、商工観光課、学校教育課
第2　市民防災の日の制定	危機管理課
第3　相談窓口の設置	危機管理課
第4　災害用伝言サービスの広報	危機管理課、企画政策課

第1　防災知識の普及

市（危機管理課）は、災害時における被害を軽減し、応急対策活動を円滑に行うため、９月１日の「防災の日」及びその前後に設定されている「防災週間」等に併せ、防災関係機関、団体及び施設の管理者並びに市民等に対する防災知識の普及を行う。

また、市民が自らを守る（自助）とともに、お互いに助け合う（共助）意識を啓発する。

1　防災知識の普及事項

ア　災害気象及び予警報に関すること

イ　過去の災害の紹介

ウ　地域防災計画の概要

エ　災害予防

○家屋や塀の耐震化の促進　○家具類の転倒、落下防止措置
○火気使用器具の点検整備及び火気管理　○消火器、防火用水の準備
○非常用飲料水、食料の準備　○救急医療品の準備
○生活必需品及び防災用品の準備　○防災講習会、訓練への参加
○家庭内での防災についての話し合い　○自主防災組織への積極的な参加
○指定避難場所の確認及び避難方法　○その他災害予防に必要な事項

オ　災害時の心得

○地震情報及び県、市、消防、警察署等の防災関係機関からの情報入手
○火の始末
○地震時にあわてて外へ飛び出さず、丈夫な机等に身を寄せるなどの応急対応
○心の落ち着きと冷静な判断
○非常時における出入り口の確保
○出火防止及び初期消火
○がけ崩れ、地すべり、土石流等に関する注意事項

○市民相互の協力体制、隣保班内の声かけや助け合い
○ＡＥＤの使用方法やトリアージの方法等の緊急救護方法や医療知識
○秩序の遵守と衛生管理
○電話やインターネット、自家用車の利用自粛
○幼児、児童、老人、身体障がい者、病弱者等の要配慮者の安全確保
○生活物資の買い急ぎ及び預貯金の引き出しの自粛
○避難する際の自身での安全確認方法や注意すべき事項
○その他災害時の心得として必要な事項

2 防災知識の普及方法

(1)防災をテーマとした講習会、シンポジウム、座談会、出前講座等の開催

(2)日常生活に密着した啓発の実施

災害の種類、季節等の状況に応じて、「自らの安全を守るための行動」「高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対する配慮」「被災時の男女のニーズの違い等に対する男女双方の視点」「性的マイノリティ等に対する配慮」の必要性など、実践的な防災知識を身につけた災害に強い市民の育成を図り、被害を最小限にとどめられるよう啓発を実施する。

主な啓発内容は、以下のとおりとする。

ア　避難先は避難所だけではなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難など多様であること。
イ　それぞれの避難の特徴を知り、備蓄等の事前準備を行うこと。
ウ　「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下であっても、避難所への避難を躊躇しないこと。
エ　過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動を取ること。
オ　平常時から防災マップ等を活用し、自宅や地域の危険性、避難所・親戚知人宅等の場所、避難経路等の確認を行うこと。
カ　警戒レベル、避難指示等、気象情報等の意味を理解すること。
キ　災害時における家族等との連絡方法を考えておくこと。
ク　家屋が被災することを想定し、保険加入を検討するとともに、被災した際は、片付けや修理の前に、家屋内外の写真を撮影しておくこと。
ケ　共助の重要性を理解し、地域の避難行動等を、地域の多様な主体で話し合うこと。
コ　避難訓練に参加すること。

啓発の方法は以下のとおりとする。

ア　広報紙、パンフレット等の印刷物の配布　　イ　防災マップの作成・配布
ウ　映画、スライド等の上映　　エ　広報車の巡回
オ　テレビ、ラジオ等のメディア、インターネット等の活用

(3)「防災の日」等における重点的な普及活動の実施

火災予防運動週間や水防月間（５月）、宮崎県防災の日（５月第４日曜日）、防災週間（８月30日～９月５日）、みやざきシェイクアウト（11月）等において、防災に関する各種イベントの開催や、地域住民も参加した防災訓練等の実施により、重点的な普及活動を行う。

(4)児童･生徒及び教職員に対する防災教育

市（学校教育課）は、教育機関において地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実に努めるよう指導する。

①児童･生徒に対する防災教育

小・中学校等においては、地域や学校の実情及び児童・生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童・生徒の育成に努める。

指導内容は、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状等とし、これらの教育に当たっては各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関する視聴覚教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行う。

また、大規模災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。さらに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

このほか、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

②教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにするため、教職員向けの参考資料の活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会・訓練等を通して資質向上を図る。

(5)防災要員に対する教育

①市職員に対する防災教育

応急復旧活動等の現場活動に従事する市職員に対して、防災教育・研修等を実施し、災害対応能力の向上に努める。

②防災上考慮すべき施設管理者等の教育

危険物等取扱施設や不特定多数が出入りする施設の管理者等に対し、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的実施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図る。

(6)観光客への広報活動

市（商工観光課、企画政策課）は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなど、避難対象地区や指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等についての広報を行うよう努める。

3　市民の防災活動の促進

市（危機管理課）は、被害の防止、軽減の観点から、早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るため、次の施策を講ずる。

ア　防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等、普及啓発を図る。

イ　各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

ウ　防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

エ　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害時の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

オ　市民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定避難所の開錠・開設を自主防災組織や自治会等で担う等、円滑な避難のために地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、県、国等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、市民の適切な避難や防災活動に資するよう次の施策を講ずる。

ア　浸水想定区域、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめた防災マップ、水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、市民等に配布する。

　その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についても防災マップ等を作成し、市民等に配布するとともに、中小河川や雨水出水による浸水に対応した防災マップ作成についても、防災関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。

イ　土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめた防災マップ、土砂災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布する。

ウ　山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、市民等に配布する。

第2　市民防災の日の制定

市（危機管理課）は、市民一人ひとりが、自らの家庭、地域、職場を災害から守るため、毎月特定の１日を市民防災の日に定めるなど、防災訓練はもとより防災に関する各種の行事を市民総ぐるみの運動として展開し、防災に対する市民の意識高揚を図る。

第3　相談窓口の設置

市（危機管理課）は、防災対策に係る市民等からの相談・問合せに対応する防災相談窓口を設置し、防災知識の普及・周知徹底を図る。

第4　災害用伝言サービスの広報

市（危機管理課、企画政策課）は、災害時において通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、一般電話やインターネット、携帯電話で利用できる災害用伝言サービスについて市ホームページや広報紙等により周知を図るとともに、各事業者に対して、テレビ・ラジオ等による広報活動により、災害用伝言サービスの利用方法を市民に周知するよう依頼する。

各事業者は、災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言サービスを速やかに提供できるよう体制を整備しておく。

■災害用伝言サービス

名　　称	サービス提供元	利用の範囲
災害用伝言ダイヤル（171）	ＮＴＴ	一般電話（プッシュ、ダイヤル回線） 公衆電話、携帯電話、ＰＨＳ
災害用伝言板サービス	携帯電話各社	各社携帯電話から直接又は他社携帯電話からのリンク

第19節　自主防災組織等の育成強化

[施策の基本方針]

大規模災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

市は、自主防災組織の育成・強化、企業防災活動の推進及び災害ボランティア活動の環境整備を図るとともに、きずな協働体での連携を通じて地区防災力及び災害対応力の強化を図る。また、研修・講座等の実施による自主防災組織の核となるリーダーの育成、多様な世代が参加できる環境の整備等により、自主防災組織の充実を図るほか、市民の自発的な防災活動と女性の参画の促進を図る。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　自主防災組織の活動と活動支援	危機管理課
第2　自主防災組織の災害対応力強化	危機管理課
第3　事業所防災活動の推進	危機管理課、商工観光課

第1　自主防災組織の活動と活動支援

1　自主防災組織の活動

次の要件を満たす組織を自主防災組織として認定する。

ア　規約が定められ、組織が編成されていること。

イ　地域の防災マップが作成されていること。

ウ　資機材が整備されていること。

エ　研修や訓練等を毎年度計画、実施されていること。

(1)普及啓発活動の実施

市（危機管理課）は、県と連携し、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等により、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

(2)自主防災組織の活動内容

平常時	○ 要配慮者を含めた地域住民間のコミュニティ醸成 ○ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 ○ 情報収集・伝達、初期消火、避難並びに救助・救護等の防災訓練の実施 ○ 避難所運営訓練の実施 ○ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等 ○ 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等
発災時	○ 初期消火の実施 ○ 情報の収集・伝達 ○ 救助・救護の実施並びに協力 ○ 集団避難の実施及び要配慮者の安全確保等 ○ 炊き出し及び救助物資の分配等、避難所運営に関する協力

2 自主防災組織への活動支援

市（危機管理課）は、宮崎県防災士ネットワーク西諸支部及び小林市災害ボランティアコーディネートセンター（ＳＶＣ）と連携し、自主防災組織が行う訓練や研修等の活動支援を行う。

3 地区防災計画の策定

自主防災組織等は、市と連携して災害を防止・軽減するため、地域住民、事業所等と協働し、地域の防災訓練や防災活動に必要な物資及び資機材の備蓄等を定めた計画（以下「地区防災計画」という。）を策定するよう努める。

4 リーダーの養成

市（危機管理課）は、自主防災組織の活動が活性化することで地区防災力及び災害対応力の強化につなげるため、きずな協働体等と連携し、防災士の養成や市民防災リーダーなどの地域防災の担い手育成を進める。担い手育成においては、宮崎県防災士ネットワーク西諸支部及び小林市災害ボランティアコーディネートセンター（ＳＶＣ）と連携し、市民防災リーダー養成講座や地域防災の担い手育成講座、災害ボランティアコーディネーター養成講座等を継続して実施する。

第2 自主防災組織の災害対応力強化

市（危機管理課）は、宮崎県防災士ネットワーク西諸支部及び小林市災害ボランティアコーディネートセンター（ＳＶＣ）と連携し、自主防災組織が行う訓練や研修等の活動支援を行い、災害対応力の強化に努める。

また、市や社会福祉協議会及びきずな協働体相互に連携を図り、大規模災害時のネットワークを平常時から構築することで大規模災害時における災害対応力の強化も図る。

第3 事業所防災活動の推進

事業所は、その社会的な責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互協力・連携ができる防災体制の整備を推進する。

特に、企業においては、災害時の企業の果たす役割（顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

市（危機管理課、商工観光課）は、県と連携し、こうした取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴い増大する事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう市場の健全な発展に向けた条件整備等に取り組む。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

市（危機管理課・商工観光課）は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第20節　ボランティアの活動環境の整備

[施策の基本方針]

大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　災害ボランティアの窓口の設置	福祉課、（小林市社会福祉協議会）
第2　災害ボランティア活動促進のための体制づくり	福祉課、危機管理課、（小林市社会福祉協議会）
第3　災害ボランティア活動環境の整備	福祉課、危機管理課、生活環境課、（小林市社会福祉協議会）
第4　地域安全活動ボランティアの体制整備	福祉課、危機管理課、（小林市社会福祉協議会）

第1　災害ボランティアの窓口の設置

市（福祉課）は、災害ボランティアの活動を支援する「総合窓口」を設置し、専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となって調整を図る。

そのため、災害発生時を想定して、活動分野の異なるボランティア間の連携について協議する「連絡会」を設置するなど、ボランティアの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

また、市社会福祉協議会は、災害ボランティアの「受入れ窓口」として「災害ボランティアセンター」を設置することとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能や体制の整備を強化する。

第2　災害ボランティア活動促進のための体制づくり

1　災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会とともに、災害ボランティアセンターの運営体制を強化し、災害時におけるボランティアの受入れ、調整及び派遣が一元化して行えるよう、あらかじめ関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

災害ボランティアセンターが行う業務は、おおむね次のとおりとする。

ア　被災者のニーズ調査

イ　被災者やボランティアからの相談受付

ウ　要配慮者への支援

○ボランティア活動希望者の派遣　○ボランティア活動プログラムの策定と提供

○ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

エ　被災者やボランティアに対する情報提供

オ　各関係機関・団体との連絡・調整

2　災害ボランティアセンター等の運営に係る人材の養成

市（福祉課、危機管理課）及び市社会福祉協議会は、小林市災害ボランティアコーディネートセンター（ＳＶＣ）と連携し、災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため、平時から自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ＮＰＯ、企業、学校等との連携づくりに努め、平常時の登録、広く住民を対象とした災害ボランティアセンターの運営訓練、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修等、災害時の支援や対応についての研修を実施する。

3　災害ボランティアの登録

市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

4　災害ボランティアとの連携体制の整備

市（福祉課）は、県・市社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、平常時におけるボランティア意識の醸成、啓発、研修、登録制度の実施等に努めるとともに、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制及び災害ボランティアと市・市民が連携・協働して災害対策にあたる体制等の整備を推進する。

第3　災害ボランティア活動環境の整備

1　ボランティア活動の普及･啓発

市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動に市民が速やかに主体的に参加できるよう、平常時から市民・企業等に対しボランティア活動の普及・啓発を行う。

2　ボランティアの活動拠点等の整備

市（福祉課、危機管理課）は、災害時のボランティアの活動中心拠点として、災害ボランティアセンターを八幡原市民総合センター及び小林市地域防災センターに設置するために必要な整備を進める。また、必要に応じて各地区のきずな協働体が災害時ボランティア地域拠点となれるよう連携及び必要な整備を進める。

3「災害ボランティアセンター設置･運営マニュアル」の作成

市社会福祉協議会は、防災関係機関等と連携しながら「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の作成に努める。

4　ボランティア保険への加入促進

市福祉社会協議会は、ボランティアの活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図る。

5　災害廃棄物の処理体制の整備

市社会福祉協議会は、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

また、市（生活環境課）は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるとともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク

(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク)、宮崎県災害廃棄物処理対策ネットワーク協議会の取組等に関してホームページ等において公開する等、周知に努める。

第4　地域安全活動ボランティアの体制整備

大規模災害発生時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障がい者の安否、その他事件・事故等の頻発など、市民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、市（危機管理課、福祉課）は、消防団や自主防災組織及びきずな協働体等と連携し、平常時から危険箇所の点検、独居高齢者等の訪問活動、地域安全パトロール活動等を実施する体制を構築する。

第21節　農林畜産業予防計画

[施策の基本方針]

風水害による農作物等への災害を未然に防止するため、市、農業従事者及び関係団体等による相互協力体制のもと、防災の観点に立った営農体制の構築に努める。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　農業災害の予防	農業振興課
第2　林業災害の予防	農業振興課
第3　家畜災害の予防	畜産課

第1　農業災害の予防

市（農業振興課）は、農業災害に備え、次の予防措置を講ずる。

1　作物に対する対応

水稲について、耐倒伏性の強い品種の採用により、被害の軽減を図る。

また、果樹や畑作物について、防風垣・防風ネット及び倒伏防止のための支柱等の設置や、ハウス施設等の補強により、風害予防対策を実施する。

2　農業施設対策

水害による農作物への被害を防止するため、用排水路等の農業施設について、次のような災害予防を推進する。

ア　排水路の浚渫、除草、障害物の除去等の維持管理及び破損箇所の修繕

イ　取水又は排水のための各種施設の定期的な点検・整備

3　農地保全

水害による農地の浸食等の被害を防止するため、排水溝等の整備を実施し、土壌流失と農地損壊を予防する。

4　営農指導の体制

台風等により災害が予測される場合は、災害の事前対策・事後対策について、県の西諸県農林振興局（農業経営課）を軸に、営農指導の体制を確立する。

第2　林業災害の予防

市（農業振興課）は、林業災害に備え、次の予防措置を講ずる。

1　森林の保全

森林の保全により、次のような災害予防を推進する。

ア　表土浸食、土砂流出の防止

イ　山地崩壊の予防

ウ　岩石の安定、落石の抑制等による被害の防止
エ　風害に対する田畑や住宅等の防御

2 危険性の解消

立木竹の倒伏による被害を防止するため、人家や公共施設付近の森林についてパトロールを実施し、影響を与えるおそれのある立木竹については、所有者や管理者と協議して危険性の解消に努める。

なお、日常管理を行う所有者や管理者等は、異常を発見した場合には、直ちに市の担当部署（農業振興課）に連絡する。

3 無秩序な開発防止

林地開発や土砂採取等について監視体制の充実を図り、無秩序な森林破壊の防止に努める。

第3 家畜災害の予防

市（畜産課）は、家畜災害に備え、次の予防措置を講ずる。

1 施設等の整備

災害を想定して、畜舎や鶏舎等の施設の補強、場所の選定への適切な指導を行う。

2 飼料の確保

計画的な飼料の作付及び収穫を図るとともに、収穫した飼料の集積場所や保管方法等について適切な指導を行う。

3 家畜の避難対策

畜産業の飼育者は、家畜の避難場所、避難の方法等について、あらかじめ検討し定めておく。

第22節 文教対策の推進

[施策の基本方針]

児童・生徒、園児等（以下「児童・生徒等」という。）及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を策定し、その推進を図る。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1 文教対策の推進	学校教育課、こども課

第1 文教対策の推進

1 児童・生徒等の安全確保対策

東日本大震災において、児童・生徒等を無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例を踏まえ、大規模災害が発生した場合は、安全が確認された後に保護者へ引き渡すことを原則とする。保護者が引き取れない、又は時間を要する場合は、学校等で待機することを基本とする。学校等が被害を受けている場合は、あらかじめ学校等が定めた近隣にある指定避難所等で待機することを基本とする。

市（学校教育課、こども課）は、大規模災害の発生時は通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童・生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておく。

非常時における児童・生徒等の引き渡しについて、保護者への情報伝達を確実に行えるよう複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校メールやホームページ等）の整備に努める。

また、児童・生徒等を学校や幼稚園等で避難・待機させることができるよう飲食料品等の備蓄を行う。

学校や幼稚園等は、災害発生時における児童・生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておく。

2 登下校・登退園の安全確保

市（学校教育課、こども課）は、児童・生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童・生徒等及び保護者への周知を図る。

(1)通学・通園路の安全確保

通学路・通園路は、警察、消防団、自主防災組織、自治会等と連携し、校区内の危険箇所を把握するとともに、誘導方法について常に保護者と連携をとり確認しておく。

幼児の登退園時は、原則として個人又はグループごとに保護者が付き添うようにする。

(2)登下校等の安全指導

大規模災害時の登下校・登退園時の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。

通学路や通園路の危険箇所は、児童・生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図り、登下校時等における危険を回避できるよう、具体的な注意事項の指導等を行う。

第23節　災害教訓の伝承

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　災害教訓の伝承	危機管理課

第1　災害教訓の伝承

市（危機管理課）は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く市民が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

市民は、自らも災害教訓の伝承に努める。

第24節　防災のための調査研究

[施策の基本方針]

災害の未然防止と被害の軽減に対し、必要となる調査・研究情報の収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　防災のための調査研究	危機管理課

第1　防災のための調査研究

災害は自然的、社会的な地域的特性が複雑に絡み合うことにより、多様な災害現象を引き起こす。

市（危機管理課）は、防災関係機関と連携し、これらの現象を科学的に分析、検討できる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的な防災活動の実施を図る。

また、防災研究の基礎となる災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、いつでも活用できるよう整備する。

調査研究は、次の項目について行う。

ア　本市災害の特性と傾向
イ　災害危険箇所等の実態把握
ウ　被害の想定
エ　災害情報システム（観測システムも含む。）
オ　救助活動支援システム

第3章　災害応急対策計画

第1節　災害発生直前の対策

[施策の基本方針]

気象・水象情報の分析により風水害の危険性はある程度予測することが可能であるため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止し、被害を軽減するための活動等、災害発生直前の対策に万全を期す。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　警報等の伝達	本部班
第2　避難誘導の実施	本部班、福祉対策班、高齢者対策班、こども対策班、建設班、学校教育班、社会教育班、消防水防対策班
第3　災害の未然防止対策	建設班、消防水防対策班、農業振興班

第1　警報等の伝達

本部班は、市民の適切な判断と行動を助け、市民の安全を確保するため、正確な情報の速やかな発表と伝達を行う。

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報･警報･注意報

気象に関する特別警報、警報、注意報の発表及び解除は、気象業務法に基づき宮崎地方気象台により行われる。

本市に係る警報等の種類・概要及び発表基準等は、次のとおりである。

■特別警報･警報･注意報の概要

種　類	概　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警　　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

■特別警報･警報･注意報の種類と概要

特別警報･警報･注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発表することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起きるおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

■小林市における警報･注意報発表基準（令和３年６月８日現在）

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	21	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	177	
	洪水		流域雨量指数基準	本庄川流域=24.7、岩瀬川（岩瀬橋）流域=46.6、辻之堂川流域=22.7、石氷川流域=24.3、岩瀬川（三之宮大橋）流域=27.0	
			複合基準	——	
			指定河川洪水予報による基準	——	
	暴風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
				山地	12時間降雪の深さ20cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	14	
			土壌雨量指数基準	123	
	洪水		流域雨量指数基準	本庄川流域=19.7、岩瀬川（岩瀬橋）流域=37.2、辻之堂川流域=18.1、石氷川流域=19.4、岩瀬川（三之宮大橋）流域=21.6	
			複合基準※1	石氷川流域=（14,15.5）	
			指定河川洪水予報による基準	——	
	強風		平均風速	10m/s	
	風雪		平均風速	10m/s　雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm
				山地	12時間降雪の深さ5cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		最小湿度40%で、実効湿度65%		
	なだれ		積雪の深さ100cm以上で，次のいずれか 1．気温 3℃以上の好天 2．低気圧等による降雨 3．降雪の深さ30cm以上		
	低温		夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が３日続いた後，さらに２日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温-5℃以下　山沿いで最低気温-8℃以下		
	霜		11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下		
	着氷・着雪		大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上		
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	120 mm	

○府県予報区：宮崎県　　○一次細分区域：南部山沿い

○市町村等をまとめた地域：小林・えびの地区

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

出典：気象庁ホームページ

■市町村等版警報･注意報基準一覧表の解説

(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

(2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(4) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの又は洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

(5) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害）は「大雨警報（浸水害)」、(土砂災害）は「大雨警報（土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。

(6) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(7) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照。

(8) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

(9) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

(10) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

(11) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(12) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

(13) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

■特別警報の発表基準

現象の種類	基　準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

■宮崎県の予警報区域区分図

出典：宮崎地方気象台ホームページ

3 キキクル(大雨警報･洪水警報の危険度分布)等

種　類	概　要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布） ※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル 大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

4　その他の防災気象情報

(1)早期注意情報(警報級の可能性)

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部山沿い）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(2)宮崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

示す警戒レベル１である。

(3)顕著な大雨に関する情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときに、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮崎県気象情報」という表題の気象情報を、警戒レベル４相当以上の状況で発表する。

＜顕著な大雨に関する情報の発表例＞

顕著な大雨に関する○○県気象情報　第○号
令和２年７月○ 日○○ 時○○ 分　○○気象台発表

○○地方、○○地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

＜顕著な大雨に関する情報を補足する「線状降水帯」の表示＞

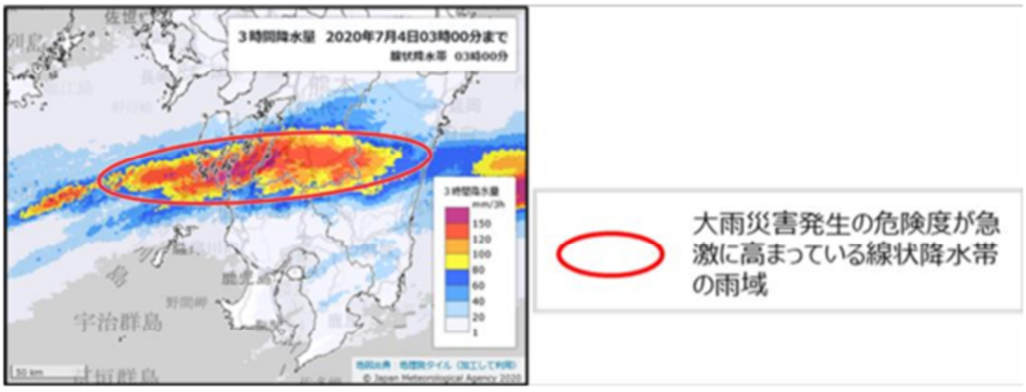

(4)土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかける情報で、宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分

布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

(5)記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

宮崎県の発表基準は、１時間 120 ミリ以上を観測又は解析したときである。

(6)竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県南部山沿いなど）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県南部山沿いなど）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

(7)水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通大臣又は知事が行う。水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによる。

5　気象警報等の伝達系統

■気象警報等の伝達系統図

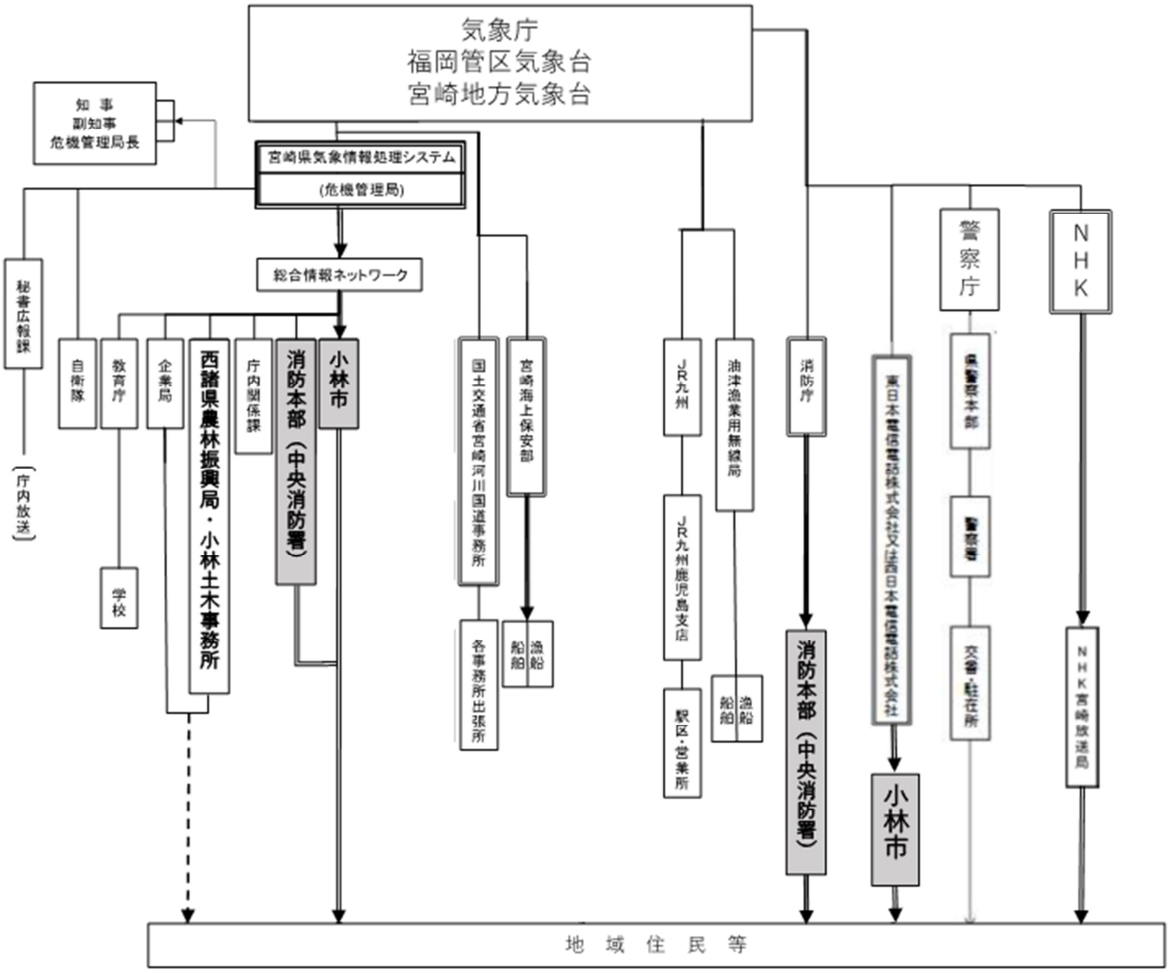

（注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号の規定に基づく法定伝達先

（注2）二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の２によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

6　異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の方法により防災関係機関に通報する。

(1)発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（本部班）又は警察官に通報する。

(2)警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官等は、その旨を直ちに市長（本部班）に通報する。

(3)市長の通報

異常現象を知った市長（本部班）は、直ちに次の機関に通報又は連絡する。この場合、気象官署に対する通報は、電報又は電話によることを原則とする。ただし、地象に関する事項の火山関係及び地震関係については通報後文書で行う。

ア　気象官署
イ　異常現象によって災害の予想される隣接市町村
ウ　異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関
エ　その他の関係機関

(4)県出先機関の通報

市長（本部班）からの通報により異常現象を知った県出先機関は、直ちに本庁所管部課及び危機管理局に通報する。

(5)市民等に対する周知徹底

異常現象の通知を受けた防災関係機関は、その現象によって予想される災害地域の市民及び他の防災関係機関に周知徹底を図る。

■異常現象発見時における措置の流れ

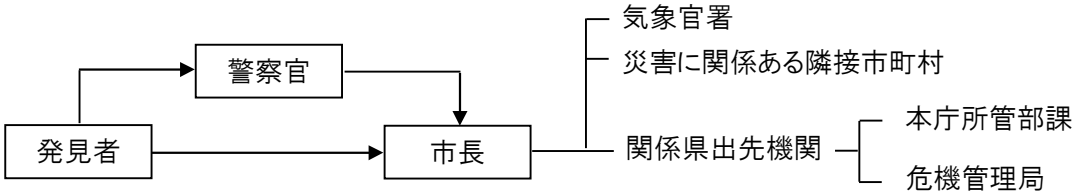

第2　避難誘導の実施

風水害により市民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合は、避難が困難にならないよう、明るい時間帯や風雨が強まる前の時間帯等の避難指示等の発令等に留意し、適切な避難誘導を実施するなど、災害の発生に備える。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

1　警戒活動等の実施

市長（本部班）は、風水害の発生のおそれがある場合には、経済建設対策部（建設班）、河川管理者、水防団等と連携を図りながら防災気象情報等を十分把握し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、市民に対して早めに避難指示等の発令等を行う。

また、健康福祉対策部（福祉対策班、高齢者対策班、こども対策班）及び教育対策部（学校教育班、社会教育班）等は、適切な避難誘導活動を実施する。

2　要避難状況の早期把握

市長（本部班）は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等の発令等をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう避難を要する地

域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための高齢者等避難の提供を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ、災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮する。

3 避難対策の必要性の早期判断

市長（本部班）は、避難を要する状況は発生した災害の状況により大きく異なるため、各種情報に基づき避難の要否を判断する。

(1)河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の市民が適切な避難活動が実施できるよう、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、市民の避難活動を補完する。

(2)土砂災害のおそれのある箇所

土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずる。

4 避難指示等の伝達

市長（本部班）は、市民への避難指示等の伝達に当たっては、市防災行政無線、市メール配信サービスを始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、迅速かつ的確な伝達に努める。

特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合は、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じてエリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路、浸水区域、土砂災害警戒区域等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

避難指示等の発令に当たっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

本部（本庁舎本館）において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

5 早期自主避難の実施

市長（本部班）は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の市民に対して、台風襲来時や豪雨時に次のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう関係住民を指導する。

(1)浸水危険区域

河川が避難判断水位に達し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断して浸水の危険性が高まった場合

(2)土砂災害発生の兆候

ア　立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
イ　渓流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合
ウ　降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
エ　渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
オ　がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合
カ　その他

6　適切な避難行動の周知

市長（本部班）が避難指示等を発令した場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣のより安全な場所への避難」又は自宅の上層階等、相対的に安全だと考えられる場所へ「緊急安全確保」を行うべきことについて、市長（本部班）は、住民等への周知徹底に努める。

第3　災害の未然防止対策

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

1　河川堤防の巡視

経済建設対策部（建設班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）は、水防計画に基づき、河川堤防の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

2　ダム、水門等の適切な管理

経済建設対策部（農業振興班）は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な管理を管理団体（管理者）に指示する。

3　道路パトロール、事前規制等の措置

経済建設対策部（建設班）は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を講ずる。

第2節　活動体制の確立

[施策の基本方針]

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害を最小限にとどめるため、災害の状況に応じて災害対策業務を統括する災害対策本部等を設置し、迅速かつ的確に災害対策を推進するための体制を整える。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　情報連絡本部の設置	本部班
第2　災害警戒本部の設置	本部班
第3　災害対策本部の設置	本部班
第4　配備基準	本部班
第5　職員の動員及び参集	本部班、全職員

第1　情報連絡本部の設置

市長（本部班）は、災害が発生するおそれがある場合において、危機管理課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、速やかな防災対応をとる。

1　情報連絡本部の設置及び解散基準

情報連絡本部の設置及び解散は、次の基準に基づく。

■設置基準

災害の種別	設置の基準
風 水 害	○市域に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき
地震災害	○市域で震度４の地震が発生したとき
その他	○その他危機管理課長が必要と認めたとき

■解散基準

災害の種別	解散基準
災害全般	○災害の危険が解消したとき ○災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき

2　情報連絡本部の体制

■情報連絡本部の構成

部局	課	対策部	班
総務部	危機管理課	本部班	情報分析班
			応急対策班
	管財課	総務対策部	管財班
総合政策部	企画政策課	総合政策対策部	企画広報班
市民生活部	ほけん課	市民生活対策部	避難収容班

部局	課	対策部	班
経済建設部	農業振興課	経済建設対策部	農業振興班
	建設課		建設班
上下水道局	上下水道課	上下水道対策部	上下水道対策班
須木庁舎	地域振興課	須木庁舎対策部	須木庁舎対策班
野尻庁舎	地域振興課	野尻庁舎対策部	野尻庁舎対策班

3 情報連絡本部の所掌事務

ア　防災気象情報等の収集及び伝達に関すること。
イ　災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
ウ　関係市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
エ　その他本部長が必要と認めること。

4 情報連絡本部の設置場所

情報連絡本部は、市役所本庁舎本館３階防災対策室に設置する。

第2 災害警戒本部の設置

市長（本部班）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないとき、総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、速やかな防災対応をとる。

1 災害警戒本部の設置及び解散基準

災害警戒本部の設置及び解散は、次の基準に基づく。

■設置基準

災害の種別	設置の基準
風 水 害	○大雨警報又は洪水警報発表時で、市域に災害が発生又は発生のおそれがあるとき ○台風の接近により市域の一部又は全部が強風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき ○河川水位が氾濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき
地震災害	○市域で震度５弱又は５強の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき
火山災害	○霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺、大幡池、新燃岳）に関し、噴火警報（火口周辺）（噴火警戒レベル３（入山規制））が発表されたとき
その他	○その他総務部長が必要と認めたとき

■解散基準

災害の種別	解散基準
災害全般	○災害の危険が解消したとき ○情報連絡本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき

2　災害警戒本部の体制

■災害警戒本部の構成

部局	課	対策部	班
総務部	危機管理課	本部班	情報分析班
			応急対策班
	総務課	総務対策部	総務班
	管財課		管財班
総合政策部	企画政策課	総合政策対策部	企画広報班
			戦略班
	地方創生課		地方創生班
経済建設部	農業振興課	経済建設対策部	農業振興班
	畜産課		畜産班
	建設課		建設班
市民生活部	生活環境課	市民生活対策部	生活環境対策班
	ほけん課		避難収容班
健康福祉部	福祉課	健康福祉対策部	福祉対策班
			受援対策班
	長寿介護課		高齢者対策班
	健康推進課		保健・救護班
	こども課		こども対策班
教育部	学校教育課	教育対策部	学校教育班
	社会教育課		社会教育班
	スポーツ振興課		体育施設班
	国スポ･障スポ推進室		
上下水道局	上下水道課	上下水道対策部	上下水道対策班
須木庁舎	地域振興課	須木庁舎対策部	須木庁舎対策班
	住民生活課		
野尻庁舎	地域振興課	野尻庁舎対策部	野尻庁舎対策班
	住民生活課		
消防団		消防水防対策部	消防水防対策班

3　災害警戒本部の所掌事務

災害対策本部の事務を準用する。

4　災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、災害対策本部に準じ、市役所本庁舎本館３階防災対策室に設置する。

第3　災害対策本部の設置

市長（本部班）は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、自らを本部長とする災害対策本部を設置し、迅速かつ的確に災害対策を推進する。

1　災害対策本部の設置及び解散基準

災害対策本部の設置及び解散は、次の基準に基づくものとする。

■設置基準

災害の種別	設置の基準
風 水 害	○大雨警報又は洪水警報発表時で、市域にかなりの災害が発生又は発生のおそれがあるとき ○台風の接近により市域の一部又は全部が暴風域に入り、かなりの災害が予想されるとき ○河川水位が氾濫危険水位に到達したとき
地震災害	○市域で震度６弱以上の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
火山災害	○霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺、大幡池、新燃岳）に関し、噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベル４（避難準備））又は（噴火警戒レベル５（避難））が発表され災害の可能性が高まったとき
その他	○その他市長が必要と認めたとき

■解散基準

災害の種別	解散基準
災害全般	○災害の危険が解消したとき ○災害応急対策が一応終了したとき ○災害の発生の危険性が軽減し、災害警戒本部又は情報連絡本部の体制に移行したとき

2　災害対策本部の体制

■災害対策本部の構成

部局	課	対策部	班
総務部	危機管理課	本部班	情報分析班
			応急対策班
	総務課	総務対策部	総務班
	財政課		財政班
	管財課		管財班
会計課			会計班
総合政策部	企画政策課	総合政策対策部	企画広報班
			戦略班
	地方創生課		地方創生班
経済建設部	農業振興課	経済建設対策部	農業振興班
	畜産課		畜産班
	商工観光課		商工観光班
	建設課		建設班
農業委員会事務局			農業振興班

部局	課	対策部	班
市民生活部	生活環境課	市民生活対策部	生活環境対策班
	税務課		被害調査班
	ほけん課		避難収容班
	市民課		
監査委員事務局			
選挙管理委員会事務局			
健康福祉部	福祉課	健康福祉対策部	福祉対策班
			受援対策班
	長寿介護課		高齢者対策班
	健康推進課		保健・救護班
	こども課		こども対策班
教育部	学校教育課	教育対策部	学校教育班
	社会教育課		社会教育班
	スポーツ振興課		体育施設班
	国スポ･障スポ推進室		
上下水道局	上下水道課	上下水道対策部	上下水道対策班
市立病院事務部		市立病院対策部	市立病院対策班
議会事務局		議会対策部	議会対策班
須木庁舎	地域振興課	須木庁舎対策部	須木庁舎対策班
	住民生活課		
野尻庁舎	地域振興課	野尻庁舎対策部	野尻庁舎対策班
	住民生活課		
消防団		消防水防対策部	消防水防対策班
消防本部		消防対策部	消防対策班

3 本部会議

本部長（本部班）は、災害対策に関する重要な事項を協議するため、本部員（各対策部長）により構成する「本部会議」を災害対策本部に設置し、災害対策に係る重要事項について協議し、決定する。

ア　配備体制の決定
イ　各対策部又は各班の活動調整
ウ　避難指示等の発令等に係る意思決定
エ　防災関係機関との活動調整
オ　県又は防災関係機関への応援要請に係る意思決定
カ　市民への広報事項の決定

4 災害対策本部の所掌事務

部名	部長 担当職	班名	班長 担当職	分掌事務
本部班		情報分析班	危機管理課長	1　気象情報等の把握及び伝達に関すること。 2　被害状況等の情報収集・分析・とりまとめに関すること。 3　市民に対する気象情報及び災害情報の広報に関すること（防災行政無線等）。 4　防災情報システムに関すること。 5　中長期（発災４日目以降）の被害対策の立案に関すること。 6　担当業務に係る国及び他の地方公共団体から派遣された職員（以下、「応援職員」）の受援に関すること。
		応急対策班		1　本部員、各部及び各班との連絡調整並びに応援に関すること。 2　防災会議に関すること。 3　災害対策本部等の設置及び廃止に関すること。 4　災害対策本部会議等に関すること。 5　本部長の指示命令の伝達に関すること。 6　高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること。 7　県災害対策本部との連絡調整に関すること。 8　防災関係機関（応援部隊（自衛隊の災害派遣を含む。）等）との連絡調整及び協力要請に関すること。 9　消防機関、防災救急ヘリコプター等の応援要請に関すること。 10　被害状況の報告（県・防災関係機関）に関すること。 11　非常無線通信に関すること。 12　自主防災組織に関すること。 13　災害記録の編集及び保存に関すること。 14　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
総務対策部	総務部長	総務班	総務課長	1　職員の公務災害補償に関すること。 2　国及び他の地方公共団体職員の派遣要請に関すること。 3　国及び他の地方公共団体への職員派遣に関すること。 4　職員及び他機関の応援職員の給食及び衛生管理に関すること。 5　防災関係機関（県総務班、電力・通信事業者等の情報連絡員（リエゾン））との連絡調整に関すること。 6　応急対策班の支援に関すること。 7　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		財政班	財政課長	1　災害対策の緊急予算及び資金調達に関すること。 2　災害対策に伴う物品の調達に関すること。 3　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		管財班	管財課長	1　災害時の車両の確保並びに配車及び輸送に関すること。 2　災害用電話の確保及び臨時電話の設置に関すること。 3　電話交換に関すること。 4　庁舎及び市有財産（管財課所管）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 5　来庁者に対する避難誘導に関すること。 6　市営住宅の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 7　応急仮設住宅の建設に関すること。

部名	部長 担当職	班名	班長 担当職	分掌事務
				8　被災者の公営住宅への入居に関すること。 9　被災住宅の融資の相談に関すること。 10　資機材及び物資等の運搬に関すること。 11　応急対策班の支援に関すること。 12　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		会計班	会計課長	1　指定金融機関等の稼動状況の把握・調整に関すること。 2　災害関係経費の収支に関すること。 3　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
総合政策対策部	総合政策部長	企画広報班	企画政策課長	1　防災情報、避難情報等の広報（ホームページ等）に関すること。 2　報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること。 3　市民からの情報提供対応及び担当班への伝達に関すること。 4　災害対策本部会議等の会議録作成に関すること。 5　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		戦略班		1　市長、副市長の秘書に関すること。 2　復興計画に関すること。 3　国、県等への要望陳情等に関すること。 4　地域公共交通に関すること。 5　庁内ネットワークの保守、管理に関すること。 6　各種システムの復旧、復興に関すること。 7　短期（発災３日以内）の被害対策の立案に関すること。 8　応急対策班の支援に関すること。 9　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		地方創生班	地方創生課長	1　自治会（区、組、きずな協働体）を通じた避難誘導等の連絡調整に関すること。 2　外国人（観光客を含む）の避難誘導及び支援の総合調整に関すること。 3　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
市民生活対策部	市民生活部長	生活環境対策班	生活環境課長	1　指定避難所等のし尿及び廃棄物の収集運搬・処分に関すること。 2　応急仮設トイレの設置及びし尿の処理に関すること。 3　ごみ収集に関すること。 4　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		被害調査班	税務課長	1　民間の被害調査、被害の認定に関すること。 2　被災者台帳の調製に関すること。 3　被災者に対する市税措置に関すること。 4　罹災証明の発行に関すること。 5　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		避難収容班	ほけん課長	1　指定避難所の開設及び管理運営に関すること。 2　自主避難所の把握等に関すること。 3　遺体の収容及び埋火葬に関すること。（市民課） 4　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。

部名	部長 担当職	班名	班長 担当職	分掌事務
健康福祉対策部	健康福祉部長	福祉対策班	福祉課長	1　部に係る施設等の被害報告に関すること。 2　社会福祉施設等の被害調査に関すること。 3　避難行動要支援者の対応に関すること。 4　福祉施設入所者の避難誘導に関すること。 5　民間団体等各種ボランティアの協力要請及び受入れに関すること。 6　災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等に関すること。 7　日本赤十字社との連絡調整に関すること。 8　災害見舞金品の支給に関すること。 9　生活保護世帯の被害状況調査及び救助対策に関すること。 10　災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に伴う諸関係手続、処理等に関すること。（総括、関係課と連携） 11　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		受援対策班		1　小林市災害時受援計画に基づく事務に関すること。（支援物資及び応援職員の総括、関係課と連携） 2　食糧、生活必需品等（応急物資を含む。）の支援物資の協力要請、受入れ及び配布に関すること。 3　義援金、義援物資の受付、受領及び一時保管に関すること。 4　情報分析班の支援に関すること。 5　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		高齢者対策班	長寿介護課長	1　老人福祉施設等の被害調査に関すること。 2　高齢者等の避難行動要支援者の対応に関すること。 3　老人福祉施設等入所者の避難誘導に関すること。 4　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		保健・救護班	健康推進課長	1　医療施設等の被害調査に関すること。 2　医療機関との連絡調整に関すること。 3　救護班の編成及び救護所の設置運営に関すること。 4　委託医療に関すること。 5　救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関すること。 6　避難所等における感染症の予防及び調査に関すること。 7　避難者への巡回診察による健康状態の把握・支援及び調整に関すること。（関係機関と連携） 8　防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関すること。 9　食品飲料水等の衛生監視検査及び消毒に関すること。 10　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		こども対策班	こども課長	1　児童福祉施設の被害調査に関すること。 2　乳幼児および児童に関する救助、救援に関すること。 3　園児等の避難誘導に関すること。 4　妊産婦の対応に関すること。 5　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。

部名	部長 担当職	班名	班長 担当職	分掌事務
経済建設対策部	経済建設部長	農業振興班	農業振興課長	1　部に係る施設等の被害報告に関すること。 2　農林水産物の被害状況の把握に関すること。 3　農地、農業用施設、林道、水産施設等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 4　被災農家等の経営指導及び金融措置に関すること。 5　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		畜産班	畜産課長	1　家畜及び畜産施設の被害調査並びに応急対策に関すること。 2　家畜及び畜産施設の防疫に関すること。 3　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		商工観光班	商工観光課長	1　商工業及び観光施設の被害調査並びに災害対策に関すること。 2　被災商工業者に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関すること。 3　災害に関連した失業者の対策に関すること。 4　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		建設班	建設課長	1　道路、橋りょう、河川、砂防施設等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2　水防資機材等の調達確保に関すること。 3　応急対策に必要な就労者の確保に関すること。 4　公園、緑地、街路樹等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 5　緊急輸送路の確保（道路啓開）に関すること。 6　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
教育対策部	教育部長	学校教育班	学校教育課長	1　部に係る施設等の被害報告に関すること。 2　教職員の動員に関すること。 3　児童・生徒等の避難誘導に関すること。 4　学校施設等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 5　教育備品の被害調査及び復旧措置に関すること。 6　通学路の被害調査に関すること。 7　被災学校の応急教育に関すること。 8　被災児童・生徒等の教科書、学用品等の被害調査及び調達あっせんに関すること。 9　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		社会教育班	社会教育課長	1　社会教育施設の被害調査並びに応急及び復旧に関すること。（指定避難所優先） 2　文化財等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 3　社会教育施設利用者の避難誘導に関すること。 4　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
		体育施設班	スポーツ振興課長	1　体育施設の被害調査並びに応急及び復旧に関すること。（指定避難所優先） 2　学校給食センターの被害調査並びに応急及び復旧に関すること。 3　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。

部名	部長 担当職	班名	班長 担当職	分掌事務
上下水道対策部	上下水道局長	上下水道対策班	上下水道課長	1　部に係る施設等の被害報告に関すること。 2　給水設備の応急対策及び給水に関すること。 3　上下水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 4　応急資機材の調達及び確保に関すること。 5　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
市立病院対策部	市立病院事務部長	市立病院対策班	市立病院事務部財務係長	1　災害拠点病院としての運営に関すること。 2　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
議会対策部	議会事務局長	議会対策班	議会事務局ＭＬ	1　市議会との情報共有に関すること。 2　小林市議会災害時対策会議との情報共有及び連絡調整に関すること。
須木庁舎対策部	須木総合支所長	須木庁舎対策班	地域振興課長	1　本部班及び各対策部との連絡調整に関すること。 2　須木庁舎及び野尻庁舎における連絡調整及び応援に関すること。 3　須木庁舎及び野尻庁舎における災害対策の総括に関すること。 4　須木庁舎及び野尻庁舎における本部班及び各対策部の業務に関すること。 5　担当業務に係る応援職員の受援に関すること。
野尻庁舎対策部	野尻総合支所長	野尻庁舎対策班	地域振興課長	
消防水防対策部	消防団長	消防水防対策班	消防団副団長	1　団員の招集・警備警戒・配置に関すること。 2　市民の避難及び被災者の救助並びに人身、財産の保護に関すること。 3　行方不明者の捜索に関すること。 4　その他の水防及び消防活動に関すること。
消防対策部	消防長	消防対策班	中央消防署長	1　消防部隊の運用に関すること。 2　救出・救助に関すること。 3　傷病者の緊急輸送に関すること。 4　行方不明者の捜索に関すること。 5　火災に対する罹災証明の発行に関すること。 6　その他の消防活動（水火災対策等）に関すること。

5　災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎本館３階防災対策室に設置する。

ただし、本部施設が被災するなどして、その機能を果たし得ない場合には、市役所本庁舎東館２階議員控室を代替場所とする。

6　意思決定権者の代理順位

災害対策本部等の設置にあたり、市長（本部長）が不在又は連絡不能であり、特に緊急に意思決定を必要とする場合には、次の順位により所定の決定権者に代わり意思決定を行う。

代理順位１位　副市長（副本部長）
２位　教育長（副本部長）
３位　総務部長（副本部長）
４位　総合政策部長
５位　経済建設部長
６位　市民生活部長
７位　健康福祉部長

7 県等への報告･通報

本部長（本部班）は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに県（県本部設置前にあっては危機管理局、県本部設置後にあっては総合対策部連絡調整班）にその旨を報告するとともに、消防本部及び警察署に通報する。

8 本部設置の通知

本部班は、本部を設置したときは、上記の県、警察以外に、次に定めるところにより周知する。

■本部設置の通知先等

通　知　先	通　　知　　方　　法
本部構成員	電話・口頭・市メール配信サービス
防災関係機関	防災行政無線・電話・口頭
一　般　市　民	市メール配信サービス・市ホームページ

※資料編C-2[防災関係機関連絡窓口]参照

9 現地災害対策本部

本部長（本部班）は、土石流等の風水害や大規模な地震災害等が発生した場合において、本部長自らが必要と認めた場合に、小林市災害対策本部条例（平成18年条例第19号）第４条の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

10 その他

その他の本部運営に必要な事項は、別途定める「小林市災害対策本部運営要領」による。

第4 配備基準

1 配備基準

本部長（本部班）は、災害発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、災害対策本部等の設置に伴い、次の配備体制を確立して応急対策業務を迅速に遂行する。

■災害対策本部等の設置に伴う配備体制

配備種別	動員規模	配備の基準
準予備配備	危機管理課の担当２名が配備につく	○気象状況等により、短時間のうちに情報連絡本部を設置する可能性が高いと判断されるとき ○その他危機管理課長が必要と認めたとき
予備配備	情報連絡本部要員に指名された者が配備につく	○市域に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき ○市域で震度４の地震が発生したとき ○その他危機管理課長が必要と認めたとき
警戒配備	災害警戒本部要員に指名された者が配備につく	○大雨警報又は洪水警報発表時で、市域に災害が発生又は発生のおそれがあるとき ○台風の接近により市域の一部又は全部が強風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき ○河川水位が氾濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき ○市域で震度５弱又は５強の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺、大幡池、新燃岳）に関し、噴火警報（火口周辺）（噴火警戒レベル３（入山規制））

配備種別	動員規模	配備の基準
		が発表されたとき ○その他総務部長が必要と認めたとき
非常配備	災害対策本部要員に指名された者が配備につく	○大雨警報又は洪水警報発表時で、市域にかなりの災害が発生又は発生のおそれがあるとき ○台風の接近により市域の一部又は全部が暴風域に入り、かなりの災害が予想されるとき ○河川水位が氾濫危険水位に到達したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺、大幡池、新燃岳）に関し、噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベル４（避難準備））又は（噴火警戒レベル５（避難））が発表され災害の可能性が高まったとき ○その他市長が必要と認めたとき
特別非常配備	全職員が配備につく	○市域で震度６弱以上の地震が発生したとき ○非常配備基準のうち、特に被害が大きくなることが予想されるとき

2 配備の決定

(1)準予備配備、予備配備の決定

危機管理課長は、災害が発生するおそれがある場合において総務部長と協議の上、予備配備を決定し、各部長、各課長及び関係職員に通知する。

なお、予備配備の準備段階として、あらかじめ指名された危機管理課の担当は、情報収集、危機管理課長との調整等の準備作業を開始する（準予備配備）。

(2)警戒配備、非常配備の決定

総務部長は災害が発生又は発生するおそれがある場合において、市長に報告の上で指示を受け、警戒配備、非常配備の区分を決定して危機管理課長に通知する。

危機管理課長は、各部長、各課長に通知し、各課長は関係職員に通知する。

3 警戒配備、非常配備等の連絡系統

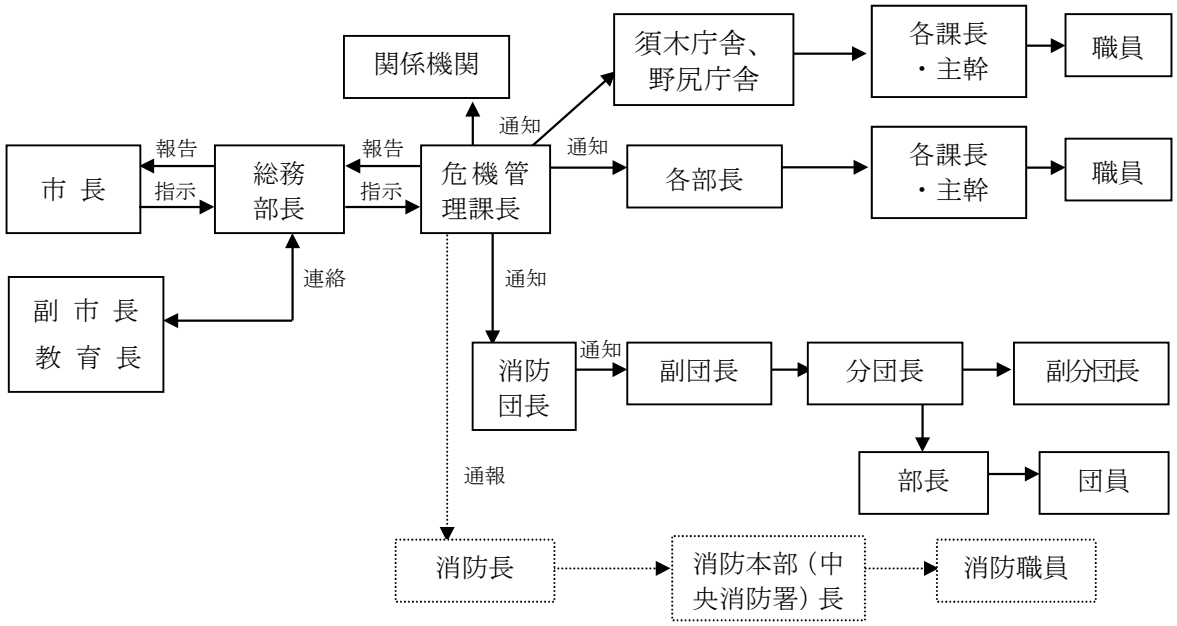

第5　職員の動員及び参集

1　職員の動員

各課長等は、あらかじめ所属職員の職、現住所等を考慮しつつ、非常招集時の連絡系統を決定して当該職員に周知徹底し、要員の確保に万全を期する。特に、災害の態様により道路交通網に大きな支障が懸念される地域等については、各庁舎対策部での初動活動を念頭に置いた適切な動員体制を検討する。配備基準に基づく動員命令を受けたとき、又は自ら災害情報等を入手し、応急対策の必要があると認めた場合には、所属職員を動員し、防災業務を遂行する。

また、あらかじめ所属職員の配備区分及び担任事務を定め、「災害時職員初動マニュアル」や「業務継続計画（ＢＣＰ）」、「各課大規模震災時職員参集及び初動マニュアル」を活用して毎年研修を実施し、災害発生時に適切な対応ができるように努める。

※資料編C-1[通常の災害時における動員計画]参照

2　職員の参集

職員は、あらかじめ定められた災害発生時における自己の任務を熟知するとともに、配備命令を受けたときは、直ちに指定された場所に参集しなければならない。なお、平常時から、携行品、登庁手段等を検討しておく。災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を知ったときは、配備命令がない場合であっても、自発的に所属長と連絡をとり、指示を仰ぐとともに、常に自分の所在、連絡方法等を明確にしておく。

本部長（本部班）は、突発的な災害等により緊急に災害対策本部を設置したときは、市メール配信サービス（すぐ参集）、又はその他の方法によりその旨を伝達するものとし、これを知った職員は直ちに指定された場所に参集しなければならない。また、やむを得ない事情により自主参集又は動員による登庁ができない場合は、その旨を所属長に報告し、事後の対応要領等について指示を受ける。大規模災害発生時で通常利用している交通手段が利用できない場合は、原則として徒歩、自転車又はオートバイによるものとし、やむを得ず自動車で参集する場合は、所属長に連絡するとともに、道路交通状況の情報収集を行い、通行が可能かどうかを判断する。

3　参集者及び職員安否の確認

勤務時間内・外ともに、次の手順で参集者及び職員の安否を確認する。

ア　各班長は、参集者を把握して各対策部長へ報告する。

イ　各対策部長は各班の報告結果をとりまとめ、本部班に報告する。

ウ　本部班長（危機管理課長）は、参集者の集約結果を本部長（市長）に報告する。

エ　本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

なお、本部班は、大規模震災時等で職員参集可否等のとりまとめに時間を要する場合は、市メール配信サービス（すぐ参集）を活用し、全ての職員の参集可否等を集約する。

4　各対策部等の応援動員

各対策部長等は、災害対策活動の実施にあたり、班員が不足し、他対策部の職員の応援を受けようとするときは、本部班長に対し、応援要請を行う。

本部班長は、応援要請の内容により、各対策部長等と協議し、動員の措置を講ずる。

各対策部長等は、職員の配備を完了したときは、速やかに本部班長に報告する。

第3節　水防計画

[施策の基本方針]

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び宮崎県水防計画に準じて、市管内の各河川による水災を警戒又は防ぎょし、これによる被害を軽減することを目的として、水防に必要な事項及び具体的実施要領を定めるものである。なお、この計画は、危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　水防計画	本部班、消防水防対策班

第1　水防計画

1　水防責任

(1)小林市の責任

市は、洪水警報を受け、市内に河川氾濫等による水害のおそれが認められるときは、速やかに市民に周知する。

(2)市民の義務

市民は、常に気象状況に注意し、水害が予想される場合は、進んで水防に協力しなければならない（基本法第７条第２項)。

2　水防組織と機構

(1)水防本部の機構

水防に関する本部は、小林市災害対策本部をもって充てるものとし、その所掌事務は小林市災害対策本部規則（平成 18 年規則第 23 号）のとおりとする。

(2)水防団の組織

水防団は、小林市消防団をもってこれに充て、消防団員をもって組織する。

(3)水防施設

市は、予算の定めるところにより年次計画で整備する。

ア　水防資機材総括表

イ　現地収集可能資機材総括表

ウ　土のう用土砂

(4)通信連絡

警報等の伝達方法は、【第２章 第７節「情報の収集・連絡体制の整備」】に定めるところによる。

■通信連絡及び通信方法

連絡事項	連絡方法
ア　気象状況 イ　水防団待機水位・雨量・潮位・氾濫注意水位・避難判断水位 ウ　水防出動 エ　堤防その他の破壊 オ　避難のための立退き カ　水防警戒解除	ア　テレビ放送 イ　ラジオ放送 ウ　市防災行政無線 エ　市メール配信サービス 、市ホームページ オ　緊急速報メール カ　Ｆａｃｅｂｏｏｋ等のＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス） キ　広報車、消防団 による広報 ク　電話、ファクシミリ ケ　消防機関、警察、自主防災組織、自治会、近隣住民等による直接的な声かけ コ　その他（手旗・掲示板・吹流等）

(5)資機材の輸送

非常時の資機材の輸送は、【第２章 第１１節「緊急輸送体制の整備」】に定めるところによる。

3 配備体制

(1)災害対策本部設置前の配備

本部設置前の配備については、【本章 第１節「災害発生直前の対策」及び第２節「活動体制の確立」】に定めるところによる。

(2)災害対策本部設置時の配備

本部の配備については、【本章 第２節「活動体制の確立」】に定めるところによる。

4 水害危険区域の想定

水害危険区域を有する河川は、次項（水防警報）に記載している河川とし、その区域は防災マップ（ハザードマップ）に示す洪水浸水想定区域とする。

※小林市防災マップ(ハザードマップ)参照

5 水防警報

水防警報は、対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか、又は氾濫注意水位を超え、水害の発生するおそれがある場合に、国土交通大臣もしくは知事が発令する。

(1)水防警報を行う河川

国土交通大臣及び知事が水防警報を行う河川及びその区域は、宮崎県水防計画に記載されるとおりであり、市では本庄川と岩瀬川が対象河川となっている。

(2)水防警報を発する基準

①水防警報発令の基準

水防警報発令の基準は、宮崎県水防計画に定めるところによる。

■水防警報に関する基準等(宮崎県水防計画)

水系名	河川名	観測所名	観測所所在地	観測所の管理者	水防団待機水位	氾濫注意水位
大淀川	本庄川	須木	小林市須木下田	県	3.00	3.50
	岩瀬川	岩瀬橋	小林市水流迫	県	3.60	4.20

②水防警報の段階

河川に係る水防警報発令の段階を次のとおり定める。

■水防警報の段階

待機	水位が上昇した場合、又は再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じ直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき。
出動	水防機関が出動する必要のあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解除し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき。

③水防警報の発表担当者及び受領者

水系名	河川名	発報担当者	受報担当者
大淀川	本庄川	県小林土木事務所長	小林市長
	岩瀬川		小林市長、高原町長

④水防信号

水防法第 20 条の規定による水防信号は資料編のとおりである。

※資料編D-2[水防信号]参照

6 水位情報の通知及び周知

水位情報の通知は、洪水時に市民が円滑かつ迅速な避難できるような情報を、水防管理団体が洪水情報として的確に提供(河川管理者などからの情報により得られる実際の洪水時の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況、河川管理施設の状況などと併せて総合的に判断して提供)するものである。

(1)水位周知河川

水系名	河川名	観測所名	水防管理団体名
大淀川	本庄川	須木	小林市
	岩瀬川	岩瀬橋	

(2)水位情報の通知及び周知基準

水系名	河川名	観測所名	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	知事が氾濫警戒情報を通知する市町村
大淀川	本庄川	須木	3.90	4.50	小林市
	岩瀬川	岩瀬橋	4.20	5.70	

(3)水位情報の伝達系統(知事が水位情報を通知･周知する河川)

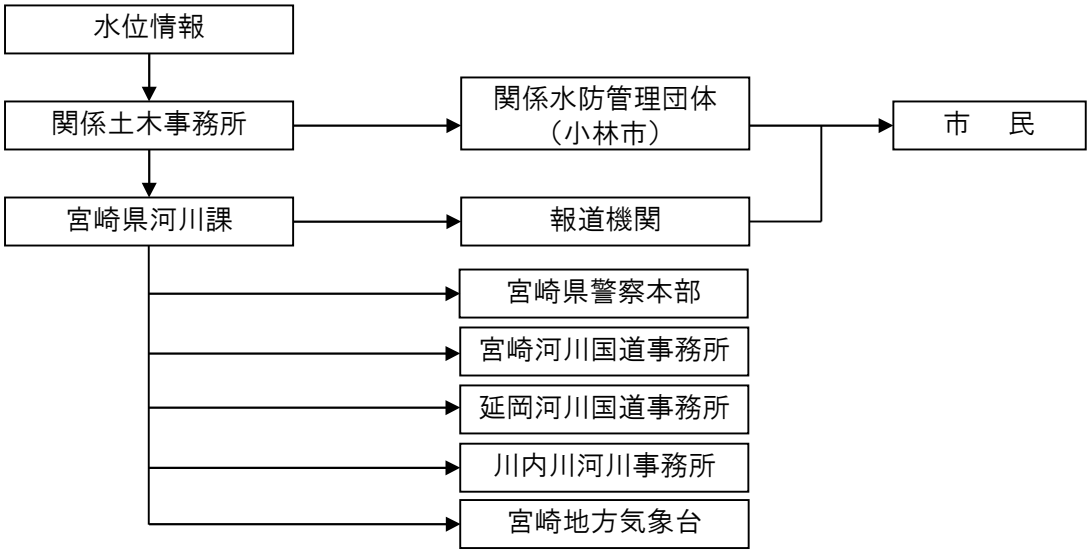

7 水防活動

(1)水防活動の実施

水防管理者である市長（本部班）は、市域において洪水による水害が予想される場合には、迅速に次の水防活動を実施する。

ア　各水防区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報

イ　水防に必要な資機材の点検整備

ウ　水閘門（農業用も含む)、せき堤等の遅延のない操作及び樋門等の管理者に対する閉鎖の応援

(2)消防団の出動及び解除

水防管理者である市長（本部班）は、次に示す基準によりあらかじめ定められた計画に従って、消防水防対策部（消防水防対策班）に対して出動準備又は出動の指令を出し、消防団の水防活動を適切に行わせる。なお、危険を伴う水防活動については、消防団の安全確保について配慮しなければならない。

①出動準備

ア　洪水予報が発せられたとき、又は河川の水位が氾濫注意水位に達するおそれがあると予想されるとき

イ　豪雨等により破堤、漏水、がけ崩れなどのおそれがあり、水防上必要と認められるとき

ウ　気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水の危険が予想されるとき

②出動

ア　河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき又は排水路等に水害の発生のおそれがあるとき

イ　台風が本県もしくは小林市域の近くを通過するおそれがあるとき

ウ　その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき

③解除

河川の水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、水害の危険がなくなったときは、これを一

般に周知するとともに、土木事務所又はその他の事務所に対しその旨通報する。この通報を受けた土木事務所等は直ちに県水防本部に報告する。

(3)監視及び警戒

①常時監視

水防管理者である市長（本部班）は、関係河川等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、土木事務所に連絡する。

また、ため池については前記に準じ巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ため池管理者、農林振興局に連絡する。

②非常警戒

水防管理者である市長（本部班）は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の川側と上端と居住地側の３班に分かれて巡視し、特にその状態に注意し、次のような異常を発見した場合は直ちに土木事務所又は農林振興局に連絡するとともに水防作業を開始する。

ア　居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
イ　川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
ウ　堤防上端の亀裂又は沈下
エ　堤防から水があふれている状況
オ　排水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
カ　橋りょうその他の構造物と堤防との取付部分の異常

ため池については以上のほか、取水口の閉塞状況、流域の山崩れの状態、流入並びにその浮遊物の状態、余水吐及び放水路付近の状態、排水門の漏水による亀裂及び堤防斜面の崩れ等に注意する。

(4)決壊等の通報並びに決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者である市長（本部班）及び消防団長（消防水防対策班長）は直ちにその旨を土木事務所、農林振興局及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

8 水防訓練等

ア　水防訓練は、【第２章 第１７節「防災訓練」】に定めるところによる。
イ　水防信号

※資料編D-2[水防信号]参照

第4節　発災直後の情報の収集･連絡及び通信の確保

[施策の基本方針]

災害応急対策を推進する上で、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では被害規模の把握を早期に行い、災害全体の概要を知ることに全力を上げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるため、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

[施策の体系･担当部署]

施策	担当部署
第1　災害情報の収集･連絡	本部班、各対策部
第2　通信手段の確保	本部班、企画広報班

第1　災害情報の収集･連絡

本部班は、災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、防災関係機関と共有する。

なお、本部内における情報の収集・伝達・共有については、防災情報システムを活用し、県本部、県地方支部への報告については、県防災情報システムにより行う。

いずれの場合も、事情によりシステムが使用できない場合には、電話その他最も迅速かつ確実な手段を使う。

1　被害状況の調査

本部班は、市域にて災害が発生した場合は、その被災状況を把握するため被害状況調査を迅速かつ的確に実施する。

ア　被害状況調査は、関係機関、消防団、自治会等の協力のもとで実施する。特に災害初期の状況については、自治会等を通じ、直ちに本部に通報がなされるように体制を整えておく。また、市職員が庁舎等に参集する途上で収集した情報を有効に活用する。

イ　地震が発生したときは、直ちに被害状況調査を実施する。

ウ　被害が甚大なため、本部にて被災状況等の把握及び被害状況調査が不可能なとき、あるいは被害状況調査に専門的な技術を必要とするときには、県本部に応援を求めて調査を速やかに実施する。

エ　被災状況の把握、被害状況調査は、警察、県及び他の関係機関と密接な連絡を行う。

オ　最終的には、おおむねの段階で「被害状況即報」に準じた総括表にまとめておく。

2　被害情報の収集

(1)災害報告の取扱要領

①災害の定義

災害とは、暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象又は大規模な火災、事故等、災

害対策基本法第２条第１号に規定する原因により発生する災害をいう。

②報告すべき災害

本部班は、「①災害の定義」に定めるところの災害により被害が発生した場合は速やかに県に報告する。なお、通信途絶等により県本部又は県地方支部と連絡が取れない場合は、総務省消防庁に報告するものとし、県本部又は県地方支部との連絡が確保でき次第、速やかに報告する。

(2)情報の収集

本部班は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに災害状況に応じた的確な応急対策を実施するため、あらゆる情報媒体を活用して情報の収集にあたる。

また、情報を入手した各対策部は、本部班に速やかにその情報を報告する。

■災害情報系統図

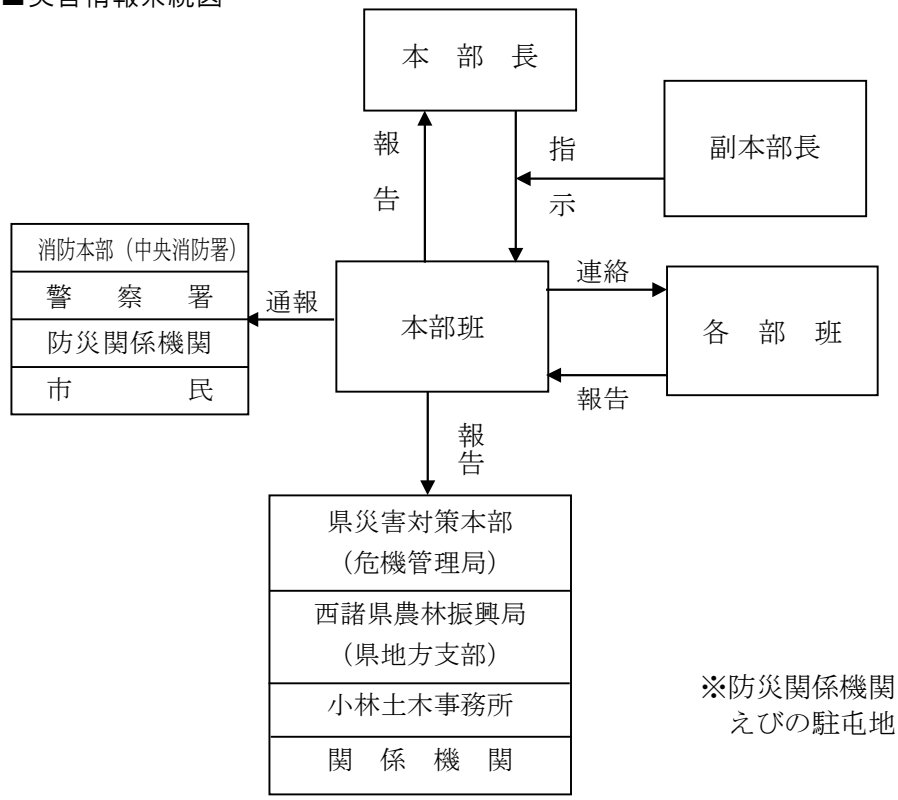

※防災関係機関には陸上自衛隊えびの駐屯地も含まれる。

３ 被害状況等の把握

被害状況等の把握は、次の要領で行う。

(1)各対策部による把握

各対策部は、小林市災害対策本部規則に規定する各対策部の事務分掌に従い、被害状況等の迅速な調査、情報収集にあたる。

(2)民間による被害調査・体制

民間の被害調査は、地域ごとに被害調査班（班長を定める）を編成し、現地調査を基本として実施する。必要に応じて区長、組長その他機関の協力を得る。

各調査班の担当区域は、次のとおりとし、その細則については被害調査班長が本部班長と協議して、別途定める。

■被害調査担当区域の分担及び編成

調査班名	担当区域
第１調査班 （小林小学校区）	西町一区、西町二区、西町三区、緑町区、仲町区、種子田区、坂元区、上町区、上町北区、上町西区、上町中区、南真方区、南真方東区、南真方西区、真方一区、真方二区（梅田、西梅田、石あみだ、年神、中間、長者、山宮、上二原、川原田地区）、真方三区（堂山、上堂山、南堂山、荻谷、下荻谷、南山宮、中山宮、松の元地区）
第２調査班 （南小学校区）	後川内区、南島田区、新生町区、永田町区、本町区、通町区、南西一の東区（東上孝の子を除く）
第３調査班 （細野小学校区）	細野一区、細野二区、細野三区、南西一の東区（東上孝の子）、その他（瀬田尾）
第４調査班 （三松小学校区）	南堤区、北堤区、西堤区、水流迫区、上町東区
第５調査班 （東方小学校区）	東方一区（坂下を除く）、東方二区、真方二区（高山、東高山、西高山、中高山、木切倉、瀬の口）、真方三区（新田場、東新田場、北新田場、南新田場）、その他（新小原、南小原、冨本、浜の瀬）
第６調査班 （永久津小学校区）	真方二区（保揚枝原、市谷、西の村、下村、上保揚枝原、下保揚枝原）、北西二区、東方一区（坂下）、その他（平瀬野、金山、鵜戸丸、本田）
第７調査班 （西小林小・幸ヶ丘小学校区）	北西一区、北西三区、南西一の西区、南西二区、南西三区、南西四区
第８調査班 （須木小学校区）	原区、中河間区、永田区、麓区
第９調査班 （鳥田町地区）	上九々瀬区、下九々瀬区、夏木区、堂屋敷区
第１０調査班 （内山及び奈佐木地区）	内山区、奈佐木区
第 11 調査班 （紙屋小学校区）	野尻１区、野尻２区
第 12 調査班 （野尻小学校区）	野尻３区、野尻４区
第 13 調査班 （栗須小学校区）	野尻５区、野尻６区

(3)市民からの情報の受付

本部班は、市民からの災害情報を受付け、その内容をとりまとめて、関係各班に連絡する。

情報を受け取った各班は、速やかに職員を現地に派遣し、状況を確認の上、本部班に連絡する。

(4)参集職員からの情報収集

参集する全職員は、参集途中での情報収集は初期段階において最も迅速かつ有効な方法であることを認識し、被害状況の確認を実施する。

各対策部は、参集途中で情報を「被害無し」又は「〇〇通線通行不能」等できる限り具体的な内容で集約し、本部班に伝達する。

(5)協力による初期情報の収集

本部班は、関係団体・企業等から得られた情報を受付け、その内容を取りまとめて、関係各班に連絡する。

ア　宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団の協力による情報収集

イ　物流・宅配会社、バス会社、タクシー会社、警備会社等の民間企業の協力による情報収集

ウ　郵便局、森林管理署、森林組合等の協力による情報収集

(6)孤立地区の把握と対応

本部班は、風水害や地震に伴う土砂災害等や液状化等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難な孤立地区の発生について、速やかに自主防災組織や自治会、消防団等からの情報収集に努める。

なお、孤立地区が発生した場合は、通信サービス・電気等のライフラインの途絶状況、火災・負傷者の発生状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無、建物の被害状況、当該地域における備蓄の状況、道路等の被害・寸断状況、ヘリコプター緊急離着陸場等の被害状況、土砂災害の発生状況等の把握に努める。

(7)災害状況等の整理･分析

本部班は、関係機関や市民等から収集した各種情報を、関係各班の応急対策活動に活かせるよう整理・分析し、適切に保存する。

4 被害報告

各対策部長は、災害が発生したときは、被害状況をとりまとめ、次の要領により直ちにその概要を本部設置前段階では危機管理課長に、本部設置後段階においては本部班長に報告する。

(1)被害報告の種類

被害報告の種類は、災害即報、被害概況報告及び被害報告とする。

①災害即報

各対策部長は、被害概況即報（第４号様式（その１））により、逐次報告する。

なお、文書をもって報告することができないときには、電話やＦＡＸ、Ｅメール等により時期を失しないよう報告を行う。

※資料編K-1[被害概況即報(第4号様式(その1))]参照

②被害概況報告

各対策部長は、被害状況即報（第４号様式（その２））に基づき、毎日、９時 30 分、14 時 30 分、20 時 30 分の計３回の報告を行う。ただし、電話等で報告した場合は、事後速やかに所定の様式による報告を行う。

※資料編K-2[被害状況即報(第4号様式(その2))]参照

各対策部長は、被害報告のとりまとめに必要な付表を作成して、前号に規定する報告に添付する。

また、住家の流失等の被害判定基準については、被害状況判定基準による。

※資料編J-3[被害状況判定基準]参照

③被害報告

各対策部長は、被害確定後、被害状況即報（第４号様式（その２））により、必要な付表を

添付し、報告する。

※資料編K-2[被害状況即報(第4号様式(その2))]参照

5 県等に対する被害報告

(1)被害情報及び伝達系統

本部班は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が市域内に発生した場合、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県地方支部、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用いて災害応急対策完了後 20 日以内に行う。

ア　本部が設置されたとき

イ　災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

ウ　災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

エ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県本部に直接連絡をとる。なお、県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

また、消防庁への直接報告地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告する。

被害報告の伝達系統については、次図のとおりとする。

■情報収集･伝達の系統図

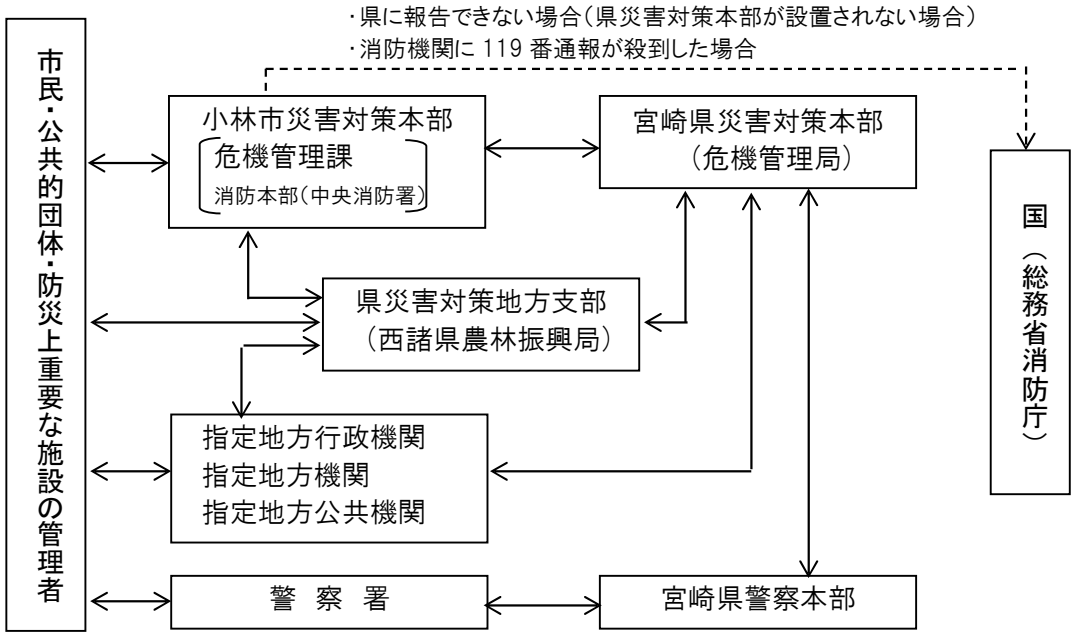

■消防庁連絡先

平日		夜間･休日	
ＮＴＴ回線	03-5253-7527	ＮＴＴ回線	03-5253-7777
	03-5253-7537(FAX)		03-5253-7553(FAX)
消防防災無線	90-49013	消防防災無線	90-49012
	90-49033(FAX)		90-49036(FAX)
地域衛星通信ネットワーク	TN-048-500-90-49013	地域衛星通信ネットワーク	TN-048-500-90-49012
	TN-048-500-90-49033 (FAX)		TN-048-500-90-49036 (FAX)

(2)被害情報等の伝達手段

本部班は、県防災情報システムにより被害状況等の報告を行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、ＦＡＸその他最も迅速かつ確実な手段を使う。有線が途絶した場合は、防災行政無線、ＮＴＴ災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。

すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

(3)被害報告の要領

被害報告の種類及び様式は次のとおりとする。

■被害報告の種類

被害報告の種類		概　要
被害即報	電話等による連絡	地震が発生し、市内で震度５強以上を記録した場合、又は消防機関への通報が殺到した場合には、携帯電話又はＥメール等で連絡する。
	被害概況即報	災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合においては、被害概況即報により被害概況を報告する。
	被害状況即報	被害状況の欄には、報告時点で判明している最新の状況と数値を記入し、被害状況即報として報告する。
被害確定報告	災害確定報告	災害報告取扱要領に基づき、応急対策終了後２０日以内に被害状況即報（第４号様式（その２））により報告する。

※資料編J-4[消防庁火災･災害等即報要領即報基準]参照
※資料編J-5[消防庁火災･災害等即報要領直接即報基準]参照
※資料編K-1[被害概況即報(第4号様式(その1))]参照
※資料編K-2[被害状況即報(第4号様式(その2))]参照
※資料編K-9[災害救助法関係様式]参照

第2　通信手段の確保

災害発生後における迅速で的確な応急対策を実施するためには、災害による被害状況等を迅速・的確に伝達する通信手段の確保が不可欠である。

本部班は、災害発生後において速やかに通信手段の確保を図る。また、通信手段の確保が困難な状況を想定しておき、多様な通信手段を活用する。

1　市防災行政無線の運用

災害発生後、速やかに市防災行政無線の状況を点検し、機能確認を行う。

なお、無線機に支障が生じている場合は、担当職員が必要に応じ専門業者の協力を求め、速やかに復旧する。

※資料編D-1[市防災行政無線の概要]参照

2　県総合防災情報ネットワークの活用

災害時において、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県本部、防災関係機関等との間で開設している不通のおそれが少ない県総合防災情報ネットワークを活用する。

3　代替通信機能の確保

応急対策実施上、必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合には、次の代替手段を用いて通信を確保する。

(1)西日本電信電話株式会社の災害時優先電話

災害時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳（ふくそう）時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、西日本電信電話株式会社総合窓口「116 番」へ連絡・申請する。

(2)携帯電話又は衛星携帯電話等の使用

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、携帯電話（携帯メール）及び防災行政無線等を活用する。

(3)他機関の通信設備の活用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第 57 条及び第 79 条、救助法第 28 条、水防法第 20 条、消防組織法第 41 条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておく。使用できる主な機関は次のとおりである。

■通信設備が優先利(使)用できる機関名

優先利(使)用するもの	通信設備設置機関	申込窓口
知　事 市　長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 消防機関の長	県（総合情報ネットワーク）	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部－警備第二課長 各警察署－署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する
	宮崎地方気象台	その都度依頼する
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	西日本電信電話株式会社宮崎支店	災害対策担当
	ＪＲ九州鹿児島支社	駅長等

優先利(使)用するもの	通信設備設置機関	申込窓口
	九州電力株式会社	支店、営業所
	九州電力送配電株式会社	支社・配電事業所
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する
	陸上自衛隊	その都度依頼する
	航空自衛隊	その都度依頼する

(4)電気通信事業者災害対策用通信機器の利用

災害時において交通手段、通信手段が途絶し孤立地区が発生した際、本部班は、電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、携帯電話事業者等）へ、特設公衆電話の利用や衛星携帯電話等の貸出を要請し、通信手段を確保するものとする。

(5)非常無線通信の実施

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、電波法第 52 条の規定に基づき、無線局は非常無線通信を行うことができる。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

(6)防災相互通信用無線電話の活用

災害現場等において、災害応急対策のため、他防災関係機関と相互連絡を行う場合において、防災相互通信用無線電話を活用する（保有機関は、宮崎県、県内 24 市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊、宮崎市消防局)。

4 放送局の利用

総合政策対策部（企画広報班）は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合に、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときには、次の事項を明らかにして県に放送要請を依頼する。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合においては、直接放送機関に対して放送依頼を行い、事後速やかに県にその旨を報告する。

ア　放送を求める理由
イ　放送の内容
ウ　その他必要な事項

第5節　災害広報活動（被災者等への的確な情報伝達）

［施策の基本方針］

災害時に被災地や隣接地域の市民に対して正確な情報を速やかに提供するとともに、被災地の市民の状況や要望事項等を把握するため、広報活動を速やかに実施する。

［施策の体系・担当部署］

施策	担当部署
第1　広報体制の整備	本部班、企画広報班
第2　情報の収集･伝達	企画広報班、本部班、福祉対策班、高齢者対策班
第3　災害広報活動（被災者等への的確な情報伝達）	企画広報班、本部班
第4　相談窓口の設置	各対策部
第5　被災者の安否確認への対応	本部班

第1　広報体制の整備

本部班及び総合政策対策部（企画広報班）は、次により広報体制を整備する。

ア　広報重点地区（各災害危険地区）の把握

イ　専任の広報担当者の配置

ウ　広報文案の作成

エ　広報優先順位の検討

オ　伝達ルートの確立（多ルート化による代替性の確保）

第2　情報の収集・伝達

1　広報担当及び各対策部との連絡

総合政策対策部（企画広報班）は、災害情報、被害状況等災害に関する全ての広報を行う。

各対策部は、必要とする広報内容を企画広報班に連絡する。

2　広報窓口等の一本化

取材対応による業務への支障、情報の混乱等を防ぐため、取材に対する窓口、市民等からの問合せ、要望、意見等について対処する窓口は本部班とする。

3　情報等広報事項の収集

本部班は、各対策部等が把握する災害情報、その他広報資料を積極的に収集する。

また、必要に応じて災害現場に出向き、カメラ、ビデオカメラ等による取材活動を実施する。取材活動時においては、被災した市民の心情に十分配慮して行うほか、プライバシー保護には細心の注意を払う。

4　被災者のニーズの把握

本部班は、被災者ニーズの把握を専門に行う職員を指定避難所等に派遣するとともに、市民代

表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合は、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

ア　家族、縁故者等の安否
イ　不足している生活物資の補給
ウ　避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
エ　メンタルケア
オ　介護サービス
カ　家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

5 要配慮者のニーズの把握

健康福祉対策部（福祉対策班、高齢者対策班）は、県職員・市職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等、地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居、認知症）、障がい者等のケアニーズを把握し、各種サービス供給の早期確保を図る。また、総合政策対策部（地方創生班）は、円滑なコミュニケーションが困難な外国人のニーズの把握に努める。

ア　介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
イ　病院通院介助
ウ　話相手
エ　応急仮設住宅への入居募集
オ　縁故者への連絡
カ　母国との連絡

第3 災害広報活動（被災者等への的確な情報伝達）

1 広報の方法

総合政策対策部（企画広報班）は、次の方法により、災害情報及び応急対策、生活情報等、被災者等に対する広報を行う。

ア　テレビ放送
イ　ラジオ放送
ウ　市防災行政無線
エ　市メール配信サービス、市ホームページ
オ　緊急速報メール
カ　Ｆａｃｅｂｏｏｋ等のＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）
キ　広報車、消防団による広報
ク　電話、ファクシミリ
ケ　消防機関、警察、自主防災組織、自治会、近隣住民等による直接的な声かけ
コ　市広報紙（臨時号）、ビラの配布
サ　立看板、掲示板（写真、ポスター等の展示）

2 広報の内容

(1)被災地の市民等に対する広報内容

総合政策対策部（企画広報班）は、被災地の市民や災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等帰宅困難者に対して、次の情報を優先的に広報する。

ア　火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
イ　避難指示等の出されている地域、避難指示等の内容
ウ　流言、飛語の防止の呼びかけ
エ　治安状況、犯罪防止の呼びかけ
オ　近隣の助け合いの呼びかけ
カ　指定避難所（福祉避難所を含む）、救護所の開設状況
キ　電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
ク　鉄道、バスの被害状況、運行状況
ケ　救援物資、食糧、水の配布等の状況
コ　し尿処理、衛生に関する情報
サ　被災者への相談サービスの開設状況
シ　遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
ス　臨時休校等の情報
セ　ボランティア組織からの連絡
ソ　全般的な被害状況
タ　防災関係機関が実施している対策の状況

(2)被災地外の市民に対する広報内容

総合政策対策部（企画広報班）は、被災地外の市民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地の市民向けの情報と同様の内容についても広報する。

ア　避難指示等の出されている地域、避難指示等の内容
イ　流言、飛語の防止の呼びかけ
ウ　治安状況、犯罪防止の呼びかけ
エ　被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
オ　ボランティア活動への参加の呼びかけ
カ　全般的な被害状況
キ　防災関係機関が実施している対策の状況

3 外国人に配慮した広報

総合政策対策部（企画広報班）は、市域に居住する外国人に配慮し、分かりやすく正確に内容を伝える効果的な方法により外国人に向けた広報を行う。

ア　市のホームページの翻訳
イ　外国語による携帯メールの活用
ウ　通訳者等の活用 等

4　報道機関に対する広報要請の方法

総合政策対策部（企画広報班）は、報道機関に対する広報要請を行う。

情報等の広報要請は、原則として県を通じて要請する。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、市から直接要請できる。

■広報要請の要件、要請先

要請の要件	災害が発生し、又は発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。 ア　事態が切迫し、避難指示等や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する。 イ　通常の伝達手段では対応困難で、特別に放送による伝達が必要である。
要請先	ＮＨＫ宮崎放送局、株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎、ビィーティーヴィーケーブルテレビ株式会社

第4　相談窓口の設置

各対策部は、災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じるとともに、それらに対応した生活情報を提供するため、相談窓口を速やかに設置し、市民要望等の把握に努める。また、相談窓口で寄せられた相談・照会・苦情等の情報については、防災関係機関へ適宜伝達し、迅速な処理を求める。

なお、障がい者や外国人に対しては、健康福祉対策部（福祉対策班）、総合政策対策部（地方創生班）と連携し、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、相談に応じる。

■相談窓口の例

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

第5　被災者の安否確認への対応

本部班は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第6節　広域的な応援活動（応援要請・受入れ）

［施策の基本方針］

災害が発生し、その被害が広範囲に及ぶなど、市独力では災害への対応が困難と判断される場合は、あらかじめ締結した相互応援協定等に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

［施策の体系・担当部署］

施策	担当部署
第1　県等への応援要請	本部班、総務班
第2　応援受入体制の確保	本部班、総務班
第3　消防機関の応援要請	本部班
第4　防災救急ヘリコプター等の応援要請	本部班
第5　県等による応急措置の代行	――

第1　県等への応援要請

1　他市町村への要請

本部長（本部班）は、市域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、「宮崎県市町村防災相互応援協定」に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応援項目は、次のとおりとする。

ア　災害応急措置に必要な職員の派遣
イ　食料品、飲料水及び生活必需品の提供
ウ　避難及び収容施設並びに住宅の提供
エ　医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
オ　遺体の火葬のための施設の提供
カ　ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
キ　災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
ク　ボランティア団体の受付及び活動調整
ケ　その他応援のため必要な事項

※資料編B-2[宮崎県市町村防災相互応援協定]参照

2　県又は指定地方行政機関等への応援要請又は職員派遣の斡旋

本部長（本部班）及び総務対策部（総務班）は、県又は指定地方行政機関等に応援、あるいは職員派遣の斡旋を求める場合には、県に対して次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、事態が緊急を要し、文書をもってすることができないときには、口頭又は電話等により要請し、要請後速やかに文書を送付する。

(1)応援要請時に記載する事項

ア　災害の状況
イ　応援（応急措置の実施）を要請する理由

ウ　応援を希望する物資、資機材、機械、器具等の品名及び数量
エ　応援（応急措置の実施）を必要とする場所
オ　応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
カ　その他必要な事項

(2)職員派遣斡旋時に記載する事項

ア　派遣の斡旋を求める理由
イ　派遣の斡旋を求める職員の職種別人数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

3 国の機関に対する職員派遣の要請

本部長（本部班）及び総務対策部（総務班）は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員
ウ　派遣を必要とする期間
エ　その他職員の派遣について必要な事項

4 民間団体等に対する要請

本部班は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体等に対し、協力を要請する。

5 相互応援協定

【第２章 第８節「活動体制の整備」】に定めるところによる。

第2 応援受入体制の確保

1 連絡体制の確保

本部長（本部班）は、応援要請が予測される大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を速やかに行う。

2 物資等の受入体制の確保

(1)連絡窓口の明確化等

本部班は、県・他市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を設置する。

また、国及び他県、他市町村等からの物資の応援を速やかに受入れるための体制やボランティア等の人的応援の受入体制を確保する。また、県内の他市町村が被災した場合は、物資等の受入支援体制を確保する。

(2)経費の負担

総務対策部（総務班）は、国又は他県、他市町村から本部に職員派遣を受けた場合は、職員に対する災害派遣手当及び給与等経費の負担方法について、災害対策基本法施行令第 18 条、第 19 条及び災害派遣手当ての額に関する条例に定めるところにより負担する。

指定公共機関等から協力を受けた場合の経費負担については、事前に相互に協議して定めた方法に従う。

(3)執務スペースの確保

総務対策部（総務班）は、応援職員の執務スペースを確保するものとし、その際は、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

第3　消防機関の応援要請

1　応援要請

本部班は、現況の消防力では対応できない規模の火災や救助事象等が発生した場合は、県内外の消防機関に対して応援要請を行う。

手続きは、「宮崎県消防相互応援協定」「西諸広域行政事務組合消防本部緊急消防援助隊受援計画」に基づき実施する。

■応援要請内容
- 災害の種類（建物火災、林野火災、土砂災害、地震災害など）
- 災害の状況
- 気象関係
- 今後の判断
- 応援の消防力及び必要資器材
- その他の必要事項等

(1)県内への消防応援要請

本部班は、消防本部と協議し、市及び消防本部管内の消防力では市内で発生した火災その他の災害に対応できないと判断した場合は、「宮崎県消防相互応援協定」に基づき、県内の協定締結市町（一部事務組合を含む）の消防本部（局）へ応援隊の出動を要請することができる。

(2)県外への消防応援要請

本部班は、消防本部と協議し、県内の消防力では市内で発生した火災その他の災害に対応できないと判断した場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

この場合の要請手続きは、「西諸広域行政事務組合消防本部緊急消防援助隊受援計画」によるものとする。

※資料編B-1［宮崎県消防相互応援協定］参照

2 応援体制

本部班は、県内の他市町村等における災害の発生を覚知したときは、災害情報の収集に努めるとともに応援体制を整え、要請を受けた場合は直ちに出動して要請した地方公共団体の長の指揮下に入り行動する。また、締結した相互応援協定に定められている場合には、応援要請がなくとも状況により自主的に応援行動を行う。

なお、応援出動の際には、その旨及びその結果を知事に連絡するとともに、被災した地方公共団体の負担とならないよう自給自足の応援体制をとるなど被災状況に留意する。

第4 防災救急ヘリコプター等の応援要請

1 防災救急ヘリコプターの応援要請

本部班は、防災救急ヘリコプターの緊急運航を要する事態が発生した場合、「宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、防災救急航空センター所長に対して緊急運航を要請する。

※資料編B-3[宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領]参照

(1)緊急運航の要件

緊急運航は、原則として次の要件を満たす場合に行うことができる。

■緊急運航の要件

公共性	地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする場合
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重要な支障が生じるおそれがある場合
非代替性	防災救急ヘリコプター以外に適切な手段がない場合（既存の資機材及び人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

■防災救急ヘリコプターの要請先

宮崎県防災救急航空センター	宮崎市大字赤江宮崎空港内	TEL 0985-56-0586 (緊急)0985-56-0583 FAX 0985-56-0597

(2)要請の方法

本部班は、防災救急航空センターに、次に示す事項を明らかにして電話等により要請し、事後速やかに「救急運航要請書」を提出する。

ア　災害の種別及び状況
イ　災害の発生日時及び場所
ウ　災害発生現場の気象状況
エ　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
オ　災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
カ　応援に要する資機材の品目及び数量
キ　救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名
ク　その他必要な事項

(3)受入体制の整備

本部班は、防災救急航空センターと緊密な連絡を図るとともに、現場の指揮者にヘリコプターの運航指揮者との緊密な連絡を取らせる。

また、必要に応じて、次の体制を整備する。

ア　離着陸場所の確保（散水等必要な措置を含む）及び安全対策

イ　傷病者の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ　空中消火のための給水場所の確保

エ　その他必要な事項

2 緊急消防援助隊等の派遣要請

消防組織法第 45 条に規定されている「緊急消防援助隊」は、全国的な消防応援のために、全国の消防に関する人員及び施設により構成される部隊であり、地震、台風、大規模火災等の非常事態の場合において、災害が発生した市町村の属する都道府県の知事から要請を受けて応援活動を実施するものである。

本部長（本部班）は、必要に応じて、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等の要請を、次の事項を明らかにして知事に依頼する。

ア　災害の状況

イ　必要な応援の内容（応援部隊の種別、必要資機材等）

ウ　準備してある資機材の状況

エ　臨時ヘリポートの場所及び燃料の補給体制

※資料編B-4[大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱]参照

第5 県等による応急措置の代行

大規模災害の発生により、本市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、県等により応急措置の代行が行われる。

1 県による応急措置の代行

知事は、本市が実施する応急措置のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限することや現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限等について、その全部又は一部を本市に代わって行う。

2 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行

指定行政機関の長等は、本市が実施する応急措置のうち、現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限等について、その全部又は一部を本市に代わって行う。

第7節　自衛隊派遣要請・受入体制の確保

[施策の基本方針]

災害の発生に際して、人命又は財産の緊急的な保護のため必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処が困難であると認められるとき、又は災害の発生が現に迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に対処方法がないと認められるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　災害派遣要請の基準･内容	本部班
第2　災害派遣要請の方法	本部班
第3　災害派遣部隊の受入れ措置	本部班
第4　災害派遣部隊の撤収要請の依頼	本部班
第5　経費負担区分	本部班、会計班

第1　災害派遣要請の基準・内容

1　災害派遣要請の基準

自衛隊派遣要請の基準は次に示すとおりである（基本法第 68 条の２第１項、自衛隊法第 83 条第１項)。

ア　災害発生時に人命、身体及び財産を保護するために緊急、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められる場合

○人命救助のため応援を必要とする場合

○水害等の災害が発生し、又は発生が予想され、緊急に水防対策が必要な場合

○大規模な火災が発生し、消火のため自衛隊の応援を必要とする場合

○災害のため人員及び物資の輸送の応援を必要とする場合

○災害のため主要交通路が不通となり応急措置を必要とする場合

○応急の医療、防疫、給水及び通信支援等を必要とする場合

イ　災害の発生が迫り、予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められる場合

2　災害派遣要請の内容(活動範囲)

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

■災害派遣の内容(活動範囲)

被害状況の把握	特殊車両、航空機（ヘリコプター）等を用いた災害状況に適した手段による情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難者の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

水防活動	堤防、護岸等の決壊に対する土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際して、利用可能な消防車等その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）により、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。ただし、航空機による輸送については、特に緊急を要する場合に限る。
炊飯及び給水・給湯	被災者に対し、炊飯及び給水・給湯の支援を行う。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（S33、総理府令第１号）に基づき、被災者に対して救援物資の無償貸与又は譲与を実施する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、市民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置を講ずる。

第2　災害派遣要請の方法

1　災害派遣要請の方法

本部長（本部班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、次の事項を明らかにした文書をもって知事に対して災害派遣要請の依頼を行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等をもって行い、その後速やかに文書を提出する。

派遣要請を行う場合の連絡及び関係書類の提出先は、県危機管理局危機管理課とする。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となる事項

なお、本部長（本部班）は、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼することができない場合には、その旨及び災害状況を自衛隊に通知する。その後、速やかに知事に派遣要請を行った旨を通知する。

※資料編K-7[自衛隊災害派遣要求様式]参照

■自衛隊災害派遣要請の系統図

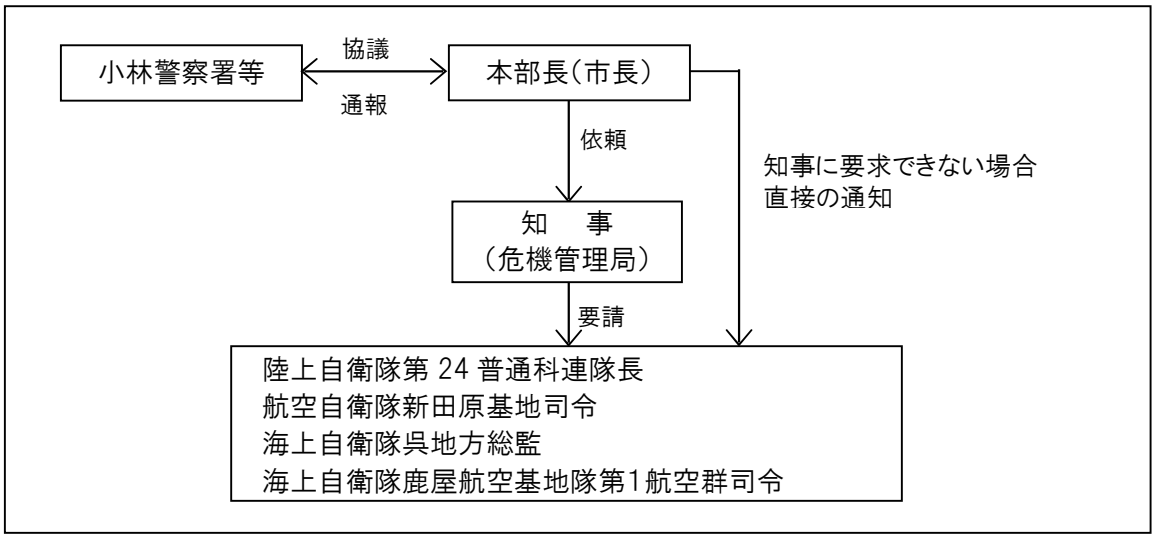

■要請文書を直接送付する場合（知事に要求できない場合）のあて先

要　請　先	所　在　地	電　話　等
陸上自衛隊　第24普通科連隊長	えびの市大字大河平	0984(33)3904
航空自衛隊　新田原基地司令	児湯郡新富町大字新田	0983(35)1121
海上自衛隊　呉地方総監	広島県呉市幸町３丁目	0823(22)5511
海上自衛隊　鹿屋航空基地隊第１航空群司令	鹿児島県鹿屋市西原町	09944(3)3111

2　自衛隊の自主判断に基づく災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援等が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる（基本法第 68 条の２第２項、自衛隊法第 83 条第２項）。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに効率的な救援活動が実施できるよう努める。

ア　災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援等の措置を講ずる必要があると認められる場合

ウ　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

エ　その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

第3　災害派遣部隊の受入れ措置

1　受入体制及び準備

本部班は、知事から災害派遣の通知を受けたときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる受入体制を確立する。

ア　派遣部隊の宿泊所、車両、資機材等の保管場所の準備、その他受入れのために必要な措置を講ずる。

イ　派遣部隊及び県との連絡調整員を指名し、連絡調整を行う。

ウ　応援を求める作業の内容、所要人員、資機材等の確保その他について計画を立て、部隊の到着と同時に作業ができるように準備しておく。

派遣部隊が到着した場合は、次の要領により実施する。

ア　派遣部隊を集結地に誘導するとともに、派遣部隊の長と応援作業計画等について協議し、調整の上、必要な措置を講ずる。

イ　本部長（本部班）は、適宜、次に掲げる事項を県に報告する。

○派遣部隊の名称
○派遣部隊の長の官職氏名
○隊員数
○到着日時
○従事している作業の内容及び進捗状況
○その他参考となる事項

2　準備すべき主たる施設、資機材等

本部班は、派遣部隊の救助活動又は災害救助応急復旧作業が迅速かつ効果的に実施できるよう、特殊なものを除き作業に必要な施設、資機材等を準備する。

ただし、不足するものが生じ、派遣部隊が携行する材料及び消耗品等を使用した場合においては、できる限り返品又は弁償しなければならない。

3　臨時ヘリポートの設置

本部班は、災害が発生した際は、連絡、偵察、救助、輸送のため、必要に応じて臨時ヘリポートを設置する。

※資料編H-5[緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件]参照

第4　災害派遣部隊の撤収要請の依頼

本部長（本部班）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときには、速やかに文書をもって知事に対し撤収要請を依頼する。ただし、文書による報告に日時を要するときには、口頭又は電話等で撤収要請を依頼し、その後文書を提出する。

ア　撤収日時
イ　撤収要請の事由
ウ　事故の有無
エ　派遣人員及び従事作業内容

オ　その他必要な事項

※資料編K-8[自衛隊災害派遣部隊の撤収要求様式]参照

第5 経費負担区分

本部班及び総務対策部（会計班）は、自衛隊の災害派遣部隊等が災害救助作業又は復旧作業の実施に伴い要した次の経費を負担する。その他必用経費については、事前に協議する。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と協議する。

ア　派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に係わる事項に限る）

イ　派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料等の直接的経費

ウ　活動のため現地で調達した資機材の費用

エ　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く）の補償

第8節 救助･救急及び消火活動

[施策の基本方針]

災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもと効果的な救助・救急活動及び消火活動を実施する。

[施策の体系･担当部署]

施策	担当部署
第1 救助･救急活動	本部班、消防水防対策班、消防対策班
第2 消火活動	本部班、消防水防対策班、消防対策班

第1 救助･救急活動

災害現場の様々な場面で必要となる救助・救急は、生き埋めや下敷き等の状態から救出した人の生存率が発災後 72 時間を超えると激減することを念頭に置き、万全を期して、他に優先して実施する。

1 実施体制

消防対策部（消防対策班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）は、警察等と協力して、被災現場での救助・救急活動を行う。

(1)被害状況の把握

本部班及び消防対策部（消防対策班）は、119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2)災害状況の報告

本部班は、災害の状況を本部長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

2 救助の対象者

救助の対象者は、次のような場合等にある者であり、災害によって早急に救助しなければ生命の安全を保障できない者である。

ア 火災の際に火中に取り残された場合
イ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになった場合
ウ 水害の際に流失家屋とともに流され、孤立した地点に取り残された場合
エ 土砂災害により生き埋めになった場合

3 救助･救急活動

ア 生命の保全を第一として、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に救助できる方法により実施する。
イ 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先し、負傷者が多数の場合には、トリアージ等による効率的な救助活動を実施する。
ウ 医療救護班と連携し、救助後の救急措置及び迅速な医療機関への搬送ができる体制を整

える。

4 協力要請

本部班は、救助活動に市内防災関係機関の総力を挙げても、救助・救急活動が困難な場合は、近隣市町村や警察、消防等の広域応援、自衛隊の災害派遣等の応援要請を行う。

5 市民相互、自主防災組織、事業所等における救助活動の実施

市民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行う。

ア　自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
イ　救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
ウ　自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
エ　自主救助活動が困難な場合は、消防、警察等に連絡し早期救助を図る。
オ　救助活動を行うときは、可能な限り市、消防、警察と連絡をとりその指導を受ける。

第2 消火活動

1 実施体制

消防対策部（消防対策班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）は、市民の生命及び財産を地震等による火災から保護するため、消防の機能を最大限に活用して消火活動を実施し、被害の軽減を図る。

2 情報収集

本部班、消防対策部（消防対策班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）は、119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握した上で初動体制を整える。

3 応援派遣要請

本部班は、消防対策部（消防対策班）と協議し、自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援要請を行う。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対して電話等により緊急消防援助隊による応援等の要請を依頼する。

※資料編B-1[宮崎県消防相互応援協定]参照

4 応援隊との連携

災害による被害が大きい場合には、本部、消防対策部（消防対策班）のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携を如何に図って対処するかが鍵となる。本部班は、早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にしつつ、混乱なく効率的な対策活動を行う。

なお、応援隊の受入れは「宮崎県消防広域応援基本計画」、「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて行う。

5 消防用緊急通行車両の通行確保のための措置

消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じ

るおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を講ずる（災害対策基本法第 76 条の３第４項)。

６ 他自治体への応援隊の派遣

本部長（本部班）は、他市町村が被災し、消防相互応援協定に基づく応援要請また知事の指示を受けた場合、また緊急消防援助隊の一部として応援要請を受けた場合、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣県での被害に対しては「宮崎県消防広域応援基本計画」、「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」等により直ちに出動できる体制を確保する。

第9節　医療救護活動

[施策の基本方針]

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や電気、ガス、上下水道等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

このため、発災直後（発災～６時間)、超急性期（発災～72 時間）においては、限られた医療資源等を最大限に活用しながら一人でも多くの命を救うための医療救護活動を行う。 急性期（72 時間～１週間)、亜急性期（１週間～１ヶ月）以降においては、各医療圏の医療ニーズ等を十分に把握するなど、県、医療関係機関、防災関係機関等と連携して被災者の医療救護活動に万全を期す。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　市域における医療救護体制	保健･救護班、地域災害医療センター(市立病院)、救急告示病院
第2　医療救護班による活動	日赤宮崎県支部現地派遣救護班、地域災害医療センター(市立病院)、西諸医師会、保健･救護班、本部班
第3　助　産	知事が派遣する医療救護班
第4　輸送体制の確保	消防対策班、市立病院対策班、本部班

第1　市域における医療救護体制

1　医療救護体制の確立

健康福祉対策部（保健・救護班）は、災害による医療救護を要する傷病者が突発的かつ集団的に発生した場合、「西諸医師会災害医療計画」及び「災害時における医療救護に関する協定書（平成 23 年 12 月 28 日締結)」に基づき、西諸医師会に対して医療救護班の派遣を要請する。その場合において、西諸医師会は災害規模に応じた医療ニーズを地域災害医療センター（市立病院）と連携して情報収集し、迅速かつ的確に医療救護体制を確立し、他の関係機関との連絡と協力を密にして医療救護活動や病院支援等を行う。

※資料編Ⅰ-4[病院等一覧]参照

2　現地派遣医療班

発災後、市立病院に対して宮崎県（西諸広域行政事務組合中央消防署からの要請を含む）から現地派遣医療班の派遣要請があった場合については、市立病院事業管理者の判断により、現地派遣医療班を派遣する。

また、発災後、西諸医師会に対して災害対策本部から現地派遣医療班の派遣要請があった場合については、市と西諸医師会が結ぶ「災害時における医療救護に関する協定書」に基づき行う。

現地派遣医療班の作業の内容は、次に示すとおりである。

ア　重症度の判定（トリアージ）
イ　応急処置
ウ　後方医療施設への輸送の要否及び転送順位の決定

エ　搬送困難な患者に対する医療
オ　軽傷者に対する医療
カ　助産
キ　死亡の確認（検案）

第2　医療救護班による活動

1　市域における医療救護

災害拠点病院を中心として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部、消防機関等の関係機関は連携して、災害時における医療救護活動を行う。

(1)基幹災害医療センター

県防災計画において、地域災害医療センターの後方施設としてさらに高度な医療救護活動を行う災害拠点病院等は次のとおりである。

■県内の基幹災害拠点病院及び県西地区の地域災害医療センター

種　別	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害医療センター （基幹災害拠点病院）	県内全域	・県立宮崎病院 宮崎市北高松町5－30 TEL：0985－24－4181 ・宮崎大学医学部附属病院 宮崎市清武町木原5200 TEL：0985－85－1510
地域災害医療センター （地域災害拠点病院）	都城北諸県医療圏	・都城市郡医師会病院 都城市太郎坊町1364－1 TEL：0986－36－8300
地域災害医療センター （地域災害拠点病院）	西諸医療圏	・小林市立病院 小林市細野2235番地3 TEL：0984－23－4711

■県が認定する西諸医療圏内の救急告示病院

医療機関名	連絡先
小林市立病院	小林市細野2235番地3 TEL：0984－23－4711
園田病院	小林市堤3005－1 TEL：0984－22－2221
池田病院	小林市真方27－1 TEL：0984－23－3535
整形外科前原病院	小林市細野2033 TEL：0984－23－1711
整形外科押領司病院	小林市細野162－1 TEL：0984－22－3131
えびの市立病院	えびの市大字原田3223 TEL：0984－33－1023
国民健康保険高原病院	西諸県郡高原町大字西麓871 TEL：0984－42－1022

(2)地域災害医療センター

県により、地域災害医療センターに指定されている災害拠点病院は、次のことを行う。

ア　多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療等の高度の診療

イ　医療機関への応急用資機材の貸出し

ウ　自己完結型の医療救護チームの派遣

2 救助法による医療救護

救助法による医療救護は、知事がＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）及びＪＭＡＴ（日本医師会災害医療チーム）等の医療救護班を派遣することによって行う。

3 医療救護班の派遣の要請

本部長（本部班）は、速やかに災害の規模、被災状況等を把握し、救助法が適用される規模の災害で、市内の医療機関では対応できないと判断される場合、県に次の事項を明らかにした上で、医療救護班、日本赤十字社宮崎県支部等の派遣を要請する。

ア　派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）

イ　必要とする医療救護班数

ウ　救護期間

エ　派遣場所

オ　災害の種類・原因等その他の事項

4 医療救護の対象者

救助法による医療救護の対象者は、現に医療を必要とし、災害のために医療の途を失った者であり、医療を必要に至った原因は、問われない。

よって、予防的又は防疫上の措置は対象とならない。

5 医療救護活動の実施

(1)医療救護活動

医療救護班は、重傷者を、医療機関に優先的に搬送して治療することを原測とし、次の医療救護活動を行う。

ア　重症度の判定（トリアージ）

イ　応急処置

ウ　後方医療施設への輸送の要否及び転送順位の決定

エ　搬送困難な患者に対する医療

オ　軽傷者に対する医療

カ　助産

キ　死亡の確認（検案）

(2)医療救護に必要な資機材及び医薬品

医療救護班の携行する資機材及び医薬品等は、原則として、各編成機関が所有するものを用いる。

(3)医療活動への協力

健康福祉対策部（保健・救護班）は、医療救護班の活動を支援するため、次に示す事項に協力する。

ア　市域の医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況等の情報収集を行う。

イ　医療活動が迅速かつ円滑に行われるよう、適当と思われる地点に、臨時の救護所を設置する場所を確保する。

ウ　医療活動が始まった場合の、受付事務等を行う。

エ　医薬品等が不足する場合、県又は医療機関、医薬品卸業者の協力を得て調達する。

オ　医療活動について、市民への周知を図る。

6 巡回による健康管理

健康福祉対策部（保健・救護班）は、避難生活が長期にわたる場合、指定避難所における感染症の予防、その他こころのケア等を目的として、保健師等により、次に例示する巡回相談等の対応を行う。

ア　保健師による巡回健康相談、訪問指導

イ　栄養士による巡回栄養相談

ウ　こころのケアに対する相談

7 個別疾病対策

健康福祉対策部（保健・救護班）は、医師会、災害医療コーディネーターと連携し、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

(1)透析患者への対応

市域の透析実施医療機関は、日本透析医会災害時情報ネットワークを活用するほか、医師会、県透析医会及び災害医療コーディネーター等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集把握し、透析医療機関及び患者からの問い合せに対し、情報を提供するとともに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、食料等の供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。

健康福祉対策部（保健・救護班）は、医師会等と連携し、透析患者へ利用可能な医療機関等の情報提供に努める。

(2)在宅難病患者、在宅人工呼吸器使用者等への対応

健康福祉対策部（保健・救護班）は、難病患者等専門的緊急対応を必要とする被災者の支援のため、医師会、災害医療コーディネーター、関係機関等と連携し、保健活動を行うとともに、在宅難病患者等の搬送及び救護について県医師会及び医療機関等と連携し、搬送先の選定や調整等を行うものとする。

なお、在宅療養の継続や避難等に際し、市による支援が医難な場合は、県へ支援を要請する。

8 医療情報の確保等

健康福祉対策部（保健・救護班）、医療機関等は、災害時の医療施設の診療状況等に関する情

報について、「みやざき医療ナビ」等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずる。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行う。

第3 助 産

1 救助法による助産

救助法による助産は、【本節 第２「医療救護班による活動」】を参照し、知事が派遣する医療救護班によって行う。

また、最寄りの助産師によって行うこともできる。

2 助産の範囲

救助法による助産の範囲は、次に示すとおりである。

ア　分娩の介助

イ　分娩前又は分娩後の処置

ウ　ガーゼ、脱脂綿、その他の衛生材料等の支給

3 助産の対象者

災害発生の日の前後７日間以内に分娩（死産、流産を含む。）をした者で、災害のために医療の途を失った者

第4 輸送体制の確保

1 拠点病院等への患者の輸送

被災現場や救護所から、地域災害医療センターや後方医療機関への患者の輸送は、消防対策部（消防対策班）又は医療機関の救急車等により迅速に行う。

また、救急車が不足する場合は、医療機関の自家用車等を活用する。

陸上輸送が医難な場合又は遠方の医療機関への輸送が必要な場合は、ヘリコプターによる輸送を要請する。

2 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の救急車等で対応する。

災害発生直後等で緊急を要する時期においては、ヘリコプターによる輸送を要請する。

3 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が所有車両により行う。

道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプター等による輸送を要請する。

第10節　緊急輸送のための交通の確保･緊急輸送活動

[施策の基本方針]

大規模災害時における交通の確保・緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要であるため、県、防災関係機関と協議し、迅速に陸上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送体制に万全を期す。

[施策の体系･担当部署]

施策	担当部署
第1　緊急輸送活動の基本方針	本部班、管財班
第2　交通規制の実施及び緊急交通路の確保	本部班、建設班
第3　緊急輸送車両の確保	管財班

第1　緊急輸送活動の基本方針

1　緊急輸送の範囲

災害時における輸送は次に定める範囲とし、その他の移動及び搬送については市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するため極力控える。

ア　被災者の避難及び救助
イ　給水
ウ　救護活動における救護員、患者、医薬品等の搬送
エ　食料、生活必需品等の生活物資の搬送
オ　公共施設の応急復旧要員等の搬送
カ　遺体の移送

2　緊急輸送の優先順位

緊急輸送は次の優先順位に従って行うことを原則とする。

ア　人命の救助、安全の確保
イ　被害の拡大防止
ウ　災害応急対策の円滑な実施

なお、災害発生後の各段階においては、次の対象の搬送を優先する。

第１段階 （災害発生直後の初動期）	ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ　無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材 ウ　消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 エ　被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 オ　自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 カ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 キ　ヘリコプター等の燃料

第２段階 （応急対策活動期）	ア　「第１段階」の続行 イ　食料、水等生命の維持に必要な物資 ウ　傷病者及び被災地外へ退去する被災者 エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第３段階 （復旧活動期）	ア　「第２段階」の続行 イ　災害復旧に必要な人員、物資 ウ　生活用品 エ　郵便物 オ　廃棄物の搬出

3　市と防災関係機関の役割分担

(1)市

ア　市が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。

イ　市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。

ウ　緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。

エ　市は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

(2)防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うが、特に必要な場合は県本部に必要な措置を要請する。

第2　交通規制の実施及び緊急交通路の確保

1　交通規制の実施

(1)交通規制の種類と実施責任者

災害時における交通規制の実施責任者は次のとおりである。これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

規制の種類	根拠法	実施責任者	規制の概要
危険箇所における規制	道路法第 46 条	道路管理者	災害時において道路施設の損害等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路交通を禁止し、又は制限する。
	道路交通法第４条及び第６条	県公安委員会	災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。また、必要に応じ、警察署長による交通規制のほか、警察官による現場の交通規制を実施する。
緊急通行のための規制	災害対策基本法第 76 条第１項	県公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(2)市が行う措置

本部長（本部班）は、市が管理する道路の破損、路肩崩壊その他の事由により、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するために必要があると認めるときは、道路交通を禁止又は制限する。経済建設対策部（建設班）は、禁止又は制限の区間、その理由等を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合には適当な迂回路標識を明示するなど、一般の交通に支障がないように措置を講ずる。

※資料編K-5[交通規制の標識]参照

(3)緊急輸送車両の手続

本部長（本部班）は、緊急通行のための規制実施期間中において、緊急輸送の用途に車両を使用しようとするときは、知事又は県公安委員会に申し出て、緊急輸送車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

※資料編K-3[緊急通行車両確認証明書]参照
※資料編K-4[緊急輸送車両の標識及び標章]参照

2 緊急輸送路ネットワークの確立

経済建設対策部（建設班）は、災害時において、県が指定する緊急輸送道路、救援物資の受入場所となる輸送拠点、市庁舎、指定避難所、ヘリポート等を結んだ緊急輸送路ネットワークを確立する。

■緊急輸送路ネットワークのイメージ

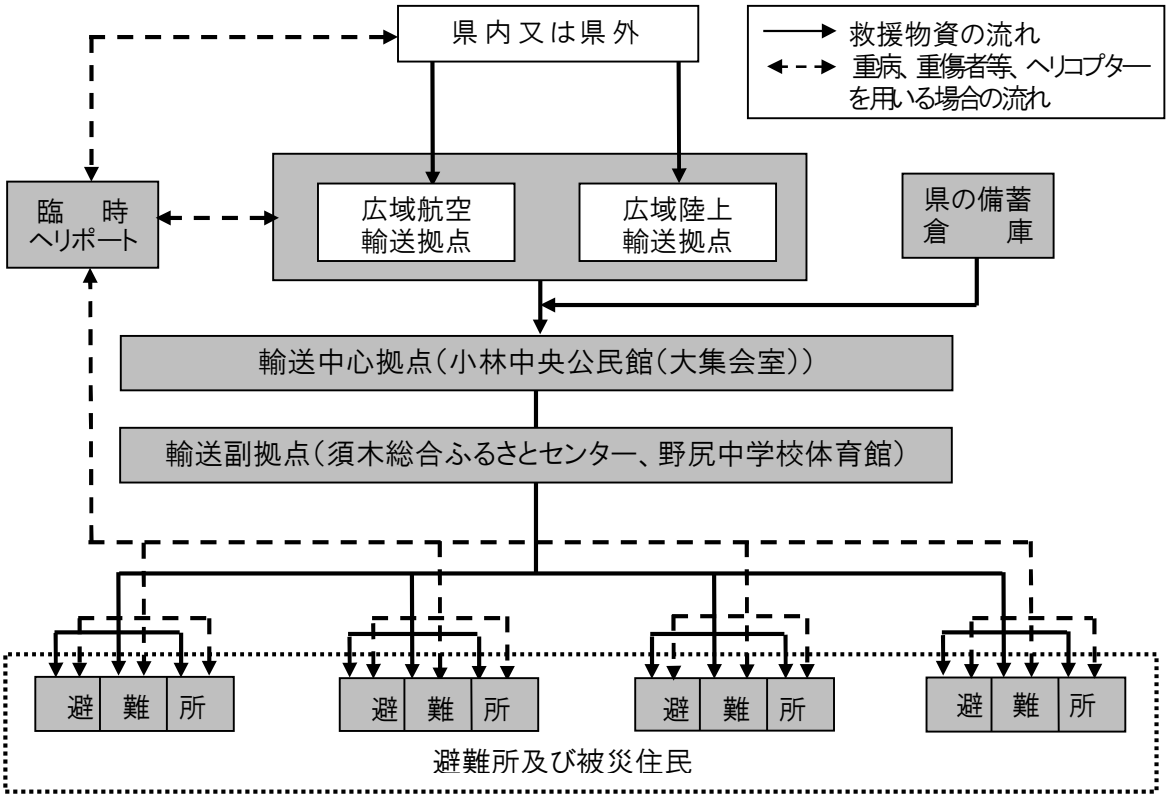

※資料編B-3[宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領]参照
※資料編H-4[緊急時ヘリコプター離着陸場一覧]参照

3　緊急輸送路の応急復旧

(1)被害状況の把握

経済建設対策部（建設班）は、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、本部や応急対策を実施する関係機関に調査結果を報告する。

(2)緊急輸送道路啓開の実施

経済建設対策部（建設班）は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については啓開作業を実施する。

(3)障害物の除去

経済建設対策部（建設班）は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

4　航空輸送・鉄道輸送の確保

(1)航空輸送の確保

ア　本部長（本部班）は必要な場合、県防災救急ヘリコプターの支援を要請する。

イ　県本部（危機管理局）を通じ、自衛隊に対して航空機による人員及び物資の輸送について支援を要請する。

ウ　県本部（危機管理局）を通じて、国及び他県に対し応援要請を行う。

エ　赤十字飛行隊派遣要請計画に基づき、赤十字飛行隊に対し応援要請を行う。

オ　ヘリポートをあらかじめ選定した場所に開設する。

※資料編H-4[緊急時ヘリコプター離着陸場一覧]参照

(2)鉄道輸送の確保

本部長（本部班）は、緊急輸送のために鉄道を用いる場合は、九州旅客鉄道株式会社（ＪＲ九州）と協議して行う。緊急輸送の要請は最寄りの駅長を通じて行い、九州旅客鉄道株式会社（ＪＲ九州）は、緊急輸送の必要ありと認めるときは、その輸送に万全を期す。

第3　緊急輸送車両の確保

総務対策部（管財班）は、災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速な輸送を確保するため、緊急輸送車両を確保し、迅速に緊急輸送を実施する。

1　緊急輸送車両の確保

災害時における緊急輸送用車両は次により確保し、車両による緊急輸送体制を確立する。各対策部は、車両等を必要とするときは、総務対策部（管財班）に配車を要請するものとし、総務対策部（管財班）は、上記要請があった場合は車両等の保有状況を考慮の上、使用車両等を決定し、要請者に通知する。

なお、市内で車両等の確保が困難な場合又は輸送上他の市町村で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接の市町村又は県に協力を要請し、車両等の確保を図る。

ア　市有自動車の確保

イ　公共的団体に属する車両等

ウ　自衛隊の車両等

エ　(社)宮崎県トラック協会所有自動車の調達

オ　自家用の車両等

■緊急輸送車両の確保体制

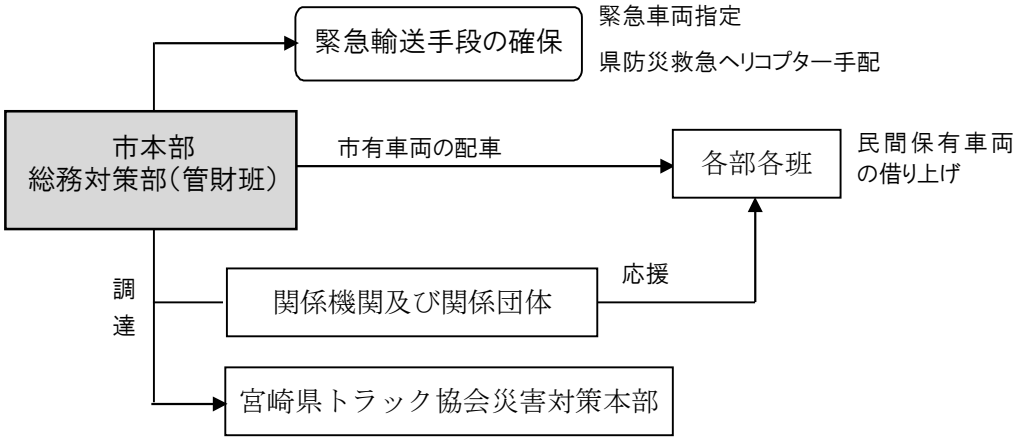

2 燃料の確保

市の緊急輸送に必要な燃料は、市内の業者又は周辺市町村の最寄業者から調達するものとし、事前に災害時における燃料の確保について協議するよう努める。

第11節　避難収容活動

[施策の基本方針]

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、防災関係機関の協力を得て、市民の避難に関する指示等を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止める。

また、住家が被害を受け居住の場所を失った者、災害によって現に被害を受けるおそれのある者等に対しては、指定避難所等を開設し一時的に収容保護する。指定避難所の運営に当たっては、避難者（要配慮者を含む）の状況に応じた生活環境の整備を図り、良好な避難生活環境の提供・維持に努める。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　避難誘導の実施	本部班、学校教育班、こども対策班、福祉対策班、高齢者対策班、社会教育班、関係各班
第2　避難所の開設、運営	本部班、避難収容班、須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班、企画広報班
第3　被災者の把握	本部班、避難収容班、須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班
第4　避難生活環境の確保	保健･救護班、生活環境対策班
第5　要配慮者への配慮	福祉対策班、高齢者対策班、学校教育班、社会教育班、管財班、地方創生班、企画広報班
第6　広域避難及び広域一時滞在	本部班

第１　避難誘導の実施

１　避難指示等の発令･伝達

本部長（本部班）は、水害や土砂災害等の災害が発生するおそれがある場合で、市民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、災害危険地区の住民に対し、あらかじめ高齢者等避難を発令するとともに、危険な状況が進展した場合には避難指示を行い、これを周知徹底する。また、事態が切迫している場合等の緊急の場合には緊急安全確保の措置を行う。

(1)避難指示等の種類

①風水害時における避難情報

風水害時における避難情報は次の３つとし、的確な避難を確保する。

区分	発令時の状況	市民の避難に対する行動
高齢者等避難	○高齢者や要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 ○重大な災害の発生が予想され、災害の態様によっては安全な避難ができない地域が発生する可能性が高まった状況（地域限定、日没前段階での発布） ○キキクル（危険度分布）で「警戒」（赤）が出現し警戒レベル３相当の状況	○高齢者や要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、危険な場所から地域の指定された指定緊急避難場所・指定避難所への避難行動を開始する。 ○出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備を始める。 ○迂回路がない、又は迂回に多大な時間を要するなど、避難行動中に被災するおそれが高まった地区、あるいは避難が日没後になるなど避難指示時等に危険が及ぶと考えられるときに事前に避難を行う。
避難指示	○危険な場所から全員避難しなければならない段階で、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合や、命に危険を及ぼす災害がいつ発生してもおかしくない状況 ○キキクル（危険度分布）で「危険」（紫）が出現し警戒レベル４相当の状況	○通常の避難行動がとれる者は、危険な場所から地域の指定された指定緊急避難場所・指定避難所への立退き避難を完了する。 ○避難指示等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了する。
緊急安全確保	○災害が発生又は切迫している状況 ○何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況 ○キキクル（危険度分布）で「災害切迫」（黒）が出現し警戒レベル５相当の状況	○未だ避難していない対象市民は、指定避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合、垂直避難など直ちに身の安全を確保するとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとる。

②地震時における避難情報

地震時においては、地震による火災の発生等、二次災害等の危険がある場合に、高齢者等避難又は避難指示を発令する。

(2)避難指示等の基準

①水害の避難基準

水害の避難基準は、河川の水位等に基づき設定する。

■水位周知河川（本庄川、岩瀬川）の水位等に基づく基準

区　分	水位周知河川（本庄川、岩瀬川）の水害に関する避難基準
高齢者等避難	○観測所の水位が避難判断水位（本庄川 3.9m、岩瀬川 4.2m）に到達した場合 ○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報）が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は３時間先までの予測値が洪水警報基準（赤）に到達する場合） ○堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合

避難指示	○観測所の水位が氾濫危険水位（本庄川 4.5m、岩瀬川 5.7m）に到達した場合 ○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報）が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は３時間先までの予測値が洪水警報基準を大きく超過（紫）する場合） ○堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合
緊急安全確保	○堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊の恐れが高まった場合 ○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報）が出現した場合（流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）基準に到達（黒）した場合） ○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

※水位周知河川とは、平成 17 年の水防法改正により洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれのある河川として、国土交通大臣又は都道府県知事が指定したものについては、避難の一つの目安となる避難判断水位（特別警戒水位）を定め、水位がこれに到達した時には、その旨を一般市民へ周知することとしている河川をいう。

■水位周知河川以外の河川の水位等に基づく基準

区　分	水位周知河川以外の水害に関する避難基準
高齢者等避難	○大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が計画高水位の６割の水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合 ○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報）が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は３時間先までの予測値が洪水警報基準（赤）に到達する場合） ○近隣で浸水の危険が高い場合
避難指示	○大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が計画高水位の７割の水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合 ○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報）が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は３時間先までの予測値が洪水警報基準を大きく超過（紫）する場合） ○近隣で浸水が拡大している場合
緊急安全確保	○大雨警報が出され、降雨が続き、河川の水位が計画高水位の８割の水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合 ○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報）が出現した場合（流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）基準に到達（黒）した場合） ○近隣で浸水が床上に及んでいる場合

②土砂災害等の避難基準

土砂災害の避難基準は宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する「宮崎県土砂災害警戒情報」等により設定する。

■宮崎県土砂災害警戒情報に基づく基準

区　分	宮崎県土砂災害警戒情報等による避難基準
高齢者等避難	○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報）が発表され、かつ土砂キキクル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報）となった場合 ○宮崎県及び気象庁より提供される防災情報、気象情報等により土砂災害の危険性が高まったと判断されるとき ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ○警戒レベル３の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○須木区域等の山間地域で、道路交通寸断等により迅速な避難活動に支障が発生するか、集落の孤立が起こるおそれがある場合
避難指示	○土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報）が発表され、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況と判断されるとき ○土砂キキクル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）が「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報）となった場合 ○警戒レベル４の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○近隣で前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保	○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報）が発表された場合 ○土砂キキクル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）が「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報）となった場合 ○近隣で土砂災害の発生が確認された場合

※避難基準に加え、雨量その他の状況を総合的に判断する。

また、土砂災害警戒情報を補足するリアルタイム情報として、土砂災害警戒判定メッシュ情報（土砂災害危険度情報）を活用する。これは、１㎞四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を５段階に判定した結果を表示するもので、避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には２時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。

■土砂災害警戒判定メッシュ情報の危険度レベル

危険度	色	概要	内閣府のガイドラインで土砂災害警戒区域等を対象に発令が必要とされている避難情報
災害切迫	黒	＜実況で土砂災害警戒情報の基準に到達＞ 過去の土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況。既に土砂災害が発生しているおそれもあり。この状況になる前に避難を完了する。まだ避難していない場合は直ちに身の安全を確保する。	緊急安全確保 発令対象区域 （土砂災害警戒区域）
危険	紫	＜実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達＞ 人命や身体に危害を生じる土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。速やかに土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。	避難指示 発令対象区域 （土砂災害警戒区域）

危険度	色	概要	内閣府のガイドラインで土砂災害警戒区域等を対象に発令が必要とされている避難情報
警戒	赤	＜実況又は予想で大雨警報の基準に到達＞ 土砂災害への警戒が必要。避難準備をし、早めの避難を心がける。	高齢者等避難 発令対象区域 （土砂災害警戒区域）
注意	黄	＜実況又は予想で大雨注意報の基準に到達＞ 土砂災害への注意が必要。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	
今後の情報等に留意	白	＜実況及び予想で大雨注意報の基準未満＞ 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	

(3)避難指示等の実施責任者

実施責任者、措置、実施の基準は次に示すとおりである。

■避難の実施責任者、措置及び実施の基準

事項／区分	実施責任者	措　置	実　施　の　基　準
高齢者等避難	本部長（市長）	要配慮者等に対する避難情報の発表	○要配慮者が避難を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まったとき ○山間地域等で災害の推移によっては交通支障による孤立が懸念される、又は避難段階において状況が悪化し、被災する危険性が逆に高まるおそれがあるものと判断される場合
避難指示	本部長（市長） 災害対策基本法 60 条	立退きの指示及び立退き先の指示	○災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
	警察官 災害対策基本法 61 条 警察官職務執行法４条第１項	立退きの指示 警告 避難等の措置	○市長が避難のための立退きを指示することができないとき ○市長から要求があったとき ○重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置を講ずる
	自衛官 自衛隊法 94 条	避難について必要な措置	○災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置を講ずる
	知事及びその命を受けた職員 水防法 29 条 地すべり等防止法 25 条	立退きの指示	○洪水、地すべり等により、著しい危険が切迫していると認められるとき
	水防管理者 水防法 29 条	立退きの指示	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき

事項／区分	実施責任者	措　置	実　施　の 基　準
緊急安全確保	本部長（市長） 災害対策基本法 60 条	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避その他の緊急に安全を確保するための措置の指示	○災害が発生し又は発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことがかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき
	警察官 災害対策基本法 61 条 警察官職務執行法４条第１項	緊急安全確保の指示警告及び必要な措置	○市長が緊急安全確保措置を指示することができないとき ○市長から要求があったとき ○災害が発生し又は発生しようとしていると認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で危害防止のための措置を講ずる
	自衛官 自衛隊法 94 条	人命又は財産の保護のため必要な措置	○災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は人命又は財産の保護のため必要な措置を講ずる
	知事及びその命を受けた職員 水防法 29 条 地すべり等防止法 25 条	著しい危険が切迫している地域の立退きの指示	○洪水、地すべり等により、著しい危険が切迫していると認められるとき
	水防管理者 水防法 29 条	著しい危険が切迫している地域の立退きの指示	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
知事による避難の指示の代行		○知事は、本部長（市長）がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立退き及び指示に関する措置の全部又は一部を代行する	

※避難指示等又は自主避難が行われたときには、防災関係機関は相互連絡を密に行う。

(4)避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を示して行う。

ア　発令者

イ　差し迫っている具体的な危険予想

ウ　避難対象地区名

エ　避難日時、避難先及び避難経路

オ　避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

カ　出火防止等の措置（配電盤の遮断措置等）

(5)屋内での待避等の安全確保措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置※を指示する（基本法第60条第３項）。

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接の堅牢な建物の２階等に避難することもある。

(6)避難指示等への助言

避難指示等の判断に際し、必要に応じて国、県に対して助言を求めることができ、国、県は求めに応じて必要な助言をし、避難指示等の発令のための支援を行う。

なお、助言を求める場合に必要な双方の連絡先の共有、連絡窓口の取り決めを徹底する。

さらに、本部長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的助言等を活用し、適切な判断に努める。

(7)浸水想定区域における避難に関する措置

浸水想定区域における避難実施に当たっては、次の要領により行う。

ア　氾濫が想定されている河川については、氾濫注意報又は警報等に基づき、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、時機を失することなく避難指示等の発令を行う。

イ　要配慮者施設については、高齢者等避難等のほか、氾濫警報等についても、所定の連絡手段に従って確実に伝達し、円滑な避難を促すよう努める。

ウ　堅牢な建物で予想浸水深よりも高い階層のある建物に居住している場合で、避難が困難となった場合は、早い段階で高い階層への避難を促す。

(8)避難措置の周知

避難指示等を行ったとき、又は他の避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の市民に対しその周知徹底を図るとともに、知事に報告する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

①関係機関への連絡

避難指示等を発令した状況を速やかに防災関係機関に対して連絡する。

②市民への周知徹底

避難指示等を行った状況を速やかに地域の居住者、滞在者その他の者に対して周知する。周知に当たっては、次の伝達手段を用いる。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

ア　テレビ・ラジオ放送

イ　市防災行政無線

ウ　市メール配信サービス 、市ホームページ

エ　緊急速報メール

オ　Ｆａｃｅｂｏｏｋ等のＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）

カ　広報車、消防団による広報

キ　電話、ファクシミリ

ク　消防機関、警察、自主防災組織、自治会、近隣住民等による直接的な声かけ

2 警戒区域の設定

本部長（本部班）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定するとともに、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

警戒区域の設定権者と設定要件等は、次のとおりである。

■警戒区域の設定権者と災害の種類、内容(要件)等

設定権者	災害の種類	内　容（要　件）	根　拠
本部長 （市長）	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	同上の場合において、本部長もしくはその委任を受けた市本部の職員が現場にいないとき、又はこれらのものから要求があったとき	災害対策基本法第63条第２項
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合	警察官職務執行法第４条
自衛官	災害全般	本部長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る	災害対策基本法第63条第３項
消防職員 又は消防団員	火災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する	消防法第36条において準用する同法第28条
水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者	洪　　水	水防上緊急に必要がある場所において	水防法第21条
知事による応急措置の代行		本部長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する	災害対策基本法第73条第１項

※警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいない場合、又はその要求があったときには警戒区域を設定できる。

3 避難実施の方法

(1)避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させる。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いにより、全員の安全避難を図る。

ア　高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、心身障がい者等の要配慮者

イ　防災に従事する者以外の者

(2)避難者の誘導

健康福祉対策部（福祉対策班、高齢者対策班、こども対策班）及び教育対策部（学校教育班、社会教育班）は、次の要領により、安全かつ迅速に避難者の誘導を行うよう努める。

ア　避難に当たっては、市、消防、警察等が協力し、安全な経路を選定の上、所要の装備資

機材を活用し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速化を図る。

イ　指定避難所等の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。

ウ　誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ、避難経路を２ケ所以上選定しておく。

エ　避難立退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をする。

オ　避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確かめる。

4 教育施設、病院等における避難誘導

(1)小･中学校、幼稚園、保育園の児童･生徒等の集団避難

教育対策部（学校教育班）及び健康福祉対策部（こども対策班）は、教育施設における児童･生徒等の安全確保を図るため、次の避難誘導対策を講ずる。

①避難誘導

学校長、園長は、あらかじめ定めている避難計画に基づいて、状況に応じ職員に適切な緊急避難の指示を行う。

各職員は学校長、園長の指示を的確に把握し、校舎配置別又は学年や年齢別等を考慮しつつ、あらかじめ定めた避難順序にしたがって、迅速かつ確実に校外の安全な避難場所へ誘導する。

②避難指示の周知

学校長、園長は、職員及び児童・生徒等に対する避難指示を、サイレン又はマイク等を用いて明確に指示、徹底する。

また、児童・生徒等に対する避難指示を行ったときは、直ちに本部、警察、消防本部（中央消防署）等にその旨を連絡する。

③移送方法

各職員は適宜班を編成し、引率責任者として警察官、消防対策部員等の支援・協力を得ながら、次の事項に留意し、安全かつ効率的に移送行動を行う。

ア　危険な橋りょう、堤防、その他がけ崩れや土石流、河川による浸水等、新たに災害発生のおそれがある場所や区域を避け、安全な道路を選定する。

イ　引率責任者は、メガホン、携帯マイクを所持する。

ウ　感電、水没等の移送中の事故防止を徹底する。

エ　避難先までの経路の安全性が確保され難いと判断される場合には、無理な移送を行わず、高層階等にて一時待機し、防災関係機関と密に連絡をとり次善策を検討する。

(2)病院

①避難誘導

病院長もしくは病院の管理者は、あらかじめ患者を移送患者と徒歩患者とに区分し、徒歩患者については、適当な人数ごとに編成させ、移送患者は医師、看護師その他職員が引率し病院空地又は野外の仮設避難場所、その他の安全な場所に誘導する。

②避難指示の周知

病院長等は、病院のサイレン、マイク放送等により避難指示の周知を徹底する。

③移送方法

病院長等は、入院患者を院外の安全な医療機関等に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師、職員等を引率責任者として、消防職員等の協力を得て患者の移送を行う。

また、院外への患者移送について自力をもって行うことが不可能な場合には、市本部、消防対策部等の車両の応援を得て行う。

④避難場所等の確保

病院長等は、災害時における患者の避難場所についてあらかじめ定めておくとともに、移送に必要な医療品、食料、衣類、担架、車両、手押し車等を備蓄しておく。

(3)社会福祉施設の避難対策

健康福祉対策部（福祉対策班、高齢者対策班）は、社会福祉施設における施設利用者等の安全確保を図るため、次の避難誘導対策を講ずる。

①避難誘導

施設長（施設の管理者）は、あらゆる災害に対処できるように施設ごとにあらかじめ作成した避難計画に基づき、迅速かつ適切に避難誘導を実施する。

②移送方法

施設長は、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、消防対策部（消防対策班）や警察等関係機関との連携・協力のもと移送を行う。

5 避難路の選定

本部班及び関係各班は、緊急時の混乱を避けるため、国道・県道及び市道の主幹道路から避難路を選定するものとし、できるだけ河川等の氾濫による浸水やがけ崩れや土石流等の土砂災害が予想される箇所、道路冠水や路肩崩壊のおそれのある箇所、あるいはその他の災害危険箇所等を避ける。主要な箇所には、市職員及び消防団員等を配置するよう努める。

必要に応じて誘導標識、誘導灯、誘導柵等を設け、避難路上の障害物等を除去するよう努める。

6 指定緊急避難場所における救護等

本部班は、指定緊急避難場所に避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員を配置する。配置された市職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア　火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達
イ　避難した者の掌握
ウ　必要な応急の救護
エ　状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は指定避難所への収容

指定緊急避難場所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力する。

7 避難状況の報告

本部班は、避難所担当職員から次に掲げる避難状況の報告を受け、県へ報告する。

(1)避難の経過に関する報告

危険な事態その他異常な事態が発生した場合、次の事項を直ちに行う。

ア　避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
イ　上記事態に対し、応急的にとられた措置
ウ　他市町村等に対する要請事項

(2)避難の完了に関する報告

避難完了後、次の事項を速やかに行う。
ア　指定避難所等の名称
イ　避難者数・避難世帯数
ウ　必要な救助・保護の内容
エ　他市町村等に対する要請事項

第2　避難所の開設、運営

市民生活対策部（避難収容班）及び須木・野尻庁舎対策部（須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班）は、避難指示等を行った場合や避難が行われた場合など避難所を開設する必要があるときは、指定職員を避難所の責任者として、被災者が安全に安心して生活できる指定避難所を直ちに開設し、適切に管理運営する。また、要配慮者の状況に配慮して運営する。

さらに、避難生活が長期化する場合には、自治会やボランティアの協力を得て、地域の自主的な避難所運営が行われるよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

■避難所開設･運営フロー

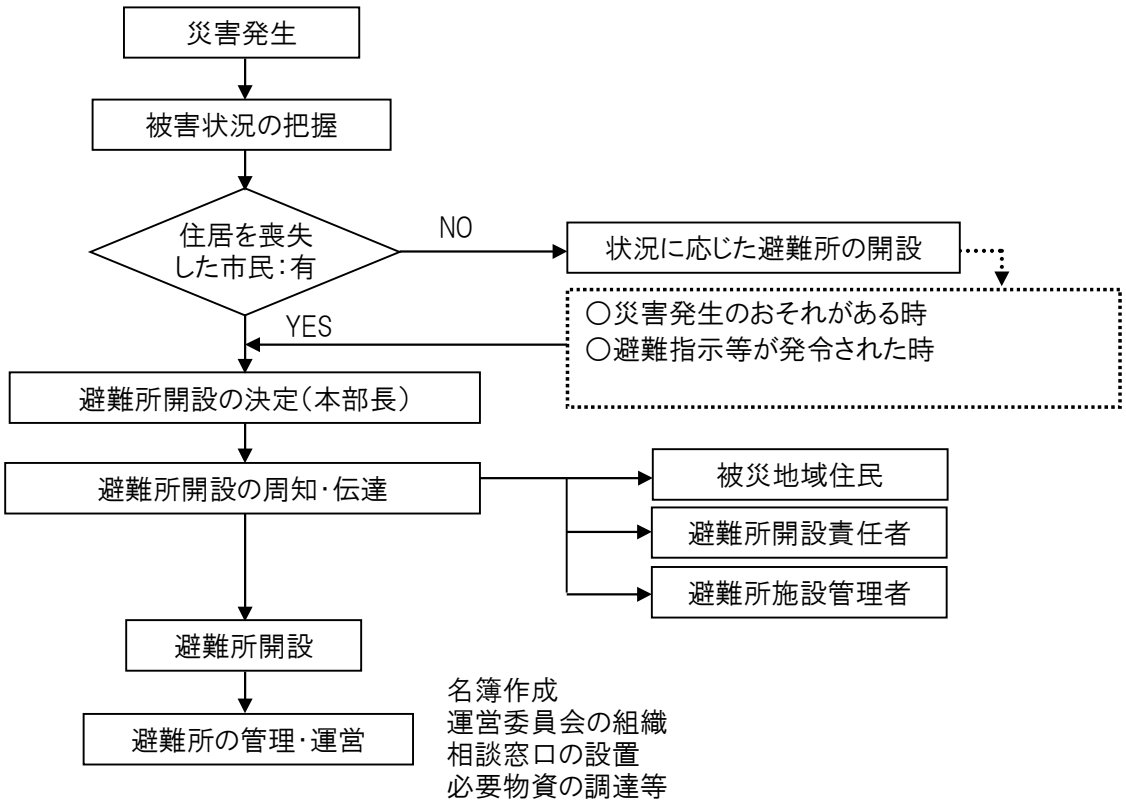

1　避難所の開設

(1)指定避難所への受入れ対象者

指定避難所へ受入れる対象者は、次のとおりとする。

ア　住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ　現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人、ホームレスを含む）

ウ　災害によって、現に被害を受けるおそれのある者（避難指示等）の発令を受け、緊急に避難する必要のある者）

(2)開設場所

指定避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など安全性を確認の上、指定避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。なお、各小中学校の指定避難所については、避難者のニーズ・実態に応じ、校舎も避難所等として利用する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

災害の様相が深刻で、市内で避難所を開設することができない場合は、隣接市町村の避難所への収容委託や隣接市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を開設する。

また、要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し、生活相談員等を配置する。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

※資料編G-1[指定避難所一覧]参照

(3)設置期間

指定避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し避難者が減少するときは逐次開設数を整理縮小する。指定避難所の開設は、応急的なものであるため、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図る。特に、学校を避難所とした場合は、教育機能の早期回復を図る。指定避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進める。

災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内である。このため、延長する必要がある場合は、本部長は県本部長の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受ける。

(4)県への報告

本部班は、県本部に次の事項を通知する。総合政策対策部（企画広報班）は、速やかに被災者に対して避難所開設を周知する。

ア　指定避難所の開設日時、場所、施設名

イ　開設数及び収容人員

ウ　開設見込み期間

エ　その他参考となる事項

(5)県への要請

本部班は、指定避難所の不足や開設に必要な資機材等の不足等が生じた場合は、必要に応じ隣接市町村等との調整や資機材等の調達に関する支援を県に要請する。

(6)避難所設置の特設公衆電話の開

ア　特設公衆電話の利用に当たっては、避難所開設後ＮＴＴへ連絡する。

イ　避難所開設期間の通話料は無料とする。

(7)その他

市（危機管理課）は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

2 避難所の運営

市民生活対策部（避難収容班）及び須木・野尻庁舎対策部（須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班）は、次の事項に留意し指定避難所の適正な運営に当たる。この際、正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、避難所の運営に関して役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自主防災組織による運営に早期に移行できるよう、その活動を支援する。その際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

健康福祉対策部（保健・救護班）は、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、市民生活対策部（避難収容班）に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(1)管理責任者の配置

各避難所ごとに、原則として管理責任者として男女両方の市職員を配置する。ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることについて、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替できる体制を整備する。この場合、臨時職員の雇用も考慮する。

(2)管理責任者の役割

管理責任者は、おおむね次の業務を行う。

ア　避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備する。

イ　被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。要配慮者を把握した場合は、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。

ウ　被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に本部班と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状

況を記録しておく。

エ　ボランティア組職等の支援に関して、適切な指示を行う。

(3)生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応する。

ア　避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。

イ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえたレイアウト等の必要な措置を講じるとともに、指定避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

■設備、備品の例示

・畳、マット、カーペット	・仮設風呂・シャワー
・間仕切り用パーティション	・洗濯機・乾燥機
・冷暖房機器	・仮設トイレ

ウ　指定避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努める。なお、バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

エ　一定の設備を備えた指定避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに必要な電気容量を確保する。

オ　避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ＦＡＸ等の通信手段を確保する。

カ　指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等に配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努める。

ａ　授乳室や男女別のトイレ、男女共同のユニバーサルトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置

ｂ　生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫する。

ｃ　仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにする。

ｄ　女性や子どもに対する性暴力・ＤＶ等を予防するため、ＤＶについての注意喚起のポスターの掲載、男女のトイレは離れた場所に設置、トイレ・更衣室・入浴設備等は、昼夜を問わず安心して使用できる場所の選定と照明の増設等の配慮を行う。

ｅ　男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター、警察、医療機関及び女性支援団体等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努める。

ｆ　避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮するものとする。なお、

避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

キ　避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努める。

(4)市民による自主的運営

指定避難所での生活が長期化する場合は、自治会やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による自主的な避難所運営が行われるよう努める。避難者の自主的な生活ルールづくりに当たっては、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援する。

また、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事つくりやその片付け、清掃など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することが無いよう、班の責任者には男女両方が配置されるよう配慮する。

(5)指定避難所以外の被災者への支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（ライフラインは使用できないものの自宅で生活する者、自動車の中で寝泊まりする者等）に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

■指定避難所以外の被災者支援の留意点

ア　指定避難所は、在宅避難者を含めた被災者に対する情報発信・情報収集の場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となることなど、地域の支援拠点としての機能を有するものとして位置づける。

イ　在宅避難者に対して、自治会や市職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者（児）用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講ずる。

ウ　被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、指定避難所を拠点として支援を行うことが望ましい。

エ　在宅医療患者等、必要な薬剤・機材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係団体等と連携を図り特に配慮する。

第3　被災者の把握

本部班は、市民生活対策部（避難収容班）及び須木・野尻庁舎対策部（須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班）と連携し、指定避難所の開設に伴う避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具その他生活必需品の供給、応急仮設住宅の建設、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うため、被災者の状況を正確に把握する。

1　指定避難所における被災者の把握

災害発生直後より避難者の状況を把握するため、指定避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握する。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

(1)登録事項

ア　世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
イ　家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
ウ　親族の連絡先
エ　住家被害の状況や人的被害の状況
オ　食料、飲科水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
カ　支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
キ　外部からの問合せに対する情報開示の可否
ク　その他、必要とする項目

(2)登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任の上、登録する。

(3)登録結果の活用等

登録された状況は、指定避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、指定避難所の生活環境の整備等に活用する。

なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

(4)登録結果の報告

登録結果は、日々、本部班に報告する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当対策部に報告する。

2　指定避難所以外の被災者の把握

指定避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて指定避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。

また、指定避難所の過密の回避やプライバシー確保の観点から、指定避難所以外にも独自に設置した避難所への避難や、車中避難、軒先避難等を選択する場合があるため、防災関係機関はも

とよりＮＰＯやボランティアと連携して被災者の把握に努める。

民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等は、特に要配慮者が情報の伝達を受けられずに孤立することのないよう留意し、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報を市民生活対策部（避難収容班）、須木・野尻庁舎対策部（須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班）に連絡する。

第4　避難生活環境の確保

健康福祉対策部（保健・救護班）及び市民生活対策部（生活環境対策班）は、指定避難所等に不特定多数の被災者を収容する場合、エコノミー症候群や長引く避難生活に起因する慢性疾患の増悪、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等、様々な弊害が現れるため、避難が長期化した場合における避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持に努める。

1　避難所生活環境の整備

(1)衛生環境の維持

要配慮者（高齢者や乳幼児等）等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

(2)清潔保持に必要な知識の普及

限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

2　健康管理

(1)被災者の健康状態の把握

医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

さらに、継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2)被災者の精神状態の把握

避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

幼児や児童の保育については、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(3)継続的要援助者のリストアップ

援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4)関係機関との連携の強化

症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉

施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

(5)避難所外避難者の健康状態の把握

在宅避難や車中避難等、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第5 要配慮者への配慮

健康福祉対策部（福祉対策班、高齢者対策班）及び教育対策部（学校教育班、社会教育班）は、高齢者、障がい者等の要配慮者の個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、きめ細かな対応を図るため、自主防災組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進する。

特に、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者に対しては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、円滑な避難誘導を行う。

1 要配慮者に配慮した応急対策の実施

(1)災害発生直後に必要な対策

避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿や計画を提供でき、この場合、名簿情報や計画情報を提供することについて本人（計画に関しては、避難支援者を含む。）の同意を要しないことに留意する。

避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所など安全な場所への速やかな避難誘導を行う。

(2)指定避難所における早期応急対策

ア　指定避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たる。

イ　障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備の仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ介護・福祉サービスの提供を行う。

ウ　食品や飲料水、生活必需品の供給等の指定避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないように介助に配慮する。また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給する。

エ　指定避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないよう、聴覚障がい者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には場内放送等音声情報や点字、日本語が理解できない外国人には多言語等など要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いる。

オ　要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。

カ　一般の避難所での生活が長期化しないよう、速やかに福祉避難所への移行を図る。

(3)福祉避難所における早期応急対策

福祉避難所においては、上記(2)の対応とともに、次の事項に留意する。

ア　要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮する。

イ　相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や介護・福祉サービスが受けられるよう配慮する。

ウ　避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行う。

2 関係団体等との連携

避難所又は在宅の要配慮者の生活支援について、避難所（福祉避難所を含む）の管理責任者、自主防災組織、自治会、社会福祉施設、ボランティア、民生委員・児童委員、保健師、ホームヘルパー、手話通訳者、日本赤十字宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図る。

3 社会福祉施設の安全確保対策及び緊急入所措置

社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所への避難や他の社会福祉施設への入所の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携して社会福祉施設を支援する。

また、災害時には在宅での生活が困難と判断される寝たきり等の高齢者や障がい者等を社会福祉施設へ緊急入所させる等の手続きを迅速に進める。

4 避難行動要支援者に対する安全確保対策

避難行動要支援者の安全確保を図るため、次の対策を実施する。

(1)支援要員の確保

避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努める。

(2)安否確認、救助活動

避難行動要支援者名簿、個別避難計画、あるいは保健医療サービスや介護・福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

(3)搬送体制の確保

避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

(4)要配慮者の状況調査及び情報提供

民生委員・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保

健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5)食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布に当たっても、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮する。

(6)保健･福祉巡回サービス等

医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

また、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(7)避難所における要配慮者に対する支援対策

総務対策部（管財班）と連携し、避難所内のバリアフリー化（障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消、手話通訳者の活用等）に努めるとともに、必要に応じて要配慮者が必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置する。

なお、民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、当該施設管理者との間で十分調整する。

■避難所における要配慮者に対する支援対策の例

ア　車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）を派遣
イ　避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置
ウ　各種相談等に当たる生活相談員等を配置
エ　福祉仮設住宅や高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）等への入居斡旋
オ　手話通訳者、場内放送等のコミュニケーション支援の確保

5 外国人に対する安全確保対策

総合政策対策部は、外国人の安全確保を図るため、次の対策を実施する。

(1)安否確認、救助活動

総合政策対策部（地方創生班）は、警察、近隣住民（自主防災組織）の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(2)情報の提供

総合政策対策部（企画広報班）は、指定避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供を行う。

また、外国人に適正な情報を伝達するため、インターネット通信等を活用し、やさしい日本語による情報提供に努める。

第6　広域避難及び広域一時滞在

本部班は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努める。

1　広域避難

(1)協議

本部長（本部班）は、災害の予測規模、避難者数等を鑑み、市外への広域的な避難又は指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要と判断した場合、県内の他市町村については当該市町村と直接協議し、県外の市町村については県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

ただし、緊急を要すると認めたときは、知事に報告した上で、県外の当該市町村と協議することができる。

(2)広域避難場所の選定

本部班は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3)役割分担

本部班は、県及び運送事業者等とあらかじめ具体的な運用を定めるとともに、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

2　広域一時滞在

本部長（本部班）は、被災した場合において、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等を鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要と判断した場合、県内の他市町村については当該市町村と直接協議し、県外の市町村については県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

第12節　食料･飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

[施策の基本方針]

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。また、水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対しては、被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

[施策の体系･担当部署]

施策	担当部署
第1　食料の供給	避難収容班、受援対策班、須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班
第2　飲料水の供給及び給水の実施	本部班、企画広報班、上下水道対策班
第3　生活必需品の供給	受援対策班

第1　食料の供給

健康福祉対策部（受援対策班）は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊出しや現物備蓄等からの食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

なお、災害救助法が適用された場合は、その費用の範囲及び実施期間は災害救助法の定めるところによる。

1　食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

ア　避難指示等に基づき避難所に収容された者
イ　住家が被害（全・半焼、全・半壊）を受けたため、炊事の不可能な者
ウ　社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者
エ　住家に被害を受けたため、一時的に縁故先等へ避難する者
オ　旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
カ　災害応急対策活動の従事者
キ　米穀の供給機構が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった者

2　食料供給の内容(品目等)

食料の給与に当たっては、次の点に留意する。

ア　食料の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給する。
イ　品目は、米穀（米飯を含む)、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。
ウ　乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給与し、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

エ　食料の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図る。

オ　避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

3 食料供給活動の実施

災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による指定避難所等での炊出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図る。

※小林市備蓄計画参照

(1)備蓄食料の配分

災害の程度、避難者の状況等により、緊急に食料の配給が必要な場合には、車両の手配を行うとともに、必要な職員を直ちに備蓄食料保管場所及び指定避難所等に派遣する。併せて、自治会（自主防災組織)、災害ボランティア等に協力を依頼し、備蓄食料の配送及び避難者や被災者へ配給を行う。

(2)保管

食料は、原則として市八幡原防災倉庫に保管する。また、管理運営責任者及び警備員等を配置し、食品などの物資の管理に万全を期するものとする。

(3)輸送

調達した食料の輸送は、原則として調達先の業者に依頼するが、調達先の業者が輸送困難な場合は自ら輸送を行う。

また、必要に応じて緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

(4)配給の方法

指定避難所における食料の配給は、避難所の管理責任者が、自治会等の協力を得て実施する。また、配給に当たっては、乳幼児に適した粉ミルク、高齢者、障がい者等に適した食品を優先的に調達して、これを供与する。

なお、必要量の食品が確保できない場合は、公平な配給という立場から追加調達等を行い、必要量を確保した後で配給を行う。また、数量が確保できない場合は、住宅を失う等により生活必需品に困窮する世帯や要配慮者を優先させる等の措置を講ずる。

(5)炊出し

市民生活対策部（避難収容班）及び須木・野尻庁舎対策部（須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班）は、自治会（自主防災組織）及び災害ボランティア等に支援協力を依頼し、炊き出しを実施する。炊き出しは、食料供給拠点、指定避難所又はその近くの公民館等の調理施設や機能を有する適当な場所にて行い、保健衛生面に十分に留意する。

4 県、近隣市町村への協力要請

供給する食料が不足する場合は、相互応援協定市、近隣市町村、県等に対して支援の要請を行

うとともに、政府所有の米穀・乾パン等の調達を併せて要請する。

ア　食料不足が見込まれる場合には、応援協定企業及び農業協同組合等に対して支援協力を要請して確保する。

イ　市内での調達が困難な場合には、他市町村、あるいは自衛隊等へ支援を要請する。

ウ　災害救助法が適用された場合等には、県に対し食料供給を要請する。

※資料編H-1[災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領]参照

第2　飲料水の供給及び給水の実施

上下水道対策部（上下水道対策班）は、災害による水道施設の破損又は水質汚染等のために飲料水の確保ができなくなった市民に対し、速やかに飲料水の確保と給水活動を行うように努める。

なお、災害救助法が適用された場合は、その費用の範囲及び実施期間は、災害救助法の定めるところによる。

1　飲料水等の確保

取水、送配水施設が、破損又は汚染された場合は、次の方法により飲料水等を確保する。

ア　非常用発電装置により、水源井から水を確保する。

イ　市民に理解を求め、市民１人１日当たり約３リットルを目安に、３日分程度に相当する飲料水を、市民の備蓄により確保する。

ウ　福祉施設等（入居施設）、医療機関等においても、必要な飲料水の備蓄に努める。

2　給水計画

災害が発生した場合には、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を迅速に把握し、給水対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を策定し、応急給水を実施する。

3　給水の準備

(1)給水の広報

総合政策対策部（企画広報班）は、給水時間、給水場所等を市民に広報する。

(2)給水地点の設定

給水地点は、避難所又は被災地区周辺の便利の良い場所に設定する。

(3)給水用資機材の確保

本部班は、給水タンク車等が不足する場合は、県、自衛隊又は他の市町村に対し協力を要請する。水袋等の備蓄資機材が不足する場合には、業者から調達する。

※資料編B-5[その他の広域応援協定]参照
※資料編H-2[応急給水用機械器具の調達先･調達量]参照
※資料編H-3[給水活動の応援要請先及び要請方法]参照

4　給水の方法

(1)対象者

指定避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得る

ことができない者とする。

(2)給水基準

発災後の期間	応急給水量(1人1日あたり)
発災後 3日間	3 ﾘｯﾄﾙ
発災後 7日目まで	20 ﾘｯﾄﾙ
発災後 14日目まで	100 ﾘｯﾄﾙ
15日から28日目まで	250 ﾘｯﾄﾙ
29日目以降	通常通水

(3)給水の方法

ア　災害直後においては、容器等の不足等から市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することも考えられるが、搬入経路が途絶している場合はろ水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮する。

イ　給水車等により、隣接市町村から搬送による給水を受ける。

ウ　断水等が長期化する場合、指定避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなど、被災者で適時給水を受けられるよう配慮する。

※資料編H-3[給水活動の応援要請先及び要請方法]参照

(4)重要施設の優先的給水

病院、社会福祉施設等に対しては特別給水を実施し、医療活動等に支障のないよう努め、必要に応じ貯水槽の設置や仮設配管を行う。

5 給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は、当該施設の管理者が行う。

なお、施設の管理者は応急工事施工等の対策をあらかじめ定めておくものとし、次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存する。

ア　救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式４）

イ　飲料水の供給簿（災害救助法様式８）

ウ　支払関係証拠書類

※資料編K-9[災害救助法関係様式]参照

第3 生活必需品の供給

健康福祉対策部（受援対策班）は、災害発生時に速やかに生活必需品を供給するための計画を作成し、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失・毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して応急的な生活必需品を給与・貸与することにより、被災者の生活の安定を図る。

1　供給対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・毀損又は入手できない者を対象とする。

2　供給品の内容

指定避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのぐ程度の品とする。

ア　寝具（毛布等）

イ　日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、簡易トイレ、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等）

ウ　様々なサイズの衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）

エ　炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）

オ　食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）

カ　光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）

キ　車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類

ク　女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資（紙オムツ、生理用品、粉ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等）

ケ　その他（ビニールシート等）

3　物資の調達

健康福祉対策部（受援対策班）は、市等の備蓄物資を使用するとともに、「災害時における物資供給に関する協定」締結事業者及び市内業者等に対し、生活必需品の供給について協力を要請する。

なお、市単独で物資の調達が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

※小林市備蓄計画参照

4　供給及び配分

健康福祉対策部（受援対策班）は、市民生活対策部（避難収容班）及び須木・野尻庁舎対策部（須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班）と連携し、指定避難所の施設管理者や自治会等の協力を得て、迅速かつ的確に供給を行う。

ア　生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯毎の人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給（貸）与する。

イ　世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給（貸）与する。

ウ　備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給（貸）与する。

5　災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合には、これに基づく方法により対処する。

なお、救助物資を購入し、配分する場合には、次の書類を整理して保管する。

ア　救助実施記録日計票（様式集　様式６号）
イ　物資受払簿（　　同　　災害救助法様式６）
ウ　物資の給与状況（　　同　　災害救助法様式 11）
エ　物資購入関係支払証拠書類
オ　物資払出証拠書類

※資料編J-2[災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]参照
※資料編K-9[災害救助法関係様式]参照

第13節　保健衛生、防疫、ごみ・災害廃棄物処理等に関する活動

[施策の基本方針]

災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、防災関係機関の協力を得て積極的に行う。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　保健衛生対策の実施	保健･救護班、福祉対策班、高齢者対策班、本部班
第2　防疫･食品衛生･愛護動物対策の実施	生活環境対策班、保健･救護班、本部班、企画広報班、避難収容班、須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班
第3　し尿、ごみ、災害廃棄物の処理	生活環境対策班、本部班、企画広報班
第4　環境対策の実施	本部班、生活環境対策班

第1　保健衛生対策の実施

指定避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼすため、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障がいを生じさせるため、被災者に対するこころのケアを実施する。

1　健康対策の実施

(1)救護所の設置等

健康福祉対策部（保健・救護班）は、生活環境の激変に伴って被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、指定避難所を常に良好な衛生状態を保つように努める。また、避難者の健康状態を十分に把握し、必要に応じて救護所等を設ける。

健康福祉対策部（福祉対策班、高齢者対策班）は、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉サービス事業者、ボランティア団体等からの支援協力を得つつ、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を計画的に実施する。

(2)巡回健康相談

健康福祉対策部（保健・救護班）は、保健所と連携し、次の保健活動を実施する。

ア　指定避難所や被災家庭において、被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談や家庭訪問を実施する。

イ　仮設住宅入居者が生活環境の変化に順応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、健康相談、健康教育等を実施する。

ウ　保健所と連携して、慢性疾患患者等への対応を行う。

エ　災害発生時における保健活動の実施にあたり、必要な場合は保健師等の派遣について保

健所長に要請する。

(3)巡回栄養相談

健康福祉対策部（保健・救護班）は、保健所と連携し、次の巡回栄養相談を実施する。

ア　指定避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態の把握、栄養状態を改善するための栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

イ　指定避難所の閉鎖後における被災者の食の自立が困難な場合においては、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位で栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を継続支援する。

ウ　巡回栄養相談の実施に当たっては、県と連携して要配慮者等の被災者の栄養状態を把握するよう努める。

エ　在宅の慢性疾患患者に対する栄養指導を継続的に実施する。

(4)巡回歯科相談

健康福祉対策部（保健・救護班）は、保健所と連携し、次の巡回歯科相談を実施する。

ア　歯科医師会、歯科衛生士会等の協力を得ながら、被災者等の口腔衛生状態の悪化を防止するため、避難所等の巡回歯科相談を行う。

イ　特に、要介護者、障がい者は、誤嚥性肺炎や口腔機能の低下のリスクが高いことから、口腔ケアなどの歯科保健活動を実施する。

ウ　避難生活解消後も、必要に応じて歯科相談、健康教育等を実施する。

2 こころのケア対策の実施

(1)健康相談の実施

健康福祉対策部（保健・救護班）は、県による保健所への「心の相談所」の設置に協力し、被災者に対するメンタルヘルスケアを推進する。

また、本部班は、必要に応じて県に対してＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の出動要請を依頼する。

(2)こころのケアに対する知識の普及及び相談窓口の設置

健康福祉対策部（保健・救護班）は、被災者の心理的ケアに対応するため、県と連携して、「こころのケア」や「ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）」等に対するパンフレットを被災者に配布するなど、正しい知識の普及のための広報活動を行うとともに、「こころのケア」に対する相談窓口を避難所閉鎖後も継続的に設置する。

第2　防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を講ずる。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物（ペット）の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。

1　防疫対策の実施

健康福祉対策部（保健・救護班）は、感染症のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的として、保健所の指導をうけた防疫組織を設置して防疫対策を実施する。

(1)実施者

健康福祉対策部（保健・救護班）は、保健所の指導や指示に基づき、災害発生時における検病検査、防疫等を実施する。本部班は、独自で処理が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請し実施する。県本部は、被災状況、本部の処理能力等を総合的に勘案しつつ、予防接種法第６条による代執行を行う。

(2)防疫措置情報の収集･報告

健康福祉対策部（保健・救護班）及び県本部は、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合は、健康福祉対策部（保健・救護班）又は保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(3)消毒薬品及び保健衛生機材等の調達

健康福祉対策部（保健・救護班）は、防疫措置に必要な消毒薬品、器具機材等を迅速に調達する。なお、あらかじめ調達計画（医薬品取扱業者への依頼、不足機材についての県本部への支援要請）を確立しておく。

(4)本部が行う防疫活動の種別と方法

ア　保健所と連携した検病調査及び予防宣伝の実施
イ　家屋、道路等の消毒
ウ　そ族昆虫、害虫等の駆除
エ　臨時予防接種の県本部への実施要請
オ　県防疫職員の指導のもとでの避難所等における防疫活動
カ　感染症患者又は病原体保有者が発生したときの感染症指定医療機関への入院勧告

(5)県の措置

被災市町村の実情に応じて保健所職員により組織する防疫班などにより、次の事項を行う。また被災状況に応じて自衛隊及び他県等関係機関に対し、防疫活動を要請する。

ア　被害状況の調査及び市町村指導
イ　検病調査及び健康診断
ウ　指定避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導
エ　飲料水等の消毒指導
オ　その他の防疫措置に必要な事項

(6)予防教育及び広報活動

健康福祉対策部（保健・救護班）は、総合政策対策部（企画広報班）と連携し、パンフレッ

ト等によりあるいは関係団体等を通じて、市民に対する予防教育を徹底するとともに、市が有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないよう努める。

(7)記録の整備及び状況等の報告

健康福祉対策部（保健・救護班）は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を保健所長に報告する。

2 食品衛生対策

(1)食品衛生指導班の編成

健康福祉対策部（保健・救護班）は、災害状況により必要と認めた場合は、県に食品衛生指導班の編成を要請する。食品衛生指導班は、災害規模に応じた食品衛生監視員をもって構成する。

(2)食品衛生指導班の活動

食品衛生指導班は、次の活動を行う。

ア　食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣し、食品配送等における衛生確保状況の把握と監視指導を実施する。

イ　食品衛生監視員を避難所等に派遣し、食品の衛生的取扱い、加熱処理、加熱調理、食用不適食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じて指導する。

ウ　食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造、食品取扱設備、給水について、必要に応じて衛生上の改善を指導する。

エ　食品衛生協会の食品衛生指導員に対して、被災地の保健所と協力し、食品関係営業施設の加熱調理等の食品の衛生的取扱いについて、相談及び指導を要請する。

オ　被災地の保健所との連絡体制を確保し、必要に応じ近隣各県に対し衛生確保のための支援を要請する

カ　食中毒患者が発生した場合には、食品衛生監視員に検査をさせて食中毒の発生原因となった食品及び施設の状況把握を行い、被害拡大及び再発防止に努める。

キ　食中毒被害が拡大し、処理が困難であると認められる場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、状況により近隣各県や厚生労働省に支援要請を行う。

ク　食中毒の発生を未然に防止するため、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

3 愛護動物の救護の実施

(1)愛護動物の飼育場所の設置

市民生活対策部（避難収容班）及び須木・野尻庁舎対策部（須木庁舎対策班・野尻庁舎対策班）は、指定避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2)被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。

市民生活対策部（生活環境対策班）は、県、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等

と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

ア　負傷した愛護動物の収容・治療・保管

イ　飼い主不明の愛護動物の収容・保管

ウ　飼養困難な愛護動物の一時保管

エ　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供

オ　愛護動物に関する相談の実施等

(3)指定避難所における愛護動物の適切な指導等

市民生活対策部（生活環境対策班）は、県と協力し、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、指定避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

ア　各地域の被害状況、指定避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資機材の提供、獣医師の派遣等

イ　指定避難所から保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡等の調整

(4)応急仮設住宅における愛護動物の受入れ

必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入れに配慮し、受入れ後は適正飼養のための指導・助言を行う。

第3　し尿、ごみ、災害廃棄物の処理

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による災害廃棄物の発生は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

市民生活対策部（生活環境対策班）は、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、し尿、ごみ、災害廃棄物等の処理活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていく。

1　災害廃棄物処理

(1)初期対応（災害廃棄物発生量の把握等）

損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を把握するとともに、災害廃棄物処理実行計画を定める。同時に県に連絡する。

また、災害廃棄物の処分を速やかに行うため、品目別の処理ルートを確保するとともに、処分に際しての選別・保管のために長期間の仮置きが可能な場所を確保する。

(2)作業体制の確保

①人員、資機材等の確保

災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

②応援要請

県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

市民生活対策部（生活環境対策班）は、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(3)処理の実施

①撤去作業

災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物について、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

②仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保

損壊家屋からの解体廃棄物、災害廃棄物、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに、仮置場を十分に確保する。また、破砕、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

③撤去作業時の安全管理等

アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理についても十分配慮する。

※資料編Ⅰ-2[ごみ処理･粗大ごみ･不燃物処理施設]参照

2 生活ごみ処理

(1)初期対応(全体処理量の把握等)

ア　災害時に処理するごみを、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみと一般生活により発生するごみとに区分し、各々について排出量を推定する。

イ　指定避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理の見込み量を把握する。

ウ　ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

(2)作業体制の確保

①人員、資機材等の確保

迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

②応援要請

本部班は、処理施設や収集・運搬体制が被災している場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3)処理の実施

①生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所等における生活ごみを適切に処理するとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、できるだけ早く収集を完了することを目標とする。

②ごみの一時保管場所の確保

生活ごみ等を早期に処理ができない場合は、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保するなど衛生上十分配慮する。

③市民への広報

総合政策対策部（企画広報班）は、可燃物・不燃物の分別を行い、また生活ごみはできるだけ留め置くよう、市民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて市民に広報する。

※資料編Ⅰ-2[ごみ処理･粗大ごみ･不燃物処理施設]参照

3 し尿処理

(1)初期対応(全体処理量の把握等)

ア　上下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理の見込み量及び仮設トイレの必要数等について把握する。

イ　し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、処理計画を迅速に策定する。

ウ　被災者の生活に支障が生じることのないよう高齢者、障がい者等にも配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2)作業体制の確保

①人員、資機材等の確保

し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

②応援要請

本部班は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村に対して収集、処理の応援要請を行う。

近隣市町村等で応援体制が確保できない場合においては、県に対し広域的な応援要請を行う。

(3)処理の実施

①処理施設の復旧と収集・運搬の実施

下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

②市民への広報

総合政策対策部（企画広報班）は、下水道普及地域においては被災状況を正確に把握できるまでは、市民に水洗トイレを使用せずに仮設トイレ等にて処理をするよう広報を行う。

③河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

④仮設(簡易)トイレの設置

必要に応じ水洗トイレの使用制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに指定避難所、住家密集地等に設置する。

健康福祉対策部（保健・救護班）は、仮設（簡易）トイレの管理に必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

なお、仮設トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発により、し尿焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法にてし尿処理が可能となるような製品も開発されている。これらの製品は様々な処理方式であるため、し尿処理施設等における処理が可能であるかどうかについて確認し、その受入れについて検討する。

※資料編Ⅰ-1[し尿処理施設]参照

第4　環境対策の実施

大規模災害による工場・事業場の損壊等により有害物質が環境中に漏出するおそれがある。また災害により発生する障害物の除去や倒壊建物等の解体・撤去等に当たって、粉じん発生やアス

ベスト等の有害物質が飛散するおそれがある。

本部班及び市民生活対策部（生活環境対策班）は、県と連携し、有害物質の種類・量（濃度）や粉じん等のモニタリング調査を行い、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努める。

1　被害状況の把握と施設等の稼働体制の確認

(1)被害状況の把握

県と連携し、関係機関及び工場・事業場と密に連絡を取りつつ、有害物質の漏出等の有無、汚染状況及び原因等の必要情報について迅速かつ的確な収集作業を行う。

(2)施設等の稼働体制の確認

県本部は、大気汚染測定装置、環境分析装置等の資機材について被害の有無を確認した上で、必要な場合は早期復旧のための措置を講ずるとともに、速やかに環境濃度の収集解析を行う。

2　県による応急対策の実施

県本部は、災害時において次の環境応急対策を実施する。

(1)環境モニタリングの実施

災害状況、工場の被災状況に応じて必要な環境モニタリング調査を実施する。

(2)被災工場・事業場に対する措置

被災地域における有害物質を使用する工場・事業場に対し、現地調査を実施することにより、環境関連施設の被災状況調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況等を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3)廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対して適切な処分処理を指導する。

(4)建築物の解体撤去工事等に対する措置

被災により損壊した建築物の解体撤去工事時に生じる粉じんやアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況に関する実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんやアスベストの飛散防止等の環境保全対策を実施するよう指導する。

(5)環境情報の広報

工場・事業場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等によって市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合においては、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等を得て一般への広報と周知を図る。

(6)被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

災害による被害が大規模であり、地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、近隣県や環境省に対して支援を要請する。

第14節　行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

[施策の基本方針]

行方不明者及び遺体の捜索は家族や近親者にとって切実な問題であり、また、市民にとっても関心の深い問題である。このため、行方不明者等の捜索及び関係情報の入手に努めるとともに、防災関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

また、遺体の確認、遺族への迅速な引き渡しは遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって人心の安定を図る。なお、遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状況の中でもその人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行う。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　安否不明者の調査、行方不明者及び遺体の捜索	本部班、消防水防対策班、消防対策班
第2　遺体の確認、埋葬の実施	避難収容班、本部班
第3　県に対する応援要請	本部班
第4　災害救助法が適用された場合の措置方法	本部班

第1　安否不明者の調査、行方不明者及び遺体の捜索

1　安否不明者の調査

本部班、消防水防対策部（消防水防対策班）及び消防対策部（消防対策班）は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行い、県が公表する安否不明者の氏名等の速やかな絞り込みに協力するものとする。

2　行方不明者の捜索

消防水防対策部（消防水防対策班）及び消防対策部（消防対策班）は、警察署と緊密な連携を保ちつつ、迅速に行方不明者（災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者）の捜索を行う。遺体が流失等により、他市町村に漂着していると認められる場合には、県地方本部及び遺体の漂着が予想される市町村に通報し、広域での捜索を行う。

また、受付所を設け、行方不明者の届出の受理、指定避難所や病院その他関係施設に対する照会・手配等を行うとともに、情報の入手に努め、捜索にあたる。

迷い人等（迷子・意識障がい者等）を保護したときは、指定避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。保護した迷い人等のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所又は福祉事務所に通知する。

3　遺体の捜索

消防水防対策部（消防水防対策班）及び消防対策部（消防対策班）は、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者等がある場合には、県本部、県警察本部の協力を得て、自主防災組織、地元のボランティア等とともに捜索する。

第2　遺体の確認、埋葬の実施

1　遺体の確認

市民生活対策部（避難収容班）は、遺体を発見した場合は速やかに警察に連絡する。

警察は、医師の立会のもとで検視（死体見分）を行った後、関係者（遺族等）に引き渡す。また、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し、埋火葬許可証を発行する。

身元不明の遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、身元特定のため、指紋資料の採取及び検案医師の協力を得てＤＮＡ型資料の採取並びに歯科医師の協力を得て歯牙鑑定を行う。遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第 92 条第１項に規定する検視調書を添えて本部長（市長）が引き継ぐ。

検案（死因その他についての医学的検査）は、派遣された医師が実施する。本部班は、遺体多数により十分な対応が困難な場合は、県本部及び日本赤十字社宮崎県支部に対し、検案活動への協力を要請する。なお、対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関に対し、協力を要請する。

2　遺体の安置、一時保存

(1)遺体の洗浄･消毒･修復

市民生活対策部（避難収容班）は、災害後の混乱により遺族が遺体の措置を講ずることができない場合は、人心の安定上又は腐敗防止上必要な遺体の洗浄・消毒・修復等の措置を講じ、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

(2)遺体の収容(安置)、一時保存

市民生活対策部（避難収容班）は、検視、検案を終えた遺体を市の設置する遺体収容所に収容する。

①遺体検案所(安置所)の設置

被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の検案所（安置所）を設置する。

本部班は、被害が集中した場合は遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に対して、設置・運営への協力を要請する。

②棺の確保

死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

③身元不明遺体の集中安置

延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合は、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられるため、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

(3)県等への協力要請

本部班は、市のみで遺体処理が困難な場合は、必要に応じて県及び日本赤十字社宮崎県支部に対し協力要請を行う。

3　遺体の火葬･埋葬

市民生活対策部（避難収容班）は、原則として遺体を火葬する。また、棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給するなど、現物給付をもって遺体の埋葬を行う。

なお、火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

ア　死亡者数の把握
イ　火葬計画の作成
ウ　遺体搬入車両及び搬入路の把握・確保
エ　燃料、ドライアイス及び棺等資機材の在庫状況の把握・確保
オ　火葬のための関係者に対する協力要請
カ　相談窓口の設置及び市民への情報提供

本部班は、本市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。ただし、県内火葬場の能力で不十分な場合は、県の要請に承諾した応援火葬場に遺体を搬送する。

また、身元の判明しない遺骨については、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

※資料編I-3[火葬場の所在･名称及び処理能力]参照

第3　県に対する応援要請

本部長（本部班）は、遺体の捜索・処理・埋葬等について、市のみで対応できない時は、次の事項を示し、県に応援要請する。

ア　捜索・処理・埋葬等の区別及びそれぞれの対象人員
イ　捜索地域
ウ　火葬等施設の使用可否
エ　必要な輸送車両の数
オ　遺体処理に必要な資機材の品目別数量

第4　災害救助法が適用された場合の措置方法

本部長（本部班）は、災害の規模が災害救助法の適用基準に達した場合においては、これに基づく方法で対処する。また、行方不明者の捜索及び遺体の措置・埋葬を行ったときには、その状況を速やかに知事に報告する。

※資料編J-2[災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]参照

(1)行方不明者の捜索

行方不明者の捜索を実施した場合は、次の書類を整理して保管する。

ア　救助実施記録日計票（様式集　様式６号）
イ　捜索用機械器具燃料受付簿（　同　　災害救助法様式６）
ウ　行方不明者の捜索状況記録簿
エ　行方不明者捜索用関係費支出証拠書類

(2)遺体の措置

遺体の措置を実施した場合は、次の書類を整理して保管する。

ア　救助実施記録日計票（様式集　様式６号）
イ　遺体措置台帳（　同　　災害救助法様式 20）
ウ　遺体措置費支出証拠書類

(3)埋葬

埋葬を実施した場合は、次の書類を整理して保管する。
ア　救助実施記録日計票（様式集　様式６号）
イ　埋葬台帳（　同　　災害救助法様式 19）
ウ　埋葬費支出関係証拠書類

※資料編K-9[災害救助法関係様式]参照

第15節　社会秩序の維持

[施策の基本方針]

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想されるため、警察その他関係機関等との緊密な連携のもとに災害情報の収集、分析に努め、市域の社会秩序の維持に努める。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　警察との協力体制の確立	本部班
第2　地域安全活動の実施	本部班、企画広報班、消防水防対策班
第3　帰宅困難者対策	企画広報班、福祉対策班

第1　警察との協力体制の確立

1　警察への要請

本部長（本部班）は、災害時において予想される次のような混乱に対し、市内の社会秩序維持を図るため、必要な場合は小林警察署長を通じて警察本部長に警察官の出動を要請する。

ア　交通網の寸断による被災地及び周辺道路の車両輻輳による交通渋滞
イ　電話等通信網の寸断、輻輳による混乱
ウ　盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
エ　品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
オ　真偽不明情報の流言による混乱
カ　被災地や避難所等での市民の混乱
キ　行方不明者の相談、捜索活動等の混乱

2　相互協力

本部長（本部班）は、災害応急対策の実施に当たって警察との相互協力が必要な事項については、小林警察署長に連絡を行い、協力関係の保持に努める。

第2　地域安全活動の実施

本部班は、被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

実施に当たっては、関係機関・団体、市民が一体となり、地域の実情に即した活動となるよう配慮する。

1　地域安全情報の収集と伝達

本部班は、被災地における各種犯罪や事故の発生情報、交通状況や危険箇所の情報、捜索活動

の進捗状況など安全な生活確保に必要な情報を収集する。総合政策対策部（企画広報班）は、これらを地域安全情報として速やかに市民に伝達する。

2 犯罪、事故の発生防止活動

消防水防対策部（消防水防対策班）は、被災地及びその周辺における犯罪、事故の発生を防止するため、自主防災組織やボランティア等と連携し、警戒活動や交通誘導活動、道路等の危険箇所点検等を行う。

また、指定避難所、救援物資、復旧資機材その他生活必需物資の集積所等に対しては、重点的な警戒活動を行う。

3 警察安全相談活動

本部班は、必要に応じて警察安全相談所を開設し、災害弱者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を支援する。

4 訪問活動

高齢者や被災家庭等の犯罪等の被害対象になりやすい世帯については、関係機関・団体、自主防災組織、ボランティア等と連携し、訪問活動を行う。

第3 帰宅困難者対策

総合政策対策部（企画広報班）は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、県及び関係機関と連携し、避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供する。

また、健康福祉対策部（福祉対策班）と連携し、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

第16節　公共施設等の応急復旧活動

[施策の基本方針]

応急対策を推進する上で重要かつ不可欠の通信施設や公共施設等に被害が生じた場合、直ちに応急復旧を行い、機能を確保する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　通信施設等の応急復旧	本部班
第2　公共施設等の応急復旧	建設班、本部班、企画広報班

第1　通信施設等の応急復旧

本部班は、通信設備に被害が発生した場合は施設の応急復旧を行い、機能確保に努める。

1　県防災行政無線

災害の発生が予想される場合には、通信施設に対する防護策を強化し、万一通信施設が被災した場合においては、実態を早期に把握し、的確かつ臨機の措置を講ずる。また、これらの障害の早期復旧に努め、防災関係機関相互の通信回線を確保するよう努める。

ア　通信要員の確保
イ　非常用電源のための燃料確保
ウ　機器動作状態の監視強化
エ　車載型地球局の配置
オ　通信局舎、機器等の保護強化

また、通信施設が被災した場合には、次の措置を講ずる。

ア　車載型地球局による臨時通信回線の設定
イ　職員による仮復旧の実施

2　市防災行政無線

災害の発生が予想される場合は、通信施設の防護策の強化を図るため、次の措置を講ずるとともに、被災した場合は被災実態を速やかに把握し、早期復旧を行う。

ア　通信要員の確保
イ　非常用電源のための燃料確保
ウ　機器動作状態の監視強化
エ　局舎、機器等の保護強化
オ　職員による仮復旧の実施

第2　公共施設等の応急復旧

道路等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

経済建設対策部（建設班）は、これらの施設について応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図る。

1　道路･橋りょう

災害が発生した場合は、市の管理道路、橋りょうについて、その被害状況を速やかに把握するとともに、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の設定を行い交通路の確保に努める。

(1)災害発生直後の応急措置

①被害状況等の調査

災害が発生した場合は、道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を調査し、直ちにその状況を本部長へ報告する。

②交通規制･迂回路の設定

通行が危険な路線や区間を確認した場合は、直ちに警察署へ通報し、通行止め、道路通行規制等の措置を講ずる。また、迂回路を設定して交通機能を確保する場合は、情報板、看板等により道路利用者への周知徹底を図る。

③被害の報告

市管理道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を県地方支部（小林土木事務所長）へ報告する。

ア　被害の発生した日時及び場所
イ　被害の内容及び程度
ウ　迂回路の有無

④他の道路管理者への通報

本部班は、市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたすことを確認した場合は、その道路管理者に速やかに通報し、応急復旧実施について要請を行う。

(2)応急復旧工事の体制

①要員及び資機材の確保

市内建設業者の協力を得て、復旧工事の要員及び資機材を確保する。なお、応急工事を迅速に実施するため、あらかじめ次の措置を講じておく。

ア　応急工事に必要な施工技術者、技能者の現状把握、及び緊急時における動員方法
イ　地元建設業者の現状把握、及び緊急時における協力要請方法
ウ　応急工事に必要な資機材の確保
エ　建設機械等の現状把握、及び緊急時における調達の方法

②応援又は派遣の要請

本部長（本部班）は、災害による被害が激甚のために応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、【本章 第７節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」】に定めるところにより、知事に対し自衛隊の派遣要請の依頼を行うとともに、県及び他の地方公共団体に対し直ちに応援を求める。

(3)道路の応急復旧工事の実施

被害を受けた市道について、重要度が高い順に、次の応急復旧工事を実施する。

ア　排土作業又は盛土作業

イ　仮舗装作業

ウ　障害物の除去

エ　仮道、仮橋等の設置

なお、市道以外の道路について、一部地域が孤立するなど事態が緊急を要し、かつ当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合には、必要最小限の範囲で速やかに応急復旧工事を実施する。

2 河川施設

(1)河川施設の応急対策

災害により河川施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、河川管理者と連携して施設の応急復旧に努め、被害が拡大しないよう適切な措置を講ずる。その際、当該施設の重要度、対策に要する資機材の入手の可能性、工期等を総合的に考慮し、対策の優先順位を定め実施する。

①河川施設の緊急点検

堤防護岸に関しては巡視・見回りを行い、決壊口、災害復旧の未着手箇所、その他危険箇所に対する緊急点検を実施する。

②復旧計画の樹立

堤防及び護岸については、洪水により被害が増大するおそれがある区間や基礎洗掘箇所を補強し、クラック等による増破を防ぐため、速やかに復旧計画を樹立し、復旧にあたる。

③市民への広報

総合政策対策部（企画広報班）は、被害の状況、災害の危険性、復旧状況、避難情報等について、報道機関、広報車等により市民に広報する。

(2)排水対策

水門及び排水機等の破損については、二次災害の危険性を考慮して速やかに対処する。

浸水地域における排水については、可搬ポンプを確保して優先的に排水作業を行う。

(3)関係機関との連携

河川施設等は、上流域から下流域までの一貫した流域管理対策が望まれるため、国、県の施設管理者等と相互連携を図り、迅速な応急措置を講ずる。

第17節　ライフライン施設の応急復旧

[施策の基本方針]

大規模災害により上下水道、電力、通信等のライフライン施設が被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

各事業者は、早期復旧を目指して応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　水道施設の応急対策	上下水道対策班
第2　下水道施設の応急対策	上下水道対策班、企画広報班
第3　その他のライフライン施設の応急対策	本部班

第1　水道施設の応急対策

上下水道対策部（上下水道対策班）は、災害の発生により水道施設に被害が生じた場合は、応急復旧を速やかに実施し、水道水の供給維持に努める。

1　事前対策

ア　被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧計画を立案しておく。

イ　被害想定をもとに、あらかじめ管類、弁類等被災施設の復旧に必要な資機材を調達できるよう、近隣水道事業体と調整を図りつつ資機材の備蓄に努める。

ウ　関係事業者及び他の水道事業体等と事前に協議調整（相互応援体制の整備、役割分担等）し、被災時における人員等の確保を図る。

エ　水道管路図等の整備を推進するとともに、これら資料の分散保管に努める。

2　応急復旧対策

ア　上水道施設に関わる送電線状況については、九州電力送配電株式会社と緊密な連携を保ちつつ、施設が被災した場合は停電時における応急送水対策を再確認するとともに、早期の電力供給再開を要請する。

イ　停電時においては自家発電設備により対処するため、送水ポンプの運転状況及び配水池の水位等を絶えず相互に監視しつつ把握する。

ウ　被害程度により、早期復旧が困難であって断水に至ると判断されるとき、又は応急措置等のため局部的な断水の必要が生じた場合は、その断水対象地区の市民に対して早期に断水がある旨の予告を行う。

エ　飲料水の供給

災害により現に飲料水を得ることのできない者に対して飲料水を供給する。

オ　被害状況の調査及び対策

被害状況の迅速な調査を実施し、適切な対策を立案して速やかに対策を実施する。

カ　応急復旧工事の実施

上下水道対策部（上下水道対策班）は、次により応急復旧工事を速やかに実施し、給水を確保する。

なお、被害の程度により、期間と工事費を必要とする箇所については仮復旧を優先させ、改めて本格的な復旧工事を施工する。

○被災施設の給水能力を保持することを前提として、取水、導水、浄水施設の機能確保を行うとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管復旧及び基幹配水管復旧を最優先に行う。その後、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設、指定避難所等の重要施設への給水が早急に行われるよう考慮しながら順次、配水支管、小管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

○復旧後の施設使用開始に当たっては、水質保全に留意し、管内の清掃、塩素消毒等の措置を十分に行う。

○管路等の地下埋設施設の応急復旧工事については、道路管理者及び他地下埋設施設の管理者との連絡調整を密に図る。

第2　下水道施設の応急対策

上下水道対策部（上下水道対策班）は、災害発生時に下水道施設（公共下水道及び農業集落排水施設）が被災することにより汚水、汚物等が滞留すると、地域社会の保健衛生状態が不良となるばかりではなく、感染症が発生しやすくなるため、速やかな施設の応急復旧に努める。

1　応急措置

ア　汚水処理施設の防護

イ　利用者への損害状況、注意事項等の広報

ウ　汚水処理（マンホール・トイレ等の設置）に関する調整

エ　施設の応急復旧計画策定（優先処理施設に関する検討）

2　下水道施設の応急復旧対策

下水道施設の災害復旧は、市民生活に与える影響が大きいため、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、計画に基づいて関係機関と調整の上で迅速な復旧に努める。

(1)水処理対策

災害により被害を受けた下水道施設は、速やかに復旧するが、水洗トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要に応じて共同の仮設トイレを設ける等の追加対策を講ずる。また、下水処理施設による受入れについても、計画的処理に努める。

(2)管路

管路の被害に対しては、汚水の流下に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧方針について検討する。

工事中の箇所については、施工業者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。

可般式ポンプ等の資機材は、所要量を整備・調達し、応急対策にあたる。

(3)ポンプ場及び処理場

停電によりポンプ場及び処理場機能が停止した場合は、ディーゼル発電機等によってポンプ及び処理施設等の臨時運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態の発生を最小限とするため、速やかな対応ができるよう努める。

特に、防護の必要のあるものに対しては、洪水、その他の被害に備える。

3 情報の連絡･広報

(1)情報の連絡

被害状況、応急措置、応急復旧状況について、本部及び県本部に密に連絡する。

(2)市民への広報

総合政策対策部（企画広報班）は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

第3 その他のライフライン施設の応急対策

本部班は、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社及び西日本電信電話株式会社と連携を図り、電力・通信施設の速やかな応急復旧に努める。

1 電力施設の応急復旧

(1)災害対策に対する体制

九州電力株式会社は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、次の体制のもとで応急対策にあたる。

■九州電力㈱、九州電力送配電㈱の災害対策組織図

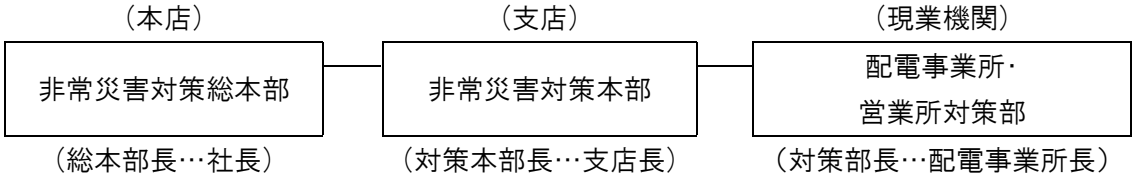

(2)災害時における応急復旧工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

■応急工事の基準

水力発電設備	移動用機器、予備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を講ずる。
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
配電設備	仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員などの条件を考慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。
通信設備	衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

■復旧順位

設備名	復旧順位
水力発電設備	①　系統に影響の大きい発電所 ②　当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ③　早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④　その他の発電所
送電設備	①　全回線送電不能の主要線路 ②　全回線送電不能のその他の線路 ③　一部回線送電不能の主要線路 ④　一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①　主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 ②　都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③　重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①　病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ②　その他の回線
通信設備	①　給電用電話回線 ②　系統用保護制御用回線 ③　電力運用監視制御用回線 ④　その他回線

2 通信施設の応急復旧

(1)災害対策に対する体制

西日本電信電話株式会社（宮崎支店）は、災害が発生した場合、状況に応じＮＴＴ西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置し応急対策にあたる。

■NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図

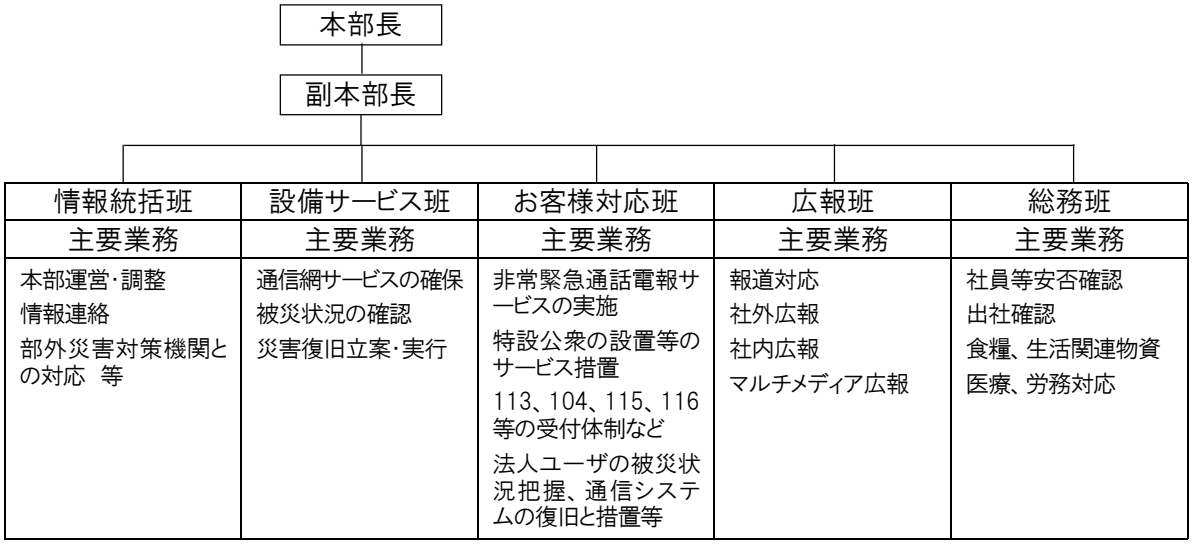

(2)災害時における応急復旧

災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置を講ずることとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置をもって復旧に努める。

■電気通信サービスの復旧順位

順位	復旧回線		
第１順位	電話サービス		・重要通信を確保する機関（第１順位）の加入電話回線各１回線 以上 ・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話１個以上 ・ＺＣ以下の基幹回線の 10(%)以上
	総合ディジタル通信サービス		・重要通信を確保する機関（第１順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に１契約回線以上 ・ＺＣ以下の基幹回線の 10(%)以上
	電報サービス		・電報中継回線１回線以上
	専用サービス等	専用サービス	・重要通信を確保する機関（第１順位）の専用回線各１回線以上 ・テレビジョン放送中継回線１回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	・対地別専用線の 10(%)以上
		国内通信事業者回線	・対地別専用線の 10(%)以上
		社内専用線	・第１順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	加入電信サービス回線、パケット交換サービス		・重要通信を確保する機関（第１順位）の当該回線各１回線以上 ・第１順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第２順位	電話サービス		・重要通信を確保する機関（第２順位）の加入電話回線各１回線以上 ・人口１千人当たり公衆電話１個以上
	総合ディジタル通信サービス		・重要通信を確保する機関（第２順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に１契約回線以上
	専用サービス等		・重要通信を確保する機関（第２順位）の専用回線各１回線以上
	加入電信サービス回線、パケット交換サービス		・重要通信を確保する機関（第２順位）の専用回線各１回線以上 ・第２順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの		

第18節　応急住宅の確保

[施策の基本方針]

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、①応急仮設住宅の設置、②被災住宅の応急修理、③既存の公的住宅等の空き家の活用の３種類の方法により応急居住の場を提供する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　応急仮設住宅の提供･管理	管財班
第2　被災住宅の応急修理	管財班、総務班
第3　公的住宅等の空き家活用	管財班

第1　応急仮設住宅の提供･管理

総務対策部（管財班）は、応急仮設住宅の提供・管理について、次の措置を講ずる。

1　応急仮設住宅建設の実施手順

(1)住宅に関する被害状況の把握

住宅の被害状況を調査する。なお、被害状況は市民からの情報を参考にする。

(2)被害状況の報告

把握した住宅被害の状況は本部に速やかに報告する。

(3)応急仮設住宅建設戸数の算定

住宅の被災状況及び被災者の意向調査から応急仮設住宅の必要建設戸数を算定する。また、応急仮設住宅の建設用地の確保を図る。

(4)応急仮設住宅建設計画の作成

建設戸数及び建設用地が確定した段階で、県と協議の上、応急仮設住宅建設計画を速やかに作成する。

(5)入居者の選定

応急仮設住宅建設計画の作成と並行し、入居者の選定を実施する。

なお、選定に当たっては、被災状況を考慮の上、公平・公正な立場に立って行い、要配慮者に配慮する。

(6)応急仮設住宅の建設

建設計画に基づいて応急仮設住宅を迅速に建設する。

建設資機材の調達に当たっては、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人宮崎県建築業協会等の協力を得る。

(7)応急仮設住宅への入居

応急仮設住宅の建設後、選定した被災者の入居を速やかに実施する。

■応急仮設住宅の建設フロー

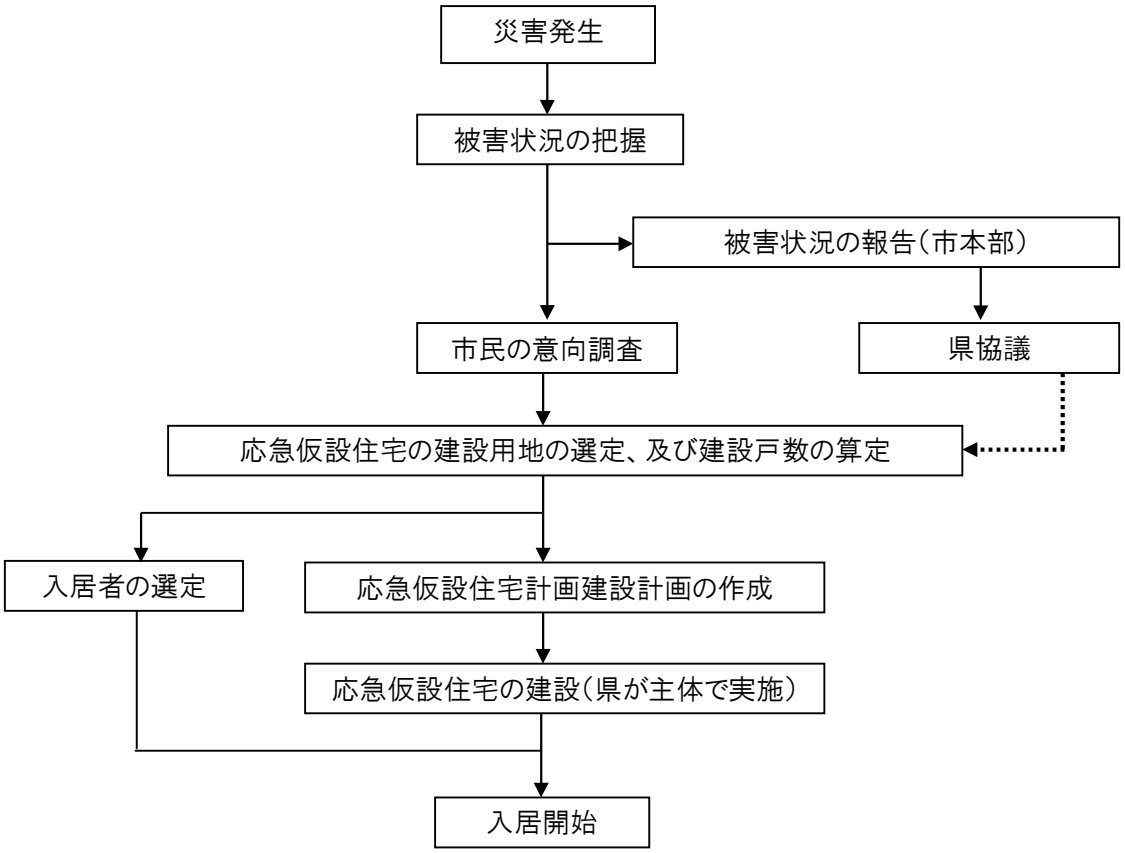

2 応急仮設住宅の建設、運営

(1)建設の実施

①実施者

応急仮設住宅の建設は、県が実施する業務であるが、災害救助法が適用された場合は、知事から本部長（市長）に委任される場合がある。

②入居対象者

住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者を、入居対象とする。

③着工及び提供の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その提供の期間は、完成の日から２年以内とする。

(2)建設用地の選定

応急仮設住宅の建設用地は、あらかじめ選定した候補地から提供する。建設用地は、被災地に近い場所とするが、災害発生地区の状況及びライフライン等の施設整備状況等を総合的に考慮して決定する。

※資料編G-3[応急仮設住宅建設予定地]参照

(3)設置戸数、規模、仕様、費用等

災害救助法の救助基準による。なお、応急仮設住宅の構造については、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮し、バリアフリー機能の確保に努める。

※資料編J-2[災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]参照

(4)入居者の選定

県から入居者選定が市に委任された場合は、選定に当たり十分な調査を行い、必要に応じて民生委員・児童委員の意見を聴取するなど、被災者の資力、その他生活条件を十分に参考にして行う。その際には、次のいずれかに該当する者を優先的に選定する。

ア　生活保護法の被保護者及び要保護者

イ　特定の資産のない失業者、寡婦及び母子世帯、高齢者、病弱者及び障がい者、勤労者及び小規模企業者

ウ　上記に準ずる経済的弱者

(5)福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を必要に応じて設置する。

(6)要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー及び手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能確保、健康維持及び精神的な安定確保に努める。

(7)応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅に管理者を置く場合は、男女両方を配置する。管理者は、常に入居者の実態を把握し、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努める。

応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位、個人単位で作成し、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載する。なお、個人情報の取扱及び管理には十分に注意する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入れに配慮すること。

(8)入居者に対する仮設住宅の性格の説明

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建築物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるため、入居者にこの趣旨の理解を徹底する。

(9)地域社会づくり

応急仮設住宅の運営に当たっては、次の点に配慮し、地域社会づくりに努める。

ア　応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等に配慮する。

イ　大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合は、団地内の地域社会づくりを進めるため、自治会などの育成を図り、自治会長や副会長等の役員に女性の参画を進める。

ウ　自治会では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行う。

エ　応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮する。

オ　高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生委員・児童委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動が行われるよう配慮する。

(10)応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し、被災者の恒久住宅への移転を推進・支援する。

ア　恒久住宅需要の的確な把握
イ　住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底
ウ　公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
エ　高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
オ　その他、住宅等に関する情報の提供

3 災害救助法が適用された場合の措置

仮設住宅を設置して被災者を入居させたときは、次の書類を整理し、保管する。

ア　救急実施記録日計票（様式集　様式６号）
イ　応急仮設住宅台帳（　同　　災害救助法様式８）
ウ　応急仮設住宅用敷地賃貸契約書
エ　応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書
オ　工事契約書、その他設計書、仕様書等
カ　応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
キ　入居誓約書

※資料編K-9[災害救助法関係様式]参照

第2 被災住宅の応急修理

総務対策部（管財班）は、被災住宅の応急修理について、次の措置を講ずる。

1 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理については、次による。

(1)実施責任者

知事から委任された場合は、本部長（市長）が実施する。

(2)対象者

半壊又は半焼の被害を受け、かつ、この被害のために差し当たって日常生活を営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところのなく、自らの資力で応急修理できない世帯を対象とする。

なお、対象世帯の選定に当たっては、災害救助法担当課、民生委員等からなる選考委員会を設置する。

(3)応急修理内容の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及びトイレ等で日常生活を維持するに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

(4)実施期間

応急修理は、原則として、災害発生の日から１か月以内に完了する。

※資料編J-2[災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]参照

(5)建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。総務対策部（総務班）は、市職員のみによってはこの事務に対応できない場合は、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

■住宅の応急修理フロー

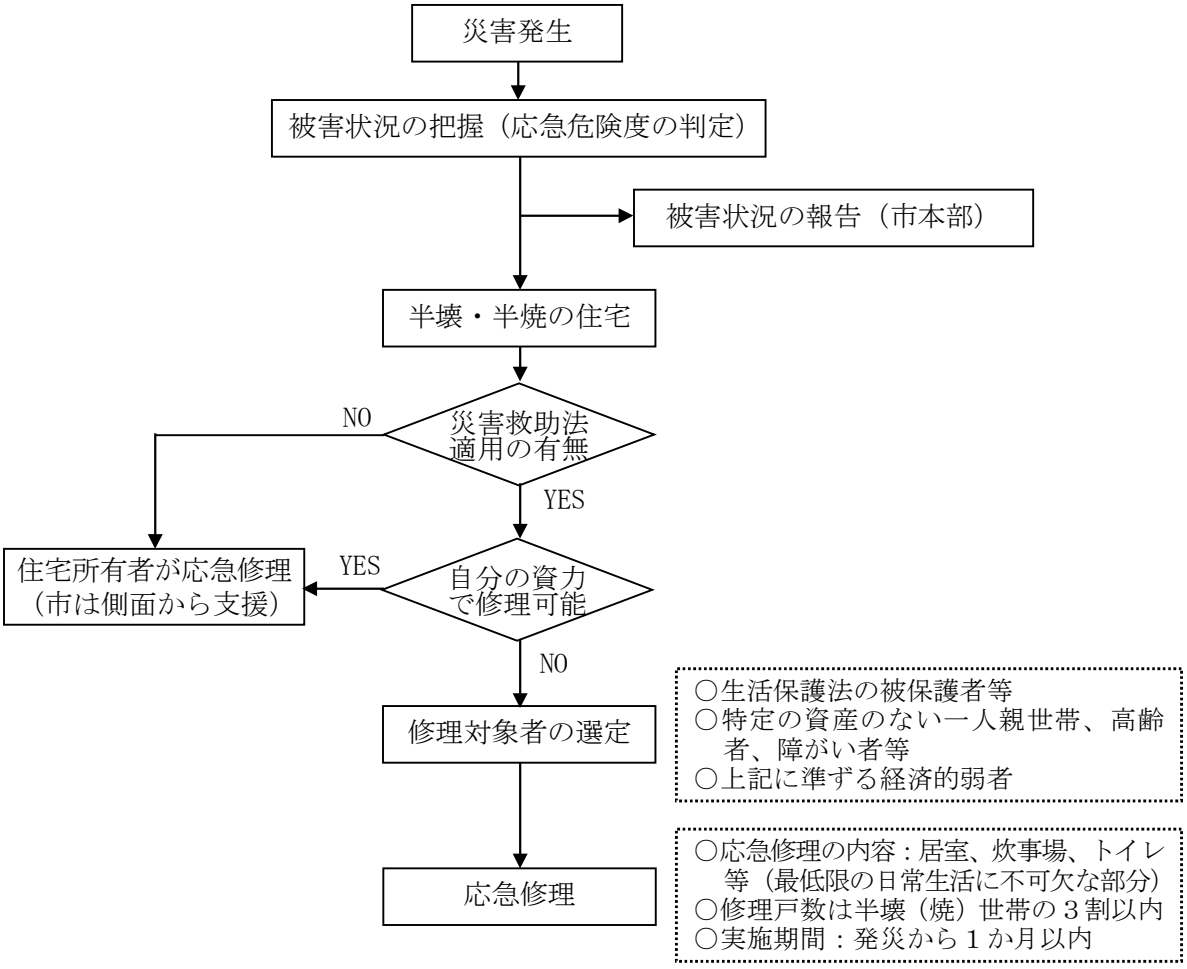

2 住宅関連の障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（以下「障害物の除去」という。）は、災害救助法の基準により実施する。

(1)対象者

救助法による対象者は、住家の一部又は全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者である。

(2)実施

障害物の除去は、被害にあった住宅の所有者又は管理者が行うべきことであるが、当該災害が救助法の適用を受けた場合は、知事が実施する。

総務対策部（管財班）は、知事の委任を受けた場合は、建設業協会等の協力を得て実施する。

実施に当たっては、損壊建物数等の情報を収集し、災害廃棄物処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに、処理計画を定め、同時に県に連絡する。

(3)実施期間

救助法による障害物の除去を実施できる期間は、災害発生の日から 10 日以内である。

ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(4)除去された廃棄物の処理

除却された土石、竹木等は、原則として、現場内で居住の支障にならない場所に集積して処理する。

また、発生した災害廃棄物（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ（可燃、不燃））は、【本章　第 13 節「保健衛生、防疫、ごみ・災害廃棄物処理等に関する活動」】に準じて処理する。

3 災害救助法が適用された場合の措置

住宅の応急修理を実施したときは、次の書類を整理し保管する。

なお、直営工事で修理を実施した場合には、修理材料受払簿、大工・作業員等の出面簿、並びに材料輸送簿等を整備する。

ア　救助実施記録日計票（様式集　様式６号）

イ　住宅応急修理記録（　同　　災害救助法様式 16）

ウ　住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

エ　住宅の応急修理関係支払証拠書類

※資料編K-9[災害救助法関係様式]参照

第3 公的住宅等の空き家活用

1 市営住宅等の活用

総務対策部（管財班）は、市営住宅等への一時的な入居の斡旋手続を行う。

入居の対象者は、原則として、応急仮設住宅への入居の基準に準じる。

2 民間住宅の借り上げ

総務対策部（管財班）は、必要に応じて民間賃貸住宅の借り上げを行う。

第19節　ボランティア活動との連携（自発的支援の受入れ）

［施策の基本方針］

大規模災害が発生した場合、市及び防災関係機関だけでは、迅速かつ的確に応急対策を実施できないことが予想されるため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図り、被災者の生活救援を行う。

また、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

［施策の体系・担当部署］

施策	担当部署
第1　ボランティアの受入れ	福祉対策班
第2　ボランティアの派遣要請	福祉対策班、本部班
第3　地域安全ボランティアの活動	本部班

第1　ボランティアの受入れ

市（福祉対策班）は、災害時及び復旧時における災害ボランティアの活動支援について、ボランティアの総合窓口を設置し、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部等と連携してボランティアの総合調整を図るものとする。

1　ボランティアの支援に関する計画

(1)災害ボランティアセンターの設置・運営

市（本部長）は、ボランティアの協力が必要な災害が発生した場合、市社会福祉協議会と協議の上、災害ボランティアセンターの設置を決定する。

市社会福祉協議会は、市（福祉対策班）と連携して、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入体制を確保する。また、受入れにおいては、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を促進する。

災害ボランティアセンターは、八幡原市民総合センター及び小林市地域防災センターに設置し、次の業務を行う。なお、市社会福祉協議会は、ボランティアの支援活動が適切・円滑に行えるよう、あらかじめ「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成する。

ア　被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
イ　ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
ウ　活動中のボランティアへの支援
エ　ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
オ　被災者やボランティアに対する情報提供
カ　ボランティア連絡会議の開催
キ　ボランティア活動のための地図及び在宅要配慮者のデータ作成・提供
ク　災害対策本部との連絡調整

ケ　県災害ボランティアセンターへの支援要請
コ　その他被災者の生活支援に必要な活動

(2)県災害ボランティアセンターとの連携

市（福祉対策班）は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、市と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集及び情報提供活動等を行う。

市が県から事務の委任を受けた場合は、災害ボランティア活動と市が実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託することにより、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担とすることができる。

(3)小林市災害ボランティアコーディネートセンター等との連携

市社会福祉協議会、災害ボランティアセンター及び市（福祉対策班）は、災害ボランティア活動のコーディネートを行う小林市災害ボランティアコーディネートセンター（ＳＶＣ）との連携・協力体制を構築する。また、必要に応じて各地区のきずな協働体がボランティアの地域拠点となれるよう連携・支援体制を構築する。

2 ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに市又は県の災害ボランティアセンターを通じて協力依頼する活動内容は、おおむね次のとおりとする。

活動項目	活　動　内　容　等
炊出し等	○炊出しのための物資の調達、必要数量の把握 ○調理、分配 ○飲料水の供給作業
物資の搬送・仕分け	○市内外からの物資の搬送及び搬入作業 ○物資の数量、品目種類等の整理、把握 ○必要物資、数量把握及び本部連絡、避難者への公平・適正な分配 ○輸送手段、要員等の計画・確保
避難所での救援活動	○指定施設・緊急的に設営した施設等での活動 ○避難者の実態把握 ○負傷者、高齢者、障がい者等の介助 ○避難所生活から自立するための支援活動 ○避難者の自立のための情報提供・援助、避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 ○問合せ等への対応 ○在宅居住被災者への支援
救護所での活動	○救護所における医療活動の補助 ○必要な物資の搬送 ○医療機関等への連絡
情報伝達・広報	○避難所内及び災害発生地域での被災者に伝達すべき情報の連絡・広報・広報紙の配布等 ○外国語による外国人への情報伝達・広報・広報紙の配布等 ○視覚障がい者、聴覚障がい者等への情報支援

活動項目	活　動　内　容　等
情報収集（調査活動）	○災害発生地域、被害実態、不足品調査、その他緊急的に必要な措置、物資等の調査 ○避難所内及び災害発生地域での各種情報の収集及び災害本部への連絡
募金活動	○義援金の受付、整理、団体内の呼びかけ

3 ボランティア等への啓発

ボランティアや民間支援団体等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

ア　被災地では基本的に２人以上で行動する。
イ　被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
ウ　被災者は、同性でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
エ　女性に対する暴力等を予防する。（防犯ブザーの携帯等）

第2 ボランティアの派遣要請

1 派遣協力の依頼方法

市（福祉対策班）は、市内のボランティア団体等の奉仕協力を必要とするときには、ボランティア団体等の就業計画を作成し、ボランティア団体等の代表者に対して次に掲げる事項を通知し、派遣協力を依頼する。

ア　応援を必要とする理由
イ　作業内容
ウ　従事場所
エ　人員
オ　従事期間
カ　集合場所
キ　その他必要な事項

2 専門ボランティアの派遣要請

市（福祉対策班）は、各班から専門的技能を有するボランティアの要請があったときには、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県災害ボランティアセンター並びに関係団体等に対してボランティア派遣を要請する。

ア　医療、助産分野
イ　障がい者、高齢者福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）
ウ　建築分野（被災建築物危険度判定士）
エ　語学分野
オ　輸送分野
カ　情報通信分野
キ　その他、専門的な技能を有する分野

3　災害ボランティアコーディネーターの確保及び派遣要請

市（福祉対策班、本部班）及び市社会福祉協議会は、小林市災害ボランティアコーディネートセンター（ＳＶＣ）と連携し、平常時から災害ボランティアコーディネーターの養成、確保に努める。

なお、災害ボランティアコーディネーターが不足する場合は、県災害ボランティアセンターに対して派遣を要請する。

第3　地域安全ボランティアの活動

災害発生時には、市、県、防犯協会、警察、市社会福祉協議会との連携・協力のもと、次の活動を行う。本部班は、必要に応じ、地域安全ボランティアが行う活動に対して、支援・指導を行う。

ア　地域での安全パトロール活動

イ　避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動

ウ　高齢者等の弱者宅訪問活動

エ　防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等のおそれのある新たな危険箇所の確認活動

オ　防犯協会の防犯資機材や各地から寄せられる救援物資の配分協力活動

第20節　災害救助法の適用

[施策の基本方針]

大規模災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れなどの各種災害により、多大な人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行う。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　災害救助法の適用	福祉対策班、関係各班
第2　被害状況の調査	被害調査班、消防対策班
第3　被害の認定	被害調査班

第1　災害救助法の適用

災害救助法の適用については、同法、同法施行令等の定めるところによるものであり、その内容は次のとおりである。

1　災害救助法による救助の種類と実施者

(1)災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

ア　避難所及び応急仮設住宅の供与
イ　炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
ウ　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
エ　医療及び助産
オ　被災者の救出
カ　被災した住宅の応急修理
キ　学用品の給与
ク　埋葬
ケ　遺体の捜索及び処理
コ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
サ　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの。

(2)救助の実施者

災害救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

ただし、知事は、救助を迅速、的確に行うために、必要があると認めるときには、救助の実施に関するその職権の一部を本部長（市長）に委任するものとし、委任を受けた本部長（市長）は委任された事項についての実施責任者となる。

2 災害救助法の適用基準

指　　標	基準(滅失世帯)
○市内の住宅滅失世帯数（１号適用）	60 世帯以上
○県内の住宅滅失世帯数 かつ市内の住宅滅失世帯数（２号適用）	1,500 世帯以上 30 世帯以上
○県内の住宅滅失世帯数 かつ市内の住宅滅失世帯数（３号適用）	7,000 世帯以上 多数の世帯
○災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市域で多数の住宅が滅失（３号適用）	
○多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（４号適用）	
○災害が発生するおそれがある場合で、次のすべてに該当し、知事が特に救助が必要と認めたとき（５号適用） ア　国において当該災害に係る特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）が設置されたとき イ　政府本部の所管区域として宮崎県が告示されたとき ウ　当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき	

※　１号～４号は、災害救助法第２条第１項、５号は、同法第２条第２項の規定による

3 災害救助法の適用申請

本部長（福祉対策班）は、前記２の「適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合においては、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、あわせて災害救助法の適用を申請する。なお、申請は口頭によるものでも可とする。

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができない時には、本部長（福祉対策班）は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事から指揮を受ける。

災害救助法に係る事務手順及び救助法の適用に係る事務手順については、資料編「災害救助法に係る事務手順一覧」による。

※資料編J-1[災害救助法に係る事務手順一覧]参照

4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

資料編「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」によるものとする。また、救助期間については、やむを得ない特別の事情があるときには、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

※資料編J-2[災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]参照

5 救助の実施状況及び報告

災害救助法に基づく救助の実施状況について、毎日、記録及び整理するとともに、その状況については知事へ報告する。

第2 被害状況の調査

市民生活対策部（被害調査班）は、消防対策部と連携し、災害救助法の適用を申請する必要がある災害が発生した場合には、住宅の被害状況を速やかに調査する。

第3 被害の認定

市民生活対策部（被害調査班）は、被害状況の調査結果に基づき、住宅の被害認定を速やかに実施する。

1 住宅の被害認定

住宅に関する被害の認定は、次の認定基準により実施する。

■住宅の被害認定基準

被害の区分	認定基準
住家全壊 （全焼・全流失）	住宅の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住宅の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価 50%以上に達した程度のもの。
住家半壊 （半焼）	住宅の損傷又は焼失した部分の床面積が、その住宅の延べ床面積 20%以上 70%未満のもの、又は住宅の主要構造部の被害額がその住宅の 20%以上 50%未満のもの。
住家の床上浸水・ 土砂の堆積等	上記に該当しない場合であって、浸水がその住宅の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

※資料編J-3[被害状況判定基準]参照

2 住宅の滅失等の算定

住宅が滅失した世帯の数の算定に当たって、全壊、全焼、流失等住宅が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって１世帯とするものであるが、住宅が半壊又は半焼した世帯は２世帯をもって、住宅が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住宅が滅失した１世帯とみなす。

被害程度	滅失世帯
全壊（全焼・流失）	１世帯
半壊（半焼）	1/2 世帯
床上浸水	1/3 世帯

※住家：現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパ

ート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ１住家として取り扱う。

※世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。１棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

第21節　農林畜産業の応急対策

[施策の基本方針]

風水害等による農作物、家畜、農林業施設等の被害を最小限にとどめるため、事前対策を含め適切な応急対策を実施する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　農産物応急対策	農業振興班
第2　家畜応急対策	畜産班
第3　林道応急対策	農業振興班
第4　農業用施設応急対策	農業振興班

第1　農産物応急対策

1　事前対策

経済建設対策部（農業振興班）は、台風等による農産物への甚大な被害のおそれがあるときには、直ちに農家等へ注意喚起を行うとともに、関係機関と連携して予防対策の周知徹底を行う。

2　応急対策

経済建設対策部（農業振興班）は、台風等の発生により農産物に甚大な被害を受けたときには、直ちに被害状況を把握するとともに、ＪＡなどの関係機関の指導・支援を中心とした適切な応急対策を行う。

第2　家畜応急対策

1　事前対策

経済建設対策部（畜産班）は、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき又は発生したときは、飼養者に家畜を安全な場所に避難させるよう指導するものとし、避難場所の選定、避難の方法等について必要があるときは、あらかじめ計画を策定しておく。

2　応急対策

(1)家畜の防疫

経済建設対策部（畜産班）は、家畜伝染病の発生防止のため、県により編成される畜舎消毒班及び家畜衛生班と連携し、必要な防疫を実施する。死亡獣畜については、火葬場で処理するものとするが、道路の寸断等により処理ができない場合は、家畜の飼養者に対して、市長への届出を指導するとともに、知事の許可を受けて死亡獣畜の埋却又は焼却を行わせる。

ア　被災家畜に伝染病疾病の疑いがある場合、又は伝染病発生のおそれがあると認められる場合は、速やかに県の家畜防疫班の派遣を要請し、緊急に家畜の隔離や立ち入り制限措置等の予防措置を講ずる。

イ　災害のために正常な家畜の診療が受けられない場合には、経済建設対策部（畜産班）は県に対して診療家畜班の派遣を要請する。

(2)飼料の確保

経済建設対策部（畜産班）は、災害により飼料の確保が困難になったときは、県に対して政府保有の備蓄穀類（麦類、ふすま）の放出要請を依頼するほか、宮崎県経済農業協同組合連合会、その他飼料業者に対する必要数の確保及び供給について、斡旋を要請する。

第3　林道応急対策

1　事前対策

経済建設対策部（農業振興班）は、台風等により被害を生じるおそれがあるときには、森林組合等と連絡をとり、林家に対して事前対策を指導する。

2　応急対策

経済建設対策部（農業振興班）は、被災立木竹による二次災害防止と林道機能の確保のため、県と協議の上で、公共的施設及び人家に災害を及ぼすおそれのある木竹の除去、被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。

3　貯木対策

経済建設対策部（農業振興班）は、災害時の貯木場における流木対策について、森林管理署、県及び警察署と協力し、相互に緊密な連携のもと、次の措置を講ずる。

ア　災害が発生するおそれがある場合においては、その災害情報を管理者及び所有者に通報し、災害情報の周知徹底と事前措置等について指導する。

イ　台風等の災害発生時における木材の流出に対処するため、あらかじめ管理者及び所有者に対し、予防措置に必要な資機材等の準備について指導啓発を行う。

ウ　木材が流失するおそれがある場合は、管理者及び所有者に対し、その木材をそれぞれ安全な場所に搬出し、確実に固縛するよう指導又は勧告する。

エ　搬出不可能な貯木場で木材が流出するおそれがある場合は、管理者及び所有者に対し、流出防止措置を講ずるよう指導又は勧告する。

オ　木材が流出した場合、直ちに警察、県土木事務所等の関係機関へ通報する。

第4　農業用施設応急対策

経済建設対策部（農業振興班）は、災害により農業用施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

1　点検

農道について通行の危険等の確認、点検を行う。農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区等が点検を行う。

2　用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先的に補修を行う。

3 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

4 農道の交通確保

農道上の路面に崩落した土砂の取り除き等を行い、交通の確保を図る。

第22節　文教対策

[施策の基本方針]

学校、保育園及び社会教育施設は、災害発生時における児童・生徒等、施設利用者の安全を最優先に確保する。災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、実施する。

また、大規模災害から文化財の保護を図るために必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して災害対策の必要性について意識啓発を図る。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　学校教育対策	学校教育班
第2　保育対策	こども対策班
第3　社会教育施設等対策	社会教育班
第4　文化財保護対策	社会教育班

第1　学校教育対策

教育対策部（学校教育班）は、災害が発生した場合に、職員と連携し、児童・生徒等の安全を最優先に確保する。また、災害発生直後における教員の確保、文教施設の応急復旧、教科書・学用品の応急処理等の措置を速やかに講ずる。

1　実施責任者

ア　小・中学校及び幼稚園、その他の市立文教施設の災害応急復旧については、本部長（市長）が行う。

イ　小・中学校及び幼稚園の児童・生徒等に対する応急教育は、教育対策部（学校教育班）が支援し、市教育委員会が行う。

ウ　小・中学校及び幼稚園における各学校（園）長は、災害発生の場合において、適切な措置がとれるよう平常時から具体的な応急教育計画をたてておく。

エ　災害救助法による教科書及び学用品の支給については、知事の補助実施機関として本部長（市長）が行う。

2　応急教育対策

(1)児童・生徒等の安全の確保措置

災害発生時においては、各学校（園）長が中心となり、児童・生徒等の安全確保のための措置を講ずる。

①災害発生直後

ア　学校（園）長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を行う。

イ　学校（園）長は、災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に連絡して災害対策に協力し、校（園）舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。

ウ　学校（園）長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

エ　応急教育計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

②災害復旧時

ア　学校（園）長は、教職員を掌握するとともに、校（園）舎の整備を行い、被災状況を調査し、市教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。

イ　学校（園）長は正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、関係機関の援助等により処置する。

ウ　疎開した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。

エ　災害の推移を把握し、市教育委員会と連絡の上、平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(2)休校(園)措置

大規模災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときには、各学校（園）長は市教育委員会と協議して、必要に応じて休校（園）措置を講ずる。

各学校（園）長は、休校（園）措置を登校（園）前に決定したときには、直ちにその旨を適切な方法により児童・生徒等に徹底する。また、登校（園）後に休校を決定し、帰宅させる場合には、注意事項を十分徹底させ、低学年児童及び幼稚園児にあっては教職員が地区別に付き添い帰宅等の措置を講ずる。

(3)学校施設の確保

災害の規模、被害の程度によって、次の措置を講ずる。

①校(園)舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設を利用するものとし、それでも不足するときは、二部授業（在学（園）する生徒を複数組に分け、別々の時間帯で授業を行うこと）等の代替え方法による。

②校(園)舎の全部又は大部分が利用できない場合

体育館・公民館等の公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

③特定の地区が全体的に被害を受けた場合

避難先の最寄りの学校又は被災を免れた体育館や公民館等の公共施設を利用する。

なお、利用すべき施設がないときは、応急仮校舎の建設を行う。

④市内に適当な施設がない場合

南部教育事務所（都城市）を通じて県教育委員会に施設の斡旋を要請する。

(4)教職員の確保

市教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。教職員の補充が必要な場合は、南部教育事務所（都城市）及び県教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努める。

3 就学援助に関する措置(教科書及び学用品の給与)

教科書及び学用品の給与については、災害救助法の規定に基づき次のとおりとする。

(1)対象者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水による被害を受けた小・中学校及び幼稚園の児童・生徒等で、学用品を喪失又はき損し入手することができない者

(2)給与の品目

ア　教科書
イ　文房具
ウ　通学用品

4 学校給食の応急措置

市教育委員会は、当該施設・設備、物資等への被害を把握するとともに、応急給食の必要を認めるときは、県教育委員会、県立学校及び保健所と協議の上、実施する。このとき、次の事項に留意する。

ア　被害があってもできうる限り継続実施するよう努める。
イ　給食施設等が被害のため給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

5 児童･生徒等に対するその他の措置

(1)災害時における環境衛生の確保

災害後の感染症、防疫対策について、学校（園）長は、保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに講ずる。

(2)災害時における心の健康への支援

被災した児童・生徒等の健康管理に配慮し、臨時の健康診断や健康相談等を実施するなど、児童・生徒等の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

6 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

(1)臨時のカリキュラムでの対応

教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるため、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。

児童・生徒等の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認した上で、午前中を授業として、午後は家の手伝い等をさせるなど状況に応じた弾力的な対応を行う。

(2)公共施設の利用(公民館や図書館など)

道路等が寸断されている場合は、地区ごとに公民館等で授業を再開する。

(3)民間施設の活用

(4)プレハブ校舎の早期設置

(5)訪問教育の実施等

児童・生徒等の通学路が、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教職員の訪問指導を実施する。

また、家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

※資料編Ⅰ-6[小･中学校等一覧]参照

第2　保育対策

1　事前措置

健康福祉対策部（こども対策班）は、災害発生のおそれがある場合には、休園措置について検討し、保育園長を通じ保護者へ速やかに伝達する。

2　災害発生直後の体制

ア　保育園長は、状況に応じて緊急避難の措置を講ずる。この場合、園児の安全確保を第一とし、園において園児を保護者に確実に引き渡す。

イ　保育園長は、災害の規模、園児・職員及び施設・設備等の被害状況を把握し、速やかに健康福祉対策部（こども対策班）に報告する。

ウ　勤務時間外に災害が発生した場合には、職員は所属保育園に参集し、市本部が行う災害応急復旧対策に協力する。保育園長は、応急保育の実施及び保育園管理等のための体制を確立する。

エ　保育園長は、状況に応じて臨時の保育編成を行い、速やかに園児及び保護者に周知する。

オ　本部長は、健康福祉対策部（こども対策班）を通じて保育園長に対して適切な緊急対策を指示する。

3　応急保育の実施

災害が発生した場合には、市内の保育園に臨時保育園を開設し応急保育を実施する。保育は、臨時保育園に充てられた保育士があたる。

ア　保育園長は、職員を掌握し保育園の整理を行い、園児の被災状況を把握した上で、健康福祉対策部（こども対策班）に連絡し復旧作業に努める。

イ　　健康福祉対策部（こども対策班）は、情報の伝達体制について十分な措置を講ずる。

ウ　受入れ可能な園児は、保育園において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域毎に実情を把握するよう努める。

エ　園内の衛生管理には、十分注意する。

※資料編Ⅰ-6[小･中学校等一覧]参照

第3　社会教育施設等対策

教育対策部（社会教育班）は、公民館等の施設管理者と連携し、施設利用者の安全確保を図り、状況に応じて近隣の指定避難所等に迅速かつ適切に避難誘導する。

また、施設被災状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施する。なお、施設の被災状況については、迅速かつ的確に本部班に報告する。

第4　文化財保護対策

教育対策部（社会教育班）は、災害が発生した場合には、文化財等の被害を最小限に抑えるよう、迅速な応急対策を実施する。万一文化財に破損等が生じた場合は、被災した文化財は市文化財保存調査委員会等の意見を参考にして、文化財の価値を維持するよう被災文化財個々についての対策を所有者等に指示又は指導するとともに、関係機関の指導のもとで復旧計画を策定する。

なお、災害が発生した場合には、速やかに次の措置を講ずる。

ア　文化財管理者から被災状況に係る情報を速やかに収集し、状況に応じた応急対策を指導するとともに、必要に応じて係員を現地に派遣し、被災状況調査を実施する。

イ　被害が著しい場合には、管理者及び県教育委員会と協議し、移設可能な文化財であれば一時的に安全な場所に保管する。

ウ　文化財の破損等が生じた場合は、関係機関（国、県）に対し、速やかに報告を行う。

※資料編Ⅰ-7[文化財一覧]参照

第23節　義援金･義援物資の受入れ

[施策の基本方針]

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、県及び関係機関と連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図る。

[施策の体系･担当部署]

施策	担当部署
第1　義援金･義援物資の受入れ	受援対策班
第2　義援金･義援物資の配分及び保管	受援対策班
第3　受領書の発行	受援対策班
第4　書類の整備	受援対策班

第1　義援金･義援物資の受入れ

健康福祉対策部（受援対策班）は、市に対して寄せられた義援金・義援物資を受入れる。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、義援物資の募集に当たっては、物資を円滑に受入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

ア　品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で１包みとすること

イ　梱包は開かなくても内容が分かるよう、識別表等により内容を表示すること

ウ　物資は、新品が望ましいこと

エ　物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること

オ　物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること

第2　義援金･義援物資の配分及び保管

健康福祉対策部（受援対策班）は、義援金・義援物資の配分については、公平性や透明性を確保するとともに、被災者の被害状況等を考慮し、本部会議又は庁内会議で決定する。

また、委託義援金については、配分及び使途が確定するまでの間は市の口座に預け入れ、義援物資については健康福祉対策部（受援対策班）において保管する。

第3　受領書の発行

健康福祉対策部（受援対策班）は、義援金・義援物資の受託に際して、受領書を発行する。

第4　書類の整備

健康福祉対策部（受援対策班）は、次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存する。

ア　義援金の受入れ及び配分台帳

イ　義援物資の受領及び配分台帳

第24節　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	本部班

第1　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。(平成25年6月改正災害対策基本法第105条)

内閣総理大臣により、小林市の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

■災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし

1．避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2）
　政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外）は、適用しない。
　ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

2．臨時の医療施設に関する特例（第86条の3）
　政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。

3．埋葬及び火葬の特例（第86条の4）
　厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬又は収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。

4．廃棄物処理の特例（第86条の5）
　環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第4章　災害復旧・復興計画

第1節　地域の復旧・復興の基本的方向の決定

[施策の基本方針]

被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　復旧･復興の基本的方向の決定	企画政策課

第1　復旧・復興の基本的方向の決定

1　地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本的な方向を決定し、復興計画を策定する必要がある。

市（企画政策課）は、その基礎資料となる被災地の詳細情報を関係機関と緊密な連携を図りながら収集し、整理分析を行う。

2　地域住民の意向の把握

市（企画政策課）は、被災した市民等関係者との話し合いの場等を設定し、市民の意向を適正に把握し、復旧・復興の方向に対する理解と合意形成に努める。

3　基本方針の策定

市（企画政策課）は、復旧・復興の基本方針の策定にあたり、県や関係機関等との緊密な意志疎通を図りつつ、地域の実情や市民の意向等を踏まえた統一的、かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

(1)被害が比較的軽い場合

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

(2)被害が甚大な場合

災害により広範囲かつ甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、市が主体となって市民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画も促進する。

第2節　迅速な現状復旧の進め方

[施策の基本方針]

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画する。この場合、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう防災関係機関と事前協議を行い、その調整を図る。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　公共施設災害復旧事業計画	企画政策課、関係各課
第2　激甚災害の指定	関係各課

第1　公共施設災害復旧事業計画

市（企画政策課）は、関係各課と連携しつつ、基本方針に基づき事業計画を検討し、作成する。

1　災害復旧事業計画の種類

(1)公共土木施設災害復旧事業計画
　①　道路施設災害復旧事業計画
　②　河川施設災害復旧事業計画
　③　砂防設備災害復旧事業計画
　④　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
　⑤　地すべり防止施設災害復旧事業計画
　⑥　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
　⑦　下水道施設災害復旧事業計画
　⑧　公園施設災害復旧事業計画
(2)農林水産業施設災害復旧事業計画
(3)都市災害復旧事業計画
(4)上下水道災害復旧事業計画
(5)住宅災害復旧事業計画
(6)社会福祉施設災害復旧事業計画
(7)公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
(8)学校教育施設災害復旧事業計画
(9)社会教育施設災害復旧事業計画
(10)復旧上必要な金融その他資金計画
(11)その他の災害復旧事業

2　復旧事業の方針

(1)復旧事業実施体制

指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等と連携して復旧事業を早期に実

施するため、職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置を講ずる。

(2)災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、あるいは補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定の実施が速やかに行えるよう努める。

(3)緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が実施されるよう必要な措置を講じ、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

(4)災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、再度災害の防止及び速やかな効果があがるよう関係機関と十分に連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5)復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の効率をあげるよう努める。

3　災害復旧事業に伴う財政援助

災害復旧事業費の決定は、知事、本部長（市長）の報告、資料及び実施調査に基づき決定される。これは、法律又は予算の範囲内において国が全部、又は一部を負担し、もしくは補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づき援助されるものである。

(1)法律により一部負担又は補助されるもの

ア　公共土木施設災害復旧費国庫負担法
イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法
ウ　公営住宅法
エ　土地区画整理法
オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
キ　予防接種法
ク　都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助する。
ケ　農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律

(2)激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

災害対策基本法に規定する著しい激甚である災害（激甚災害）が発生した場合は、被害状況を速やかに調査・把握するとともに、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

(3)災害復旧資金の確保措置

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確

保するため、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

ア　災害復旧経費の資金需要額の把握

イ　歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債の調査、事業の執行

ウ　普通交付税の繰上交付、及び特別交付の国への要請

エ　一時借入金及び起債の前借等による災害関係経費の確保

4 国土交通省等の権限代行制度

(1)道路

市（建設班）は、市道において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、県又は国土交通省の権限代行を要請することを検討する。

(2)河川

市（建設班）は、準用河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧に関する工事において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することを検討する。

市（建設班）は、災害時に、市長が管理する準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することを検討する。

第2 激甚災害の指定

1 制度の概要

激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定基準」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定基準」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

2 市がとるべき措置

激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける際に必要となる災害調査は、県の各関係部局が行う。市はこれらの調査等に協力する。

第3節　計画的復興の進め方

[施策の基本方針]

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって被災地域の復興に当たっては防災関係機関が連携し、計画的に事業を推進していく。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　災害復興対策本部の設置	企画政策課
第2　災害復興方針･計画の策定	企画政策課
第3　災害復興事業の実施	企画政策課、財政課、総務課、地方創生課

第１　災害復興対策本部の設置

市（企画政策課）は、災害対策本部と連携を図りながら、将来目標に向かっての復興計画策定の事務局となる災害復興対策本部（本部長：市長）を庁内に設置する。

第2　災害復興方針･計画の策定

1　災害復興方針の策定

市（企画政策課）は、学識経験者、有識者、市民代表、行政関係職員より構成される災害復興計画策定委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を議会に報告するとともに、市民に公表する。

2　災害復興計画の策定

市（企画政策課）は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3　災害復興事業の実施

1　計画推進のための体制の整備

市（企画政策課、総務課）は、災害復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、国、県及び関係機関等との事業推進、協働体制の確立に努める。その際、職員の動員体制、復興事業のための資機材の確保、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方についても確立する。

2　国、県、並びに他団体への協力要請

市（企画政策課、財政課、総務課）は、復興に多大な費用を要するため、必要に応じて県や国に財政措置を要請する。また、災害復興計画の推進のため、必要に応じて県や国、並びに他団体等に対して職員の派遣、その他の協力を求める。

3 市民への情報提供

市（企画政策課、地方創生課）は、地域復興の主体は市民であるため、定期的に市民との話合い等の機会を設定し、十分な合意形成を図るとともに、災害復興計画に関する情報提供、広報及び啓発活動等を行い、計画内容の周知徹底を図る。

第4節　被災者の生活再建支援計画

[施策の基本方針]

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応えるため、被災者の相談に応じるとともに各種の支援措置を迅速に行う。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　被災者への広報及び相談窓口の設置	危機管理課、企画政策課
第2　罹災証明の交付	税務課、危機管理課
第3　生活確保資金の融資等	関係各課
第4　雇用の確保	商工観光課
第5　税対策等	税務課、ほけん課
第6　住宅確保の支援	管財課
第7　災害復興基金の設立	財政課、企画政策課

第1　被災者への広報及び相談窓口の設置

市（危機管理課、企画政策課）は、被害を受けた市民が早期に生活の安定を図れるよう支援するため、各種支援措置について被災地以外へ疎開等を行っている被災者を含め広報する。また、相談窓口を設置し、可能な限り細やかな対応に努める。

第2　罹災証明の交付

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に市長及び消防本部（中央消防署）長が確認できる範囲の被害について証明するものである。

市（税務課、危機管理課）は、この罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平常時より住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結を計画的に進めるなど罹災証明の交付に必要な業務の実施体制を確立する。

1　罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものである。

なお、家屋以外のものが罹災した場合において、証明の発行が必要な場合には、市長が行う罹災証明で対応する。

ア　全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水　（市長が交付）

イ　火災による全焼、半焼、水損　（中央消防署で交付）

2　被害家屋調査

市（税務課）は、消防本部（中央消防署）と連携し、被害調査にあたる。また、調査員が不足する場合は、他職員の応援を求める。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体へ応援協力を要請する。

初回の被害家屋調査は、災害発生後おおむね１か月以内に実施する。

なお、再調査は判定に不服のある家屋について被災者の申出に基づき実施する。

3 被災者台帳の作成

市（税務課）は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、大規模災害における被災者台帳の作成・管理、罹災証明発行等の被災者支援業務の円滑な実施のため、支援システムの導入についても検討を進める。

4 罹災証明書の発行

市（税務課）は、被災者台帳に基づき、申請のあった被災者に対し、被災家屋の罹災証明書を発行する。

なお、火災に関する罹災証明書の発行は、消防本部（中央消防署）で行う。

※資料編K-6[罹災証明書]参照

5 罹災証明に関する広報

市（税務課）は、罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、市広報紙等により被災者へ周知を図る。

第3 生活確保資金の融資等

関係各課は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

また、関係各課は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続きの簡素化、迅速化を図る。

1 災害弔慰金等の支給

市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により死亡した場合には、遺族に対して災害弔慰金を支給する。また、あわせて身体又は精神に障がいが残った場合には、その者に対して災害障がい見舞金を支給する。なお、費用負担は 国 1/2、県 1/4、市 1/4 となっている。

2 災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。なお、資金貸付の財源は、国が３分の２、県が３分の１を市に無利子で貸し付けることとなっている。

3 生活福祉資金の災害臨時経費の貸付け

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すために、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付けを行う。

4 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、災害による被害を受けた母子家庭及び父子家庭、寡婦に対して、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るために、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

5 被災者生活再建支援金の支給（国）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1)対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の基準については次のとおりである。

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は２号に該当する被害が発生した市内における災害

イ　市内で 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した災害

ウ　県内で 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した災害

エ　ア又はイの市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（10 万人未満に限る。）における災害

オ　アからウの区域に隣接し、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における災害

(2)被害の認定

被害認定は、「災害の被害認定基準」に基づき、適正かつ迅速に行う。

ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の 50％以上 70％未満、又は損害割合（経済的被害）が 40％以上 50％未満とする。

(3)支給対象世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続しており、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4)支援金の支給額

支給額は、次の２つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。
なお、世帯人数が１人の場合には、各該当欄の金額の 3/4 の額となる。

■住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住 宅 の 被害程度	全 壊 (3)アに該当	解 体 (3)イに該当	長期避難 (3)ウに該当	大規模半壊 (3)エに該当	中規模半壊 (3)オに該当
支 給 額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	―

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住 宅 の 再建方法	建設･購入	補修	賃 借 （公営住宅以外）
（支 給 額） 全壊・解体・長期避難・ 大規模半壊・ (3) ア～エに該当	200 万円	100 万円	50 万円
中規模半壊 (3) オに該当	100 万円	50 万円	25 万円

（※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合には、合計で 200（又は 100）万円）

(5)支給申請

支援金支給の申請を受けた場合は、速やかに申請書類の審査、並びに当該申請に係る被害認定を行う。県は市から申請書類の送付があった場合には、これを審査の上、支給の当否を決定する。

■被災者生活再建支援金の支給手順

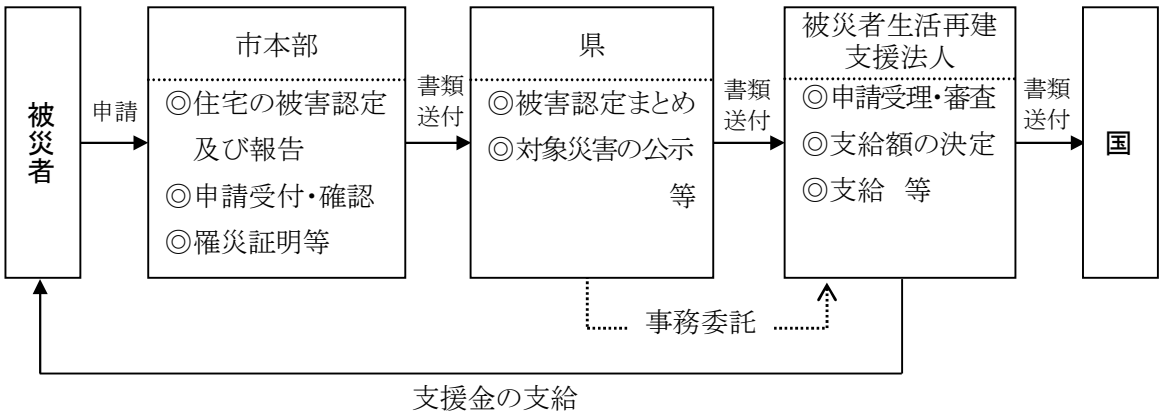

6 宮崎県･市町村被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「宮崎県・市町村災害時安心基金」を原資とした被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 対象となる自然災害

５と同じ

(2) 支給対象世帯

国の支援法が適用された自然災害により、支援法の適用以外の市町村において以下の住家被害が発生した被災世帯。

ア　住宅が「全壊」した世帯
イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
オ　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

(3) 支援金の支給額

５と同じ

7 宮崎県･市町村災害時安心基金支援金の支給

宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱（平成 19 年 7 月 23 日財団法人宮崎県市町村振興協会）に基づき、災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、市を介して「宮崎県・市町村災害時安心基金支援金」を支給する。

■宮崎県･市町村災害時安心基金支援金の支給

区　　分	支　給　の　内　容　等
実 施 主 体	財団法人宮崎県市町村振興協会
基 金 の 額	６億円（平成 19 年度から県、市町村が１億円ずつ３年間積み立て）
対 象 災 害	災害規模に関わらず、市に居住する者の住家に全壊、もしくは半壊又は床上浸水の被害をもたらした自然災害
支援金の額 （１世帯あたり）	(1) 住家の全壊世帯 ･･･････････････････････ 20 万円 (2) 住家の半壊世帯 ･･･････････････････････ 15 万円 (3) 床上浸水世帯 ･･･････････････････････ 10 万円

第4 雇用の確保

市（商工観光課）は、災害により被害を受けた市民の速やかな再起更生を支援するため、公共職業安定所と連携し、職業の斡旋、職業訓練の実施に努める。

第5 税対策等

市（税務課、ほけん課）は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置等の対策を積極的に推進する。

1 市税等の減免

(1)市民税の減免

小林市税条例及び市税減免の基準に関する規則の規定に基づき、風水害、その他これに類する災害を受け、甚大な損失を被ったものに対しては、必要があると認められるものの市民税を

減免する。

(2)固定資産税の減免

小林市税条例及び市税減免の基準に関する規則の規定に基づき、市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた固定資産については、必要があると認められるものについて、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(3)国民健康保険税の減免

小林市国民健康保険税減免の基準に関する規則の規定に基づき、不慮の災害によって住宅又は家財に損害を受けた者のうちで一定の基準に該当するものに対しては、国民健康保険税を減免することができる。

(4)後期高齢者医療保険料等の減免

宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、震災、風水害、その他これらに類する災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けた者のうち、必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

また、同じように一部負担金についても、減免等の措置を講ずることができる。

2　県税の徴収猶予及び減免等の措置

ア　県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

イ　県税の徴収猶予（１年以内、やむを得ない場合は２年以内）

ウ　滞納処分の執行の停止等

エ　県税の減免

被災した納税義務者は、次の各税目について減免される。

○個人事業税

○不動産取得税

○自動車税又は鉱区税

3　国税の徴収猶予及び減免の措置

ア　被災者に対する国税の申告、申請、請求届出、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

イ　被災者に対する所得税の減免及び徴収猶予

ウ　被災者の給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予

○納期限未到来の場合の徴収猶予

○通常の場合の徴収猶

○災害減免法に基づく徴収猶予等

第6　住宅確保の支援

市（管財課）は、公営住宅法（最終改正平成 19 年法律第 52 号）に基づいて、自力で住宅を建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行う。また、自力で住宅の建設又は補修を行う被災者に対しては、住宅金融支援機構の災害

復興住宅資金融資を受けられるように斡旋に努める。

1　災害公営住宅の建設条件

災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者等に対して住宅を賃貸するため、次に該当する場合に国補助を受け災害公営住宅の建設を行う。

(1)地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象により住宅が滅失した場合

（公営住宅法第8条第1項第1号）

ア　被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上
イ　一市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上（激甚災害は 100 戸以上）
ウ　滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上

(2)火災による場合（公営住宅法第8条第1項第2号）

ア　被災地全域の滅失戸数が 200 戸以上（激甚災害は 100 戸以上）
イ　滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上

2　災害公営住宅の入居者資格

災害公営住宅の入居者の条件は、次のとおりとする。

ア　現に同居し、又は同居しようとする親族がある（ただし、公営住宅法施行令第６条第１項各号に規定する老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要があるものを除く）こと　（公営住宅法第 23 条第１号）
イ　災害により滅失した住宅に居住していた者で、その者の収入が公営住宅法施行令第６条第５項第２号で定める金額以下であること　（公営住宅法第 23 条第２号ロ）
ウ　現に住宅に困窮していることが明らかな者であること　（公営住宅法第 23 条第３号）

3　災害公営住宅の建設戸数（公営住宅法第 10 条第1項）

災害公営住宅の建設戸数については、被災滅失住宅戸数の３割以内とする。ただし、激甚災害においては被災滅失住宅戸数の５割以内とする。

4　災害住宅融資

火災、地震、暴風雨等の災害により住宅に被害を受けた者に対して、住宅金融支援機構の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設又は補修に要する資金の貸付けを行う。

(1)災害復興住宅資金

県と連携して災害地の住宅被害状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構南九州支店に報告を行い、災害復興住宅資金の融資について支援要請を行う。

また、災害復興住宅資金貸付けを住宅支援機構が決定した場合は、県と連携して借入れ手続の指導、融資希望者住宅の被害状況や被害率の調査及び「全壊」、「大規模半壊」並びに「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行等を早期に実施し、災害復興資金の円滑な借入れ促進を図れるよう努める。

ア　建設及び新築・リユース（中古）購入、及び 10 万円以上の被害を受けた住宅補修
イ　親孝行ローン

ウ　地すべり等関連住宅融資（地すべり関連住宅、土砂災害関連住宅、密集市街地関連住宅の移転や代替え住宅の建設又は購入）

(2)マイホーム新築資金（特別貸付）

災害により滅失した住宅を当時所有し、又は使用していた罹災者（罹災の日から１年を経過しない場合のみ）は、マイホーム新築資金の特別融資を受ける事ができるため、県と連携してこれらの罹災者に対し当該資金が円滑に行われるよう制度周知を図るとともに、借入れ手続きへの相談等の支援を行う。

ただし、マイホーム新築融資の対象となる住宅は次のとおりである。

ア　住宅部分の床面積が 80～280 ㎡であること

イ　敷地面積が 100 ㎡以上であること

ウ　建設費が支援機構で定められている限度額以内であること
　住宅融資額：750 万円～1,590 万円、土地融資額：210 万円～340 万円

エ　支援機構の建設基準に当てはまる住宅であること（下記に主な技術基準を示す）

○一般の交通の用に供する道に２ｍ以上接していること

○原則として２以上の居住区（就寝室、居間、食事室など）、台所、トイレ、浴室を設けること

○住宅の構造区分が木造（耐久性）の場合は、一戸建て又は連続建てとすること

○住宅の外壁・天井裏・床下などに所定の厚さの断熱材を施行すること

○土台が木造の場合は、基礎の高さを一定以上とし、土台は柱と同寸法以上で、耐久性の高い樹種などにすること

○台所の給排水などの配管設備の点検のために床下点検口などを設置すること

第7　災害復興基金の設立

市（財政課、企画政策課）は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ機動的、弾力的に進めるため、特に必要があるときは災害復興基金の設立等について検討する。

第5節　被災中小企業の復興

[施策の基本方針]

被災した中小企業の再建を促進するため、県と連携して各種制度等を活用した融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

また、災害により被害を受けた農林畜産業者又は団体に対し、生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1　風評被害対策	農業振興課、畜産課、商工観光課、企画政策課
第2　中小企業の復興支援	商工観光課
第3　農林業の復興支援	農業振興課

第1　風評被害対策

市（農業振興課、畜産課、商工観光課、企画政策課）は、被災後の産業の復興を図るため、農産物や畜産物の安全性、観光地としての安全性・快適性等について市内外に向けて情報を発信し、風評被害による産業への打撃を防止する対策を進める。

また、災害後の風評被害の実態を把握し、必要に応じて風評被害対策会議を開催の上、風評被害を早期に解決する。

第2　中小企業の復興支援

市（商工観光課）は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）の融資、並びに信用保証協会による融資の保証等が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施し、県及び国に対して要望を行う。

1 被害状況把握のための体制整備

市（商工観光課）は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。また、関係機関に緊急に連絡を行い、その状況について通報する。

3 資金貸付けの簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、並びに貸付け条件の緩和等について特別の取扱いを実施するように要請する。

4 中小企業者に対する金融制度の周知

中小企業関係団体を通じて、国、県、並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に対して周知徹底を図る。

5 融資の弾力的運用

県と連携し、融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予等、関係金融機関に対して弾力的な対応を要請するとともに、「経済変動・災害対策貸付け」、「セーフティネット貸付け」等による融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

また、小規模企業者等設備導入資金（設備貸与を含む。）、中小企業高度化資金の返済猶予、償還期間の延長など弾力的に対応する。

第3 農林業の復興支援

市（農業振興課）は災害により被害を受けた農林業者又は団体に対して復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営安定を図るために、天災融資法、日本政策金融公庫資金等による融資を促進する。

また、農業共済団体は、農業災害補償法に基づく農業共済の災害補償業務を円滑に実施する。

1 農林業関係の融資制度の種類

災害時における農林業関係の融資制度は、次のとおりである。

■融資制度の種類

農業関係	天災資金 みやざき農業改革資金（災害資金） 農林漁業セーフティネット資金（公庫資金） 農業近代化資金（１号資金、４号資金） 農林漁業施設資金（公庫資金） 農業基盤整備資金（公庫資金）
林業関係	林業基盤整備資金（造林資金） 林業基盤整備資金（樹苗養成施設資金） 林業基盤整備資金（林道資金） 農林漁業施設資金（共同利用施設のうち林業施設資金） 農林漁業施設資金（主務大臣施設のうち林業施設資金） 農林漁業セーフティネット資金

(1)農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通により、農業経営の維持安定を図るほか、県独自の措置として、県単独の災害資金を発動し、被害農業者の経営再建を図る。

また、日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金（農地等の復旧資金）、農林漁業施設資金（施設復旧資金）を活用し、早急な災害復旧を図る。

なお、農業用施設災害については、農業近代化資金（１号資金、４号資金）、農業近代化資金における県の貸付利率の特例（施設災害復旧対策）の適用により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

(2)林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進する。

なお、林業者に対する日本政策金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め、早期復旧を積極的に指導推進する。

2 県及び市本部の措置

県及び関係行政機関と連携し、被害状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、融資要件等に該当するときには、各資金の融資について借入手続の指導等を行う。

農業災害補償法に基づく農業共済については、災害時において農業共済団体が災害補償業務を迅速かつ適正に行い、また仮払いによる共済金の早期の支払いができるよう措置を講ずる。